

さぬき市地域防災計画

【一般対策編】

令和2年3月

さぬき市防災会議

さぬき市地域防災計画

【一般対策編】

目 次

第1章 總 則

第1節 目的	1
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3

第2章 災害予防計画

第1節	治山対策計画	12
第2節	砂防対策計画	14
第3節	河川防災対策計画	17
第4節	雨水出水防災対策計画	21
第5節	海岸防災対策計画	23
第6節	ため池等農地防災対策計画	26
第7節	都市防災対策計画	27
第8節	建築物等災害予防計画	28
第9節	海上災害予防計画	29
第10節	航空災害予防計画	31
第11節	鉄道災害予防計画	32
第12節	道路災害予防計画	33
第13節	原子力災害予防計画	34
第14節	危険物等災害予防計画	36
第15節	大規模火災予防計画	37
第16節	林野火災予防計画	39
第17節	農林水産関係災害予防計画	41
第18節	ライフル等災害予防計画	42
第19節	防災施設等整備計画	44
第20節	防災業務体制整備計画	47
第21節	医療救護体制整備計画	51
第22節	緊急輸送体制整備計画	53
第23節	避難体制整備計画	56
第24節	食料、飲料水及び生活物資確保計画	62
第25節	文教災害予防計画	65
第26節	ボランティア活動環境整備計画	67
第27節	要配慮者対策計画	68
第28節	防災訓練実施計画	72
第29節	防災知識等普及計画	74
第30節	自主防災組織育成計画	78
第31節	被災動物の救護体制整備計画	81
第32節	帰宅困難者対策計画	82

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	84
第2節 広域的応援計画	94
第3節 自衛隊災害派遣要請計画	98
第4節 気象情報等伝達計画	101
第5節 災害情報収集伝達計画	111
第6節 通信運用計画	115
第7節 広報活動計画	118
第8節 災害救助法適用計画	121
第9節 救急救助計画	123
第10節 医療救護計画	125
第11節 緊急輸送計画	129
第12節 交通確保計画	132
第13節 避難計画	136
第14節 食料供給計画	142
第15節 給水計画	144
第16節 生活必需品等供給計画	146
第17節 防疫及び保健衛生計画	148
第18節 廃棄物処理計画	151
第19節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画	153
第20節 住宅応急確保計画	155
第21節 社会秩序維持計画	158
第22節 文教対策計画	159
第23節 公共施設等応急復旧計画	162
第24節 ライフライン等応急復旧計画	165
第25節 農林水産関係応急対策計画	168
第26節 ボランティア受入計画	170
第27節 要配慮者応急対策計画	172
第28節 被災動物の救護活動計画	175
第29節 水防等活動計画	176
第30節 海難等災害対策計画	178
第31節 海上大量流出油等災害対策計画	181
第32節 航空災害対策計画	185
第33節 鉄道災害対策計画	187
第34節 道路災害対策計画	189
第35節 原子力災害対策計画	191
第36節 危険物等災害対策計画	195
第37節 大規模火災対策計画	199
第38節 林野火災対策計画	201

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画	203
第2節 公共施設等災害復旧計画	205
第3節 被災者等生活再建支援計画	206
第4節 義援金等受入配分計画	211

第1章 総則

第1節 目的

1 計画の目的

本計画は、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、市、県、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、さぬき市防災会議が策定するさぬき市地域防災計画は、「一般対策編」及び「地震・津波対策編」の2編で構成する。

3 他の計画との関係

本計画は、国の防災基本計画に基づき、市の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものであり、防災基本計画、香川県地域防災計画、防災関係機関等が作成する防災業務計画や総合計画等と整合性を図るものとする。

このため、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防計画を作成する場合は、この計画と矛盾しないように十分な調整を図るものとする。

また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものではない。

4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。また、市は、本計画を香川県防災対策基本条例に規定する施策に沿うものとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、本計画の検討に当たっては、当該課題に配慮するものとする。

5 計画の習熟等

本計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、市、県、防災関係機関及び住民は平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、職員行動マニュアル等より具体的な計画等を定め災害対策の推進体制を整えるものとする。

6 住民すべてによる防災対策の推進

被害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働のもと、災害の種類や規模に応じ、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせ、一体的な推進を図るなど、多様な視点を反映した防災対策を実践することが重要である。その際、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要があり、その実践を促進する住民運動を展開し

なければならない。

市は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、県に対して報告する。また、その内容については、適切な手法により公表する。住民及び防災関係機関等に対しては、香川県防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心として自らの防災対策を定期的に点検し、その対策の一層の充実を図るとともに、防災意識高揚のための活動を行うよう、働きかけるものとする。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(2) 大川広域消防本部

大川広域消防本部は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市と相互に協力し、消防及び防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう指導、助言等の措置をとる。

(3) 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、市及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(4) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、市内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、市、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

(5) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市の防災活動に協力する。

(8) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、大川広域消防本部、県、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

(1) 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
さぬき市	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 特別警報の住民への周知措置 10 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の発令並びに指定避難所の開設 11 避難行動要支援者の避難支援活動 12 消防、水防その他の応急措置 13 被災者の救助、救護その他保護措置 14 被災した児童生徒の応急教育 15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 16 緊急輸送等の確保 17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 18 災害復旧の実施 19 ボランティア活動の支援 20 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(2) 大川広域消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
大川広域消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 水・火災の警戒及び鎮圧 2 救急業務等による人命救助 3 防災訓練等の指導 4 消防気象等の通報

(3) 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 特別警報の市への通知 11 被災者の救助、救護その他保護措置 12 被災した児童生徒の応急教育 13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 14 緊急輸送等の確保 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(4) 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県広域水道企業団	1 災害時における水道の被害情報の収集及び市及び県への報告連絡 2 災害時における水道水の供給確保 3 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

(5) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 四国警察支局	1 支局内各県警察の災害警備活動および相互援助の指導、調整 2 警察庁及び他管区警察局との連携 3 支局内防災関係機関との連携 4 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 支局内各県警察への津波警報等の伝達
四国総合通信局	1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用監理 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四国財務局	1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四国厚生支局	1 (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整
香川労働局	1 産業労働災害防止についての監督指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設及び農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病害虫防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	<p>1 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施</p> <p>2 略</p> <p>3 災害応急対策用木材（国有林）の供給</p> <p>4 民有林における災害時の応急対策等</p>
四国経済産業局	<p>1 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保</p> <p>2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保</p> <p>3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等</p>
中国四国産業保安監督部 四国支部	<p>1 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保</p> <p>2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等</p>
四国地方整備局	<p>1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項</p> <p>2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理</p> <p>3 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導</p> <p>4 海上の流出油等に対する防除措置</p> <p>5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導</p> <p>6 空港の災害復旧</p> <p>7 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣</p>
四国運輸局	<p>1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整</p> <p>2 陸上及び海上における緊急輸送の確保</p> <p>3 自動車運送業者、海上運送業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導</p>
国土地理院 四国地方測量部	<p>1 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力</p> <p>2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力</p> <p>3 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力</p> <p>4 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施における測量法第36条に基づく、実施計画書の技術的助言の実施</p>
大阪管区気象台 (高松地方気象台)	<p>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表</p> <p>2 気象業務に必要な観測体制の充実、並びに予報、通信等の施設及び設備の整備</p> <p>3 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災関係機関への伝達、並びに防災機関や報道機関を通じた住民への周知</p> <p>4 緊急地震速報に関する利用の心得などの周知・広報</p> <p>5 避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力</p> <p>6 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、気象状況の推移やその予想の解説等</p> <p>7 香川県や市、その他防災機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
第六管区海上保安本部 (高松海上保安部)	1 特別警報、警報等の伝達、情報の収集、海難救助等 2 災害時における人員及び物資の緊急輸送 3 海上における流出油等の防除等、海上交通の安全確保、治安の維持 4 航路標識等の整備
大 阪 航 空 局 (高松空港事務所)	1 空港施設の整備及び点検（管制部門） 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保（管制部門） 4 遭難航空機の捜索及び救助
中国四国地方環境事務所	1 環境保全上緊急に対応する必要のある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 3 家庭動物の保護等に係る支援
中 国 四 国 防 衛 局	1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整

(6) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自 卫 隊	1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等)

(7) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独)水資源機構吉野川本部	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
(独) 国立病院機構 中四国ブロック事務所	1 災害時における（独）国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における（独）国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 3 災害時における（独）国立病院機構の被災情報収集、通報 4 （独）国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本郵便株式会社 四 国 支 社 (長尾郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地にて救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日 本 銀 行 高 松 支 店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に関する措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日 本 赤 十 字 社 香 川 県 支 部	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本放送協会 高松放送局	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株)四国支社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
NTT西日本(株)香川支店 KDDI(株)四国支店 (株)NTTドコモ四国支社 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株) 四国支店 四国福山通運(株) 高松支店 佐川急便(株) 西日本支社四国支店 ヤマト運輸(株) 香川主管支店 四国西濃運輸(株) 高松支店	1 災害時における陸上輸送の確保
四国電力(株)	1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保
イオン(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	1 災害時における物資の調達・供給確保

(8) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高松琴平電気鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) RSK山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土 地 改 良 区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社)香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(公社)香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、指定避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社)香川県バス協会 (一社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上輸送の確保
香川県離島航路事業協同組合 ジャンボフェリー(株)	1 災害時における海上輸送の確保
(一社)香川県L P ガス協会	1 L P ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるL P ガス供給の確保

(9) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合	1 関係機関が行う被害調査の協力
森 林 組 合	2 被災施設等の災害応急対策
漁業協同組合	3 被災組合員に対する融資等の斡旋
商 工 会	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
医 療 機 関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
建 設 業 協 会	1 被災施設の復旧協力 2 災害復旧用資機材の供給
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
社会福祉施設、学校等の管理者	1 災害時における入所者、生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置

(10) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱
1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。
2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。
4 指定避難所等、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。
5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
10 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
12 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また市が避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。
13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(11) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱
1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
2 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や指定避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。
4 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
5 災害時等に住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
6 住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
7 地域の実情に応じて、必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努める。
8 市が行う避難情報等の発表基準や、市と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
9 市、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(12) 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱
<p>1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。</p> <p>2 管理する施設を緊急避難場所として使用すること、その他防災対策について、住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 市及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。</p> <p>4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。</p>

第2章 災害予防計画

第1節 治山対策計画

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林法に基づき、山地治山、防災林整備、水源地域等保安林整備等の県の実施する治山事業に協力し、治山対策を推進する。

主な実施機関	市（危機管理課、農林水産課）、県（みどり整備課）、四国森林管理局（香川森林管理事務所）
--------	---

1 現況

市内の民有林には、崩壊土砂流出危険地区 271 箇所、山腹崩壊危険地区 196 箇所の山地災害危険箇所がある。また、国有林には、崩壊土砂流出危険地区 2 箇所の山地災害危険箇所がある。

2 実施内容

（1）治山事業の実施

危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施する。

① 市が実施する治山事業

補助治山事業

市は、人家の裏山等小規模な山地災害について防災工事又は復旧工事を実施する。

② 県が実施する治山事業等

ア 山地治山総合対策事業

県は、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山ダム工、山腹工等の施設整備や間伐や植栽等の森林整備を行い、荒廃地等の復旧整備を実施する。

特に、脆弱な地質地帯においては、土石流等対策や巨石対策等を複合的に組み合わせた治山対策を実施する。

イ 予防治山事業

県は、山地災害の防止のため、治山ダム工、山腹工等の施設を整備し、荒廃危険山地の崩壊等の予防を図る。

ウ 水源地域等保安林整備事業

県は、水源地域等において、治山ダム工、山腹工等の施設整備や間伐や植栽等の森林整備による荒廃森林の整備を行う。

エ 森林荒廃地緊急整備事業

県は、小規模な荒廃地及び荒廃危険地において、簡易治山施設を整備して、山地災害の未然防止を図る。

オ 流木災害対策

県は、特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダム等の設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

(2) 山地災害危険地の周知等

市は、県からの山地災害危険地に関する情報提供に基づき、本計画等への登載やハザードマップの作成及び住民等への提供に努めるとともに、関係機関と連携・協力し、山地災害防止キャンペーン等の実施を通じ、防災意識の高揚に努め、山地災害の未然の防止を図る。

なお、山地災害危険地の周知にあたっては、施設では守り切れない山地災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、住民等と連携した定期点検等を実施することにより普及啓発を図る。

(3) 要配慮者利用施設対策

県は、要介護高齢者や障害者等の要配慮者利用施設に係る山地災害危険地における治山事業を優先的に実施するとともに、山地災害危険地に関する情報を施設管理者に提供、周知し、山地災害の未然の防止を図る。

【参考資料】

3-17 山腹崩壊危険地区

3-18 崩壊土砂流出危険地区

第2節 砂防対策計画

集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を行うとともに、土砂災害危険箇所等の周知、警戒避難体制の確立、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の早期指定など総合的な土砂災害対策を県とともに推進する。

主な実施機関	市（危機管理課、都市整備課）、県（河川砂防課）、高松地方気象台
--------	---------------------------------

1 現況

(1) 砂防事業

市内には、土石流危険渓流が 346 箇所あり、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、県と連携し順次砂防工事を実施している。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が 163 箇所あり、その内訳は、自然がけ 130 箇所、人工がけ 33 箇所となっている。

危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、県と連携し順次崩壊防止工事を実施している。

(3) 地すべり対策事業

市内には、地すべり危険箇所が 6 箇所あり、危険度の高いところから、地すべり防止区域に指定し、県と連携し順次地すべり防止工事を実施することとしている。

2 実施内容

(1) 防災工事の実施

① 砂防事業

県は、土石流等有害な土砂の流出を防止する砂防堰堤、渓流の縦横浸食を防止する渓流保全工、護岸等の砂防施設の整備を行う。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するものとする。

② 急傾斜地崩壊対策事業

県は、がけ崩れ災害に対処するため、土地所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、急傾斜地の崩壊を防止する法面保護工、土留施設又は排水施設の整備を行う。

③ 急傾斜地崩壊防止対策事業

市は、県の支援を受け、がけ崩れ災害に対処するため、土地所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、急傾斜地の崩壊を防止する法面保護工、土留施設又は排水施設の整備を行う。

④ 地すべり対策事業

県は、地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、地下水の排水施設、抑止杭等それぞれの地域に対応した防止施設の整備を行う。

(2) 砂防指定地等の管理等

県は、土砂災害を予防するため、砂防指定地等を積極的に指定し、指定地内における開発等の行為に対し適正な管理を行う。

(3) 総合的土砂災害対策

① 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所の周知

市は、県からの土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に関する情報提供に基づき、本計画等に登載するとともに、県と協力して広報活動等を行い、住民等への周知を徹底する。

② 警戒避難体制の確立

ア 警戒又は避難を行うべき基準の運用（土砂災害警戒情報、雨量、前兆現象等）

イ 適切な避難方法の周知（避難勧告等の発令対象区域、情報の収集伝達体制、ハザードマップ作成等）

ウ 要配慮者への支援体制の整備

エ 適切な指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路の選定、周知、運営

オ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成

カ 防災意識の普及（住民説明会、防災訓練、防災教育などの実施）

③ 情報の収集、伝達体制の確立

県は、雨量などの土砂災害関連情報を提供するための砂防情報システムを適切に運用するとともに、ホームページ等により市及び住民へ警戒情報等を配信する。

市は、県の砂防情報システムを補完するシステムの整備等を推進するとともに、ホームページ等により住民に警戒情報等を配信する。

市及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

市は、土砂災害に関する避難勧告等を発令した場合、防災行政無線、音声告知放送、CATV、安全安心コミュニティシステム、緊急速報メール、広報車、電話等により住民に情報伝達する。

④ 土砂災害警戒情報の提供

県は、高松地方気象台と共同して、大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害の危険度が更に高まったとき、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市へ情報の提供を行う。

⑤ 避難勧告等の発令基準の設定

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関する危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

⑦ 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施等

県は、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を市に通知し、あわせて住民に周知する。

⑧ 住民に対する普及啓発

市及び県は、土砂災害に関する情報等を住民等に周知し、土砂災害に関する知識の向上

と防災意識の高揚を図るとともに、施設では守り切れない大洪水、あるいは土砂災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、普及啓発を図るものとする。

(4) 要配慮者利用施設対策

- ① 県は、土砂災害警戒区域等に立地している要介護高齢者や障害者等の要配慮者利用施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。また、市等関係機関と協力して警戒避難体制の確立に努める。
- ② 市は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について定めるものとする。

また、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

- ③ 土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。
また、作成した計画について市長に報告するものとする。

(5) 砂防ボランティア

県は、土砂災害から県民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険個所の点検等を行う砂防ボランティアの育成を図り、その活動を支援する。

【参考資料】

- 3-10 急傾斜地崩壊危険箇所
- 3-11 土石流危険渓流
- 3-12 地すべり危険箇所
- 3-13 土砂災害警戒区域
- 3-14 土砂災害警戒区域に位置する災害時要配慮者利用施設
- 7- 7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図

第3節 河川防災対策計画

洪水、高潮等による災害を防止するため、各種河川工事を実施し、維持管理の強化と併せて、水系ごとに一貫した河川改修を推進するとともに、内水浸水被害を防止するため、公共下水道（雨水）事業の推進、洪水ハザードマップ等の作成公表などの水防対策を推進する。

主な実施機関	市（危機管理課、都市整備課）、県（河川砂防課）、四国地方整備局、高松地方気象台
--------	---

1 現況

市内の一級河川、二級河川は県が管理し、準用河川及び法適用外の普通河川については、市が管理しており、これらの河川のうち、水防上危険度の高い箇所から順次改修事業を実施している。

2 実施内容

(1) 河川工事の実施

河川管理者は、河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点の整備を推進する。

① 河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

② 河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸整備等を行うとともに、上流ダム群等の建設により洪水調整を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

③ 治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門、堰、ダム等の治水施設の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。また、運営に当たっては、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努める。

④ 情報の収集、伝達体制の確立

県は、多重無線やテレメーター雨量計、水位計などの観測機器の配備を中心とした水防情報システムの整備等を推進するとともに、適切な運用に努める。

市は、県の土砂災害情報システムを補完するシステムの整備等を推進する

(2) 水災防止対策の実施

市は、浸水想定区域の指定（水位周知河川の指定）があったときは、洪水ハザードマップの配布等の事前情報の提供や災害時の情報共有化を行うとともに、住民への分かりやすい提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう努めるとともに、消防団等の育成・強化により水災防止対策を推進する。

① 洪水に関する水位周知河川の指定

県は、洪水により相当な被害が生じるおそれがある河川を「水位周知河川」に指定し、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知する。また、その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

本市においては、津田川及び鴨部川が水位周知河川に指定されている。

② 水防警報河川の指定

県は、洪水、津波又は高潮により相当な被害が生じるおそれがある河川又は海岸を「水防警報河川」又は「水防警報海岸」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知する。

本市においては、知事が行う水防警報河川に津田川及び鴨部川が、知事が行う津波又は高潮に関する水防警報河川及び海岸に沿岸が指定されている。

③ 避難勧告等の発令基準の設定

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しきすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

④ 洪水浸水想定区域の指定

県は、洪水特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知する。

また、その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。

市は、水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

県は、ダムの下流河川について、想定される最大規模の降雨による浸水想定図の作成について検討を行うものとする。

⑤ 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 地域防災計画において定める事項等

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、当該区域ごとに、洪水予報等の伝達方

法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

イ 地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

(削除：また、) 洪水浸水想定区域内に、地下街等で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの、主として避難に際し何らかの支援が必要な要介護高齢者や障害者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの又は大規模な工場その他の施設でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、本計画にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

ウ 地下街等の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難確保・浸水防止計画を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置し、また、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

オ 大規模工場等の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるとともに、浸水防止計画に基づき浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

また、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

⑥ 洪水ハザードマップ等の作成

市は、浸水想定区域の指定があったときは、洪水時の避難に必要な事項を住民に周知するため、浸水・氾濫等の情報に、指定緊急避難場所、避難路の位置、情報入手方法などを具体的に表記した洪水ハザードマップを作成し、住民に配布・周知を図る。また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として図示するこ

とに努める。

⑦ 担い手の確保、育成及び強化

市は、N P O、民間企業、自主防災組織等多様な主体を水防協力団体として指定することで、水防活動の担い手を確保し、その育成及び強化を図るとともに、水防活動を担う消防団員の団員確保に努める。

【参考資料】

- 3－1 河川重要水防区域
- 3－2 水位周知河川
- 3－3 水防警報河川
- 3－4 津波又は高潮に関する水防警報河川及び海岸
- 3－5 浸水想定区域図（津田川水系津田川）
- 3－6 浸水想定区域図（鴨部川水系鴨部川）
- 3－7 浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者利用施設
- 3－15 高堰堤
- 3－16 水門・ポンプ場・排水機場

第4節 雨水出水防災対策計画

雨水出水(内水)による浸水災害を防止するため、下水道事業における雨水排除対策を進めるこ^とにより、水防対策を推進する。

主な実施機関	市（危機管理課、下水道課）、県（下水道課）
--------	-----------------------

1 現況

公共下水道事業計画（雨水出水）に基づき浸水被害の受けている地域において、雨水排除対策を実施している。

2 実施内容

（1）雨水出水対策工事の実施

市は公共下水道事業計画に基づき、雨水排除施設である管渠やポンプ場等の工事を実施し雨水排除対策を推進する。

（2）水災防止対策の実施

① 雨水出水に係る周知排水施設等の指定

市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当の損害を生じるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達した時は、その状況を直ちに水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知する。

② 雨水出水浸水想定区域の指定

市は雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

③ 雨水出水浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 地域防災計画において定める事項等

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、当該区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

イ 地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

雨水出水浸水想定区域内に、地下街等で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの、主として避難に際し何らかの支援が必要な要介護高齢者や障害者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの又は大規模な工場その他の施設でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められる

ものがある場合には、本計画にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

ウ 地下街等の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難確保・浸水防止計画を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置し、また、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

オ 大規模工場等の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるとともに、浸水防止計画に基づき浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。また、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

④ 雨水出水による浸水防止計画、浸水想定区域の公表

市は、雨水出水による浸水実績、浸水想定区域を公表し、雨水出水時の避難体制の整備等を行う。

⑤ 民間の雨水貯留施設等の連携

市は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

【参考資料】

- 3- 5 浸水想定区域図（津田川水系津田川）
- 3- 6 浸水想定区域図（鴨部川水系鴨部川）
- 3- 7 浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者利用施設
- 3- 8 さぬき市公共下水道事業計画図（雨水）

第5節 海岸防災対策計画

海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、海岸管理者が実施する高潮対策事業、浸水対策事業等の海岸保全事業等により、市域の保全を図る。

主な実施機関	市（農林水産課、都市整備課）、県（土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課）
--------	---------------------------------------

1 現況

市内には、瀬戸内海に面した海岸線があり、国土交通省及び農林水産省が所管しており、順次高潮対策事業等が実施されている。

2 実施内容

(1) 高潮対策事業

海岸管理者は、高潮、波浪等の被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

(2) 侵食対策事業

海岸管理者は、海岸の侵食による被害を防止するため、護岸、突堤等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

(3) 補修事業

海岸管理者は、既存の海岸保全施設を適切かつ有効に機能させるため、老朽化、損傷の激しい施設の補修等を行う。

(4) 海岸環境整備事業

海岸管理者は、海岸の被害防止と併せて環境を整備するため、離岸堤、護岸、遊歩道、飛沫防止施設等の新設、植栽等を行う。

(5) 海岸保全施設の維持及び修繕

定期的な巡視又は点検によって施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、対応が必要な変状が認められた時は、適切な維持・修繕の措置を講じ、海岸保全施設の機能維持を図る。

また、今後、老朽化施設の増加が見込まれることから、施設の長寿命化計画の策定を推進し維持及び修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

(6) 水災防止対策の実施

水防警報海岸の指定や高潮浸水想定区域の指定、市が作成した高潮ハザードマップ等の事前情報の提供により水災防止対策を推進する。

① 水防警報海岸の指定

国土交通省又は県は、津波又は高潮により相当な損害を生じるおそれがある海岸を「水防警報海岸」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知する。

② 高潮浸水想定区域の指定

県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸について高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により氾濫

が発生した場合に、浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、その指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を明らかにして公表するとともに、市に通知する。

③ 高潮警報等が発表された場合における避難勧告等の発令基準

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。

また市は、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。この際、国は、これらの基準及び範囲の設定並びに見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

④ 高潮ハザードマップの作成・普及の促進

四国地方整備局又は県は、市による高潮等ハザードマップの作成、普及を促進するため必要な支援を行う。

⑤ 高潮浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 地域防災計画において定める事項等

市は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該高潮浸水想定区域ごとに、高潮に係る水位情報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として市が行う高潮に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

イ 地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

市は、高潮浸水想定区域内に、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの、又は大規模な工場その他の施設で、省令で定める基準を参照して、市の条例で定める用途及び規模に該当し、所有者又は管理者から申し出のあった施設で、その高潮時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者等に対する高潮に係る水位情報等の伝達方法を定める。

ウ 地下街等の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難確保・浸水防止計画を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置し、また、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聞くよう努めるものとする。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。
才 大規模工場等の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるとともに、浸水防止計画に基づき浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

また、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

【参考資料】

- 3- 4 津波又は高潮に関する水防警報河川及び海岸
- 3- 7 浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者利用施設
- 3- 8 海岸・港湾・漁港重要水防区域

第6節 ため池等農地防災対策計画

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止するため、老朽ため池の整備等を実施し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

主な実施機関	市（農林水産課）、土地改良区、県（土地改良課）、中国四国農政局
--------	---------------------------------

1 現況

市内には、多くのため池があり、老朽化して整備を要するものも多く、順次ため池整備工事及び維持補修工事を実施している。

2 実施内容

(1) ため池等整備事業

市、国、県及び土地改良区等は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う。

(2) その他防災事業

県は、急傾斜地で農地の侵食・崩壊の危険がある箇所においては農地保全整備事業を、地すべり指定地域においては地すべり防止事業を行う。

(3) ため池ハザードマップの作成、普及啓発

市は、県の支援を受け、防災重点ため池について、浸水想定区域図を作成するとともに、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路を示すハザードマップの作成、普及啓発を図るものとする。

【参考資料】

3-9 ため池重要水防区域

3-12 地すべり危険箇所

第7節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

主な実施機関	市（都市整備課）、県（都市計画課、建築指導課、住宅課）
--------	-----------------------------

1 都市施設の整備促進

（1）土地区画整理

市、県等は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

（2）街路の整備

市、県等は、都市計画道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

（3）公園緑地の整備

市、県等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

（1）都市計画における防災対策の位置付け

市及び県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市計画区域マスタープランに定める都市防災に関する都市計画の決定方針に基づき、都市計画を定める。

（2）防火地域、準防火地域の指定

市は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を防火地域、準防火地域に指定することに努め、建築材料、構造等の制限を行う。

（3）市街地再開発事業

市、県等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

（4）住宅地区改良事業

市は、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

（5）宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

（6）地区計画による防災まちづくり

市は、火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

（7）住居系用途地域の指定

市は、河川の洪水や津波、高潮等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途を指定する。

第8節 建築物等災害予防計画

風水害、火災等による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。

主な実施機関	市（危機管理課、都市整備課）、県（建築指導課）
--------	-------------------------

1 防災知識の普及

市及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。

不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努める。

2 特殊建築物の防災指導

県は、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

3 違反建築物の指導

県は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることから、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行う。

4 がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

市及び県は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接等危険住宅の移転事業の促進を図る。

5 落下物等の防止対策

県は、建築物の窓ガラス、壁、屋根、つり天井等（以下「窓ガラス等」という。）の飛散・落下防止、給湯設備の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者等は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯設備又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

6 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

県は、災害により被災した建築物や宅地の危険度を判定するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成を図る。

第9節 海上災害予防計画

海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生、船舶からの油もしくは有害液体物質の流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

主な実施機関	市（危機管理課）、県（危機管理課、環境管理課、廃棄物対策課、土地改良課、水産課、土木監理課、河川砂防課、港湾課）、消防本部、警察、高松海上保安部、四国地方整備局
--------	--

1 海上交通の安全確保

高松海上保安部は、海上交通の安全確保等のため、次の措置を講じる。

- (1) 水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。
- (2) 港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図る。
- (3) 航路標識の整備・老朽化対策を行う。

2 資機材の整備等

高松海上保安部、警察、市、関係事業者等は、捜索、救助・救急活動を実施するため、船舶、航空機、潜水器材、救助用資機材の整備に努める。また、捜索、救助活動に関し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

3 大量の油又は有害液体物質の大量流出時における防除活動

高松海上保安部、県、市、関係事業者等は、大量の油又は有害液体物質が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス、油吸着材等の防除資機材の整備を図る。また、大量の油又は有害液体物質の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

4 防災訓練の実施

高松海上保安部、関係機関、関係事業者等は、相互に連携して、大規模海難や大量の油又は有害液体物質の流出を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 海上災害防止思想の普及等

- (1) 高松海上保安部、関係機関、関係事業者等は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- (2) 市及び県等は、油流出事故への対応を迅速かつ的確に行うため、一般財団法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。

6 海ごみ対策

市、県、四国地方整備局等は、大量に流木等が発生した場合に備えて、情報を的確に把握し、迅速に対応できるよう連絡体制や回収、処理体制の整備を図る。

【参考資料】

- 13- 1 香川地区大量排出油等防除協議会
- 13- 2 備讃海域排出油等防除協議会連合会

第10節 航空災害予防計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害の防止、被害の軽減を図るために、必要な予防対策を推進する。

主な実施機関	市（危機管理課）、消防本部、警察、高松空港事務所、高松空港㈱
--------	--------------------------------

1 防災体制の整備

高松空港事務所は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な消火救難活動が行えるよう、空港内関係機関で構成する消火救難組織の充実強化を図る。また、関係機関との間で、消火救難活動、医療救護活動等に関する協定を結び、それに基づき応援協力体制の充実強化を図る。

2 資機材の整備等

高松空港事務所、警察、市等は、搜索、救助・救急、医療及び消火活動を実施するための次の資機材の整備、備蓄を図る。

- ・ 搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等
- ・ 救助工作車、照明車等の車両及び応急措置に必要な救助用資機材
- ・ 化学消防車、消防ポンプ車等の消防用機械、資機材
- ・ 応急救護用医薬品、医療資機材

3 防災訓練の実施

高松空港事務所は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模航空災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第11節 鉄道災害予防計画

鉄道事故の発生による災害を防止するため、鉄道事業者は、安全運転の確保、安全施設の整備、防災体制の整備等の対策を実施する。

主な実施機関	四国運輸局、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)
--------	-----------------------------

1 概 要

本市には、四国旅客鉄道株式会社の高徳線と高松琴平電気鉄道株式会社の長尾線、志度線があり、四国運輸局の指導のもと防災対策を推進している。

2 安全運行の確保

鉄道事業者は、鉄道施設の安全性の確認、環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、定期検査、必要に応じて隨時検査を行う。

3 安全施設等の整備

鉄道事業者は、線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するとともに、道路との立体交差化など安全施設の整備を図る。

4 防災体制の整備

鉄道事業者は、災害発生時における復旧要員等の動員及び防災関係機関との協力応援体制の確立を図るとともに、通信施設の整備充実、復旧用資機材の配置及び整備を行う。また、災害発生時において、迅速かつ的確な防災活動が行えるよう、避難誘導、消火、脱線復旧等の訓練を行うとともに、業務研修等により防災知識の周知徹底を図る。

5 防災訓練の実施

鉄道事業者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第12節 道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通確保のために、道路管理者は、道路施設等の整備、協力体制の確立等を図る。

主な実施機関	市（都市整備課）、県（道路課）、警察、四国地方整備局、西日本高速道路(株)
--------	---------------------------------------

1 概要

本市には、高速自動車国道、一般国道、県道、市道があり、災害に対処するため、危険度が高い路線及び箇所や緊急輸送路から順次補修及び整備を実施している。

2 道路施設等の整備

(1) 道路管理者は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

- ① 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。
- ② 落橋、変形等の被害が予想される道路橋について、橋梁補強工事等を行うとともに、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。
- ③ 覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネルについて、補強工事等を行う。
- ④ 主要な道路については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備に努める。
- ⑤ 道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置等の道路施設について、補強、整備を行うとともに、電線共同溝等の整備に努める。
- ⑥ 道路施設の定期点検を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、電線共同溝等の整備に努める。
- ⑦ 危険物及び障害物の除去等災害予防、応急復旧に必要な資機材の備蓄を推進する。
- ⑧ 冬季の交通確保のため、除雪体制の整備を図る。

(2) 警察は、交通安全施設等について、停電等に対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。

3 協力体制の確立

道路管理者等は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立を図る。

4 危険防止のための事前規制

道路管理者等は、気象・水象情報、道路情報等の分析により道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。

5 防災訓練の実施

道路管理者等は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

【参考資料】

11-6 異常気象時における道路通行規制基準

11-7 異常気象時道路通行規制箇所図

第13節 原子力災害予防計画

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の保健医療体制の整備等を図る。

主な実施機関	市（危機管理課、秘書広報課、財産活用課、生活環境課、農林水産課、商工観光課、福祉総務課、国保・健康課、長寿介護課、障害福祉課、下水道課、教育委員会事務局、市民病院）、消防本部、県（水資源対策課、広聴広報課、危機管理課、くらし安全安心課、環境管理課、みどり整備課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、医務国保課、薬務感染症対策課、生活衛生課、産業政策課、観光振興課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課、技術企画課、下水道課、病院局、教育委員会）、警察、香川県広域水道企業団、原子力事業者（四国電力株、中国電力株）、防災関係機関
--------	---

1 概要

本市に最も近い原子力発電所は、島根県にある島根原子力発電所であり、市境から約170 kmの位置にある。次に近い原子力発電所は、愛媛県にある伊方発電所であり、市境から約180 kmの位置にある。それぞれの原子力発電所を運営している原子力事業者は、施設等の安全性の向上や防災訓練の実施を図るなど、原子力災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、原子力災害による被害の防止に万全を期すため、国、県、警察、原子力事業者、報道機関等との間において、原子力発電所の事故等の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

市、県、警察等は、原子力発電所の事故等の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、市及び県は、住民等からの原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図るものとする。

原子力事業者は、原子力発電所の事故等を把握した場合は、県に対し、速やかな連絡を行い、相互に協力のうえ原子力災害に対応できるよう、県との間における情報の連絡体制の整備を図る。

3 環境放射線モニタリング体制の整備

(1) 平時における環境放射線モニタリングの実施

県は、平時から、環境中の放射性物質又は放射線についてのモニタリングを実施し、県内の環境を把握するとともに、原子力発電所の事故等の発生時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積する。

(2) 緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

県は、国、市等と平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備を図る。

(3) 環境放射線モニタリング機材の整備

県は、平時及び緊急時の環境中の放射性物質又は放射線による影響を把握するため、環境放射線モニタリング機材を整備する。

(4) 環境放射線モニタリング結果の公表

県は、ホームページ等の活用により、住民等に対し、県が実施する環境放射線モニタリングに関する情報を提供する。

4 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備

(1) 検査体制の整備

県は、農作物・飲食物・水道水等を対象とする放射性物質又は放射線の検査機材を整備するとともに、検査体制の整備を図る。

(2) 連絡体制の整備

市、県、水道事業者（香川県広域水道企業団をいう。以下同じ。）、農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備を図る。

5 緊急時の原子力災害医療体制の整備

市は、県、保健医療機関等と連携し、住民等に対する健康相談や避難退域時検査及び簡易除染の実施等が可能な緊急時の原子力災害医療体制の整備を図る。

6 広域的な応援体制の整備

市及び県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。

7 知識の普及・啓発

市は、県、原子力事業者と連携し、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平常時から原子力災害に関する知識の普及・啓発を図る。

【参考資料】

13- 3 原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針【香川県】

第14節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の強化等を図る。

主な実施機関	市（危機管理課）、消防本部、県（危機管理課、薬務感染症対策課）、香川労働局、中国四国産業保安監督部四国支部
--------	---

1 概 要

本市には、消防法に基づく危険物施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス関係事業所、火薬類取締法等に基づく火薬類関係営業者、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物営業者があり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の安全性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 施設の安全性の確保

市、県、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 危険物関係施設等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。
- (2) 企業における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
- (3) 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図る。

3 資機材の整備等

市は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努める。また、企業に対して、化学消化薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

4 防災訓練の実施

市及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災知識の普及

市及び県は、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所及び指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

【参考資料】

- 4- 1 危険物施設
- 4- 2 高圧ガス関係事業所
- 4- 3 火薬類関係事業所
- 4- 4 毒物劇物営業者

第15節 大規模火災予防計画

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

主な実施機関	市（危機管理課、都市整備課、農林水産課）、消防団、消防本部、県（危機管理課）
--------	--

1 災害に強いまちの形成

市及び県は、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災に対する建築物の安全化

市及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 多数の人が出入りする企業等の高層建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- (2) 高層建築物等について、防火管理者及び防災管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防災管理体制の充実を図る。
- (3) 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

3 消火活動体制の整備

市は、大規模な火災に備え、消火栓だけでなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

4 防災訓練の実施

市及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火事及び被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

市及び県は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対して、大規模な火災の被害想定を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

【参考資料】

- 2- 2 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）
- 2- 3 広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）
- 2- 4 香川用水施設利用に関する協定書（香川用水土地改良区外）
- 2- 5 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）
- 6- 1 大川広域消防本部現勢
- 6- 2 消防団現勢
- 6- 3 消防水利の現況
- 6- 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況
- 6- 7 大川広域消防本部資機材保有状況
- 7- 3 さぬき市防災行政無線（移動）設置一覧
- 14- 1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 14- 2 香川県防災ヘリコプターの運航管理要綱
- 14- 3 香川県防災ヘリコプターの緊急運航要領
- 14- 4 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等
- 14- 5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

第16節 林野火災予防計画

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

主な実施機関	市（危機管理課、農林水産課）、消防本部、県（危機管理課、みどり整備課）、四国森林管理局（香川森林管理事務所）
--------	--

1 消防施設等の整備

市及び県は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 防火線の役割をはたすとともに、消火活動に必要となる林道の整備を図る。
- (2) 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械、資機材の整備を図る。
- (3) 防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設などの配備を促進する。

2 協力体制の整備

林野火災の予防、消火活動は、林業関係者、入林入山者、その他住民の協力によるところが多く、特に消火活動には隣接する市町消防機関の相互協力によることが多いため、市は、これらの関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図る。

3 森林所有（管理）者に対する指導

市は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに対しては、森林法に基づいて実施し、消防機関等と十分に連絡をとり、安全を期するよう指導する。

4 防災訓練の実施

市及び県は、関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ活動体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

市及び県は、林野火災の多発する時期に、山火事予防期間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報誌、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

【参考資料】

- 2- 2 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）
- 2- 3 広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）
- 2- 4 香川用水施設利用に関する協定書（香川用水土地改良区外）
- 2- 5 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）
- 6- 1 大川広域消防本部現勢
- 6- 2 消防団現勢
- 6- 3 消防水利の現況

- 6- 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況
- 6- 7 大川広域消防本部資機材保有状況
- 7- 3 さぬき市防災行政無線（移動）設置一覧
- 14- 1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 14- 2 香川県防災ヘリコプターの運航管理要綱
- 14- 3 香川県防災ヘリコプターの緊急運航要領
- 14- 4 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等
- 14- 5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

第17節 農林水産関係災害予防計画

風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進する。

主な実施機関	市（農林水産課）、県（みどり整備課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課）
--------	--

1 農作物対策

市及び県は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予想される場合には、防風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病害虫の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

2 園芸等施設対策

市及び県は、風害、雪害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努めるよう指導する。

3 畜産業対策

市及び県は、災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努める。

4 林業対策

市及び県は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

5 水産業対策

市及び県は、合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法等の指導を行い、気象・海象に対応した施設の維持を図るとともに、漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性の確保を図る。

第18節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、電話、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、浸水想定区域図や土砂災害警戒区域に関する情報等を活用し、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うほか、県とライフライン事業者の間で災害時連絡員を派遣する体制を整備する。

主な実施機関	市（下水道課、秘書広報課）、県（下水道課）、香川県広域水道企業団、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部、（独）水資源機構、四国電力（株）香川支店、NTT西日本（株）香川支店、（株）NTT ドコモ四国支社、KDDI（株）四国支店、NTTコミュニケーションズ（株）、ソフトバンク（株）
--------	---

1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備に安全化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

3 水道施設

水道事業者は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートのループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、配水池への緊急遮断弁の設置等による応急給水用水の確保、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

4 下水道施設

(1) 市は、下水道施設の耐震診断を実施し、施設の重要度、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策工事等を実施するとともに、最低限の雨水排除機能を維持するため、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

(2) 市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に

努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。

5 CATV施設

市は、災害時における配信を確保するため、設備を強固にし、信頼性の高い設備の設計・設置を図るとともに、重要な配線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図る。

【参考資料】

- 2-26 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（電気工事工業組合）
- 2-27 災害時の協力に関する協定書（四国電力）
- 2-28 災害時におけるL Pガス等の調達に関する協定書（香川県L Pガス協会）

第19節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう気象等観測、水防、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

主な実施機関	市（危機管理課、都市整備課）、消防本部、県（危機管理課、道路課、河川砂防課、港湾課）、香川県広域水道企業団、警察、四国地方整備局、高松海上保安部、高松地方気象台、(株)NTTドコモ四国支社、KDDI(株)四国支店、ソフトバンク(株)
--------	--

1 気象観測施設等

市、県及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。

2 水防施設等

市及び県は、重要水防区域、危険箇所等について、具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備する。

3 消防施設等

- (1) 市は、大川広域消防本部と連携して、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 市は、大川広域消防本部と連携して、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 市は、大川広域消防本部と連携して、消防救急無線の高機能化を推進し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の多様化を図る。

4 通信施設等

- (1) 市、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関する、次の措置を講じる。
 - ① 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市・県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - ② 情報通信施設の災害に対する安全性の確保、施設の危険分散、通信路のマルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ③ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

- ④ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信確保に関する対策の推進を図る。
 - ⑤ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、消防庁、県、市、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。
 - ⑥ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
 - ⑦ 災害時に有効な、携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
 - ⑧ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）など、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
 - ⑨ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。
- (2) 市は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線やCATV等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

5 広域防災拠点等

市は、要員待機施設となりうる建物や備蓄倉庫等を備え、災害時には市内外からの災害応急活動要員の集結、救援物資の集積、救援救助などの広域的な災害応急対策活動の拠点となる施設を整備する。

また、市庁舎の災害対策本部のバックアップ施設として機能する通信施設等を備えた拠点施設の整備に努める。

6 その他施設等

道路管理者等、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧を行うため、必要な資機材を備蓄する。

【参考資料】

- 1－3 さぬき市防災行政無線施設条例
- 1－4 さぬき市防災行政無線施設管理運用規程
- 2－43 災害時における非常通信の協力に関する協定書（さぬき市非常通信協力会）
- 5－1 雨量観測所
- 5－2 水位観測所
- 5－3 潮位観測所
- 5－4 風向風速観測所
- 5－5 海象観測所
- 6－1 大川広域消防本部現勢
- 6－2 消防団現勢
- 6－3 消防水利の現況

- 6- 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況
- 6- 5 水防倉庫等一覧
- 6- 6 防災資機材保有状況
- 6- 7 大川広域消防本部資機材保有状況
- 6- 8 香川県防災資機材保有状況
- 6- 9 香川県防災資機材運用要綱
- 7- 1 さぬき市防災行政無線通信施設
- 7- 2 さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧
- 7- 3 さぬき市防災行政無線（移動）設置一覧
- 7- 8 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）
- 7- 9 香川県防災情報システム
- 7-10 災害対策用移動通信機器無償貸与制度
- 7-11 災害対策用移動電源車貸与制度
- 7-12 香川県地方通信ルート（さぬき市）

第20節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、業務継続性の確保、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

主な実施機関	市（総務課、危機管理課）、県（情報政策課、危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------------------

1 業務継続性の確保

- (1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- (2) 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。
- (3) 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

2 職員の非常参集体制の整備

- (1) 市、県及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るために、初動期の災害応急対策に必要不可欠な職員については、待機宿舎の確保、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。
- (2) 市及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

3 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

- (2) 市は、近隣市町及び県内市町と消防の応援協定を締結し、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (3) 市及び県は、市長と知事のホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。
- (4) 市及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制の整備に努める。
- (5) 市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとする。
- (6) 県は、市が大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のための県職員を災害時連絡員として市町へ派遣する体制を整備する。
- (7) 市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- (8) 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (9) 警察は、災害警備部隊について、実践的な訓練等を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。
- (10) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。
- (11) 県は、非常通信協議会等を通じて、放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達にかかる体制の整備に努める。

4 民間事業者との連携

市及び県は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

5 業務体制の構築

市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

6 防災中枢機能等の確保、充実

市、県及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、浸水対策等の強化及び非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努める。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、電気事業者と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車両等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図る。

7 基幹情報システムの機能確保

市は、行政データのバックアップなど自らが管理する情報システムの安全対策を実施する。また、情報システム基盤（各種情報システムが稼働する基盤となるサーバ、ネットワーク機器、通信回線等）が被害を受けた場合においても、できるだけ早急に復旧させるため、職員の動員体制を整備するとともに、あらかじめ具体的な行動計画等を定めておくものとする。

8 広域防災活動体制の整備

市及び県は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

9 複合災害への対応

- (1) 市、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

【参考資料】

2-1 災害時の相互応援に関する協定書（香川県・県内全市町）

- 2- 2 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）
2- 3 広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）
2- 5 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）
2- 6 災害時における情報交換及び支援に関する協定（四国地方整備局）
2- 7 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川地区医師会）
2- 8 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川歯科医師会）
2- 9 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川薬剤師会）
2-10 災害時における物資等の輸送に関する協定書（トラック協会大川支部）
2-11 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書（レッカー協同組合）
2-12 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカコーラボトリング）
2-13 災害時における物資の供給等に関する協定書（フジ）
2-14 災害時における物資の供給等に関する協定書（マルナカ）
2-15 災害時における物資供給に関する協定書（コメリ災害対策センター）
2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）
2-25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）
2-26 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（建設労働組合）
2-27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（電気工事工業組合）
2-28 災害時の協力に関する協定書（四国電力）
2-29 災害時におけるL P ガス等の調達に関する協定書（香川県L P ガス協会）
2-30 災害時における応急対策活動に関する協定書（香川県造園協会）
2-31 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書

（日本福祉用具供給協会）

- 2-32 G P S 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書
2-33 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（讃岐リース株式会社）
2-34 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）
2-35 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）
2-36 災害時における食料、生活必需品等の輸送等協力に関する協定書

（赤帽香川県軽自動車運送協同組合）

- 2-37 災害時における協力に関する協定書（N P O 法人輝）
14- 1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
14- 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
14- 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
14- 4 防災ヘリコプターの運航体制、運行基準、要請方法等
14- 5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
14- 6 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場
15- 8 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第21節 医療救護体制整備計画

災害時において迅速な医療活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品等の確保など医療救護体制の整備を図る。

主な実施機関	市（国保・健康課、市民病院）、県（健康福祉総務課、医務国保課、薬務感染症対策課）、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 初期医療体制の整備

- (1) 市は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制の確立を図る。
- (2) 関係機関は、市の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（D M A T）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに、災害医療コーディネーターも参加する実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。
- (3) 市は、市域において災害時に上記(1)、(2)が十分効力を発するよう市医療救護計画を別に定めるものとする。

2 後方医療体制等の整備

- (1) 市及び県は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

【大川地区の広域救護病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	さぬき市民病院	179	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521
2	県立白鳥病院	150	東かがわ市松原963	0879-25-4154

- (2) D M A T 指定病院・災害拠点病院に指定された医療機関は、県に協力して病院の施設、設備の充実に努める。

【D M A T 指定病院・災害拠点病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	さぬき市民病院	179	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521

3 医薬品等の確保

市は、県と協力して、さぬき市民病院に救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給等の体制の整備を図る。

4 広域的医療体制の整備

市は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、他市町又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について検討する。

5 ライフラインの確保

市及び県は、保健医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

6 保健医療活動の総合調整体制の整備

県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための体制を整備するものとする。

7 災害時健康危機管理支援チームの整備

県は、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

【参考資料】

- 2- 7 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川地区医師会）
- 2- 8 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川歯科医師会）
- 2- 9 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川薬剤師会）
- 2-25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）
- 2-28 災害時の協力に関する協定書（四国電力）
- 2-29 災害時におけるL P ガス等の調達に関する協定書（香川県L P ガス協会）
- 8- 1 香川県医療救護計画
- 8- 2 大災害時の医療救護体制
- 8- 3 標準準備蓄医薬品等一覧
- 8- 4 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図
- 8- 5 災害時の血液の確保系統図
- 8- 6 東讃地域災害医療対策会議活動マニュアル
- 14- 6 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場

第22節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関	市（危機管理課、都市整備課）、県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察、四国地方整備局、西日本高速道路株、高松空港株
--------	---

1 緊急輸送路の指定等

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定するものとする。

市及び県は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

（1）道路

- ① 第1次輸送確保路線：広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- ② 第2次輸送確保路線：市役所等の主要な防災拠点と接続する幹線道路
- ③ 第3次輸送確保路線：第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路

県が指定した緊急輸送路のうち市内を通る路線は、次の通りである。

【市内の輸送確保路線】

種 別	路線名	市内の区間
第1次輸送確保路線	四国横断自動車道	さぬき市津田町鶴羽～東かがわ市境
	一般国道11号高松東道路	三木町境～さぬき市津田町鶴羽
	国道11号	市内全線
	県道高松長尾大内線	市内全線
	県道石田東志度線	さぬき市志度（志度IC～国道11号）
	県道三木津田線	さぬき市津田町津田（津田寒川IC～国道11号）
第2次輸送確保路線	県道高松志度線	高松市境～さぬき市志度（県道太田上町志度線交差点）
	県道太田上町志度線	さぬき市志度（県道高松志度線交差点～国道11号）
第3次輸送確保路線	国道377号	市内全線
	県道志度山川線	さぬき市志度～さぬき市多和

※ 防災機能強化港（津田港）から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。

（2）港湾

- ① 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）
- ② 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

県が指定した防災機能強化港は、次の通りである。

【市内の防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
津田港	地方港湾	香川県	津田地区	→津田港臨港道路→市道津田港臨港線→国道11号

(3) 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

名称	種別	管理者
高松空港	拠点空港（国管理空港）	高松空港株

2 物資輸送体制の整備

- (1) 県は、県があらかじめ指定している一次（広域）物資拠点から、市があらかじめ指定している二次（地域）物資拠点までの物資の輸送体制を整備する。
- (2) 市は、二次（地域）物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備

- (1) 道路管理者及び警察は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。
- (2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- (3) 警察は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

4 民間事業者との連携

- (1) 市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 市及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

5 緊急通行車両等の事前届出制度の運用

- (1) 警察は、災害時における確認手続きの効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両等の事前届出制度を適切に運用する。
- (2) 市及び県は、あらかじめ協定等を締結している民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

【参考資料】

2-10 災害時における物資等の輸送に関する協定書（トラック協会大川支部）

- 2-11 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書（レッカー協同組合）
 - 2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）
 - 2-30 災害時における応急対策活動に関する協定書（香川県造園協会）
 - 2-36 災害時における食料、生活必需品等の輸送等協力に関する協定書
（赤帽香川県軽自動車運送協同組合）
- 11- 1 緊急通行車両の標章及び確認証明書
 - 11- 2 緊急通行車両事前届出申請要領
 - 11- 3 緊急通行車両事前届出済車両
 - 11- 4 緊急輸送路図
 - 11- 5 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図
 - 11- 8 さぬき市物流拠点予定施設
 - 11- 9 香川県民間物流拠点一覧

第23節 避難体制整備計画

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保、並びに避難勧告基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

主な実施機関	市（危機管理課、秘書広報課、福祉総務課、障害福祉課、子育て支援課、国保・健康課、長寿介護課、教育委員会事務局）、県（危機管理課、教育委員会）
--------	--

1 指定緊急避難場所の指定

(1) 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校、公民館等の公共施設等を対象に、（削除）災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、大規模な火事、内水氾濫、地震、津波等の異常な現象による災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておくものとする。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、緊急避難場所を近隣市町に指定するものとする。市は、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開設を自治会などの地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

(2) 地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。

- ① 災害が切迫した状況において、速やかに、住民等に当該緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- ② 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
- ③ 指定緊急避難場所が上記の安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

(3) 市は、市が管理する場所や施設以外の場所や施設を指定緊急避難場所として指定するときは、当該場所や施設の管理者の同意を得なければならないものとする。

(4) 指定緊急避難場所の指定を受けた場所や施設の管理者は、指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならないものとする。

(5) 市は、指定緊急避難場所が指定基準を満たさなくなったときは、指定を取り消すものとする。

(6) 市が指定する指定緊急避難場所については、複数の異常な現象の種類を対象に指定することを可能とする。

(7) 市は、指定緊急避難場所を指定、廃止又は取り消したときは、県に報告するとともに、公示するものとする。

2 指定避難所の指定

(1) 市は、地域の人口、地形、災害に対する安全性を考慮して、災害が発生した場合に被災者

が一定期間滞在するため、あらかじめ公民館や学校等の公共的施設等を指定避難所として指定するとともに、併せて、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ定めておくように努める。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。

なお、指定緊急避難場所を指定する際に、併せて、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

市は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。

(2) 指定避難所の指定基準は次のとおりとする。

- ① 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。必要かつ適切な規模は、被災者の生活の場となることを考慮し、当該避難所での受け入れが見込まれる被災者の数に対し、十分な面積を有すること。
 - ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。
 - ③ 想定される災害による影響が比較的小ない場所に立地していること。
 - ④ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。
 - ⑤ 専ら要介護高齢者や障害者等の要配慮者のための福祉避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制を有すること。
- (3) 市は、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法や、他の市町からの被災者の受入れ等について、事前に教育委員会等と調整を行うものとする。
- (4) 市は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 市は、市が管理する施設以外の施設を指定避難所として指定するときは、当該施設の管理者の同意を得なければならないものとする。
- (6) 指定避難所の指定を受けた施設の管理者は、指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならないものとする。
- (7) 市は、指定避難所が指定基準を満たさなくなったときは、指定を取り消すものとする。
- (8) 市が指定する指定避難所は、指定緊急避難場所と兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設が避難に不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知することに努めるものとする。
- (9) 市は、指定避難所を指定、廃止又は取り消したときは、県に報告するとともに、公示するものとする。

3 指定緊急避難場所、指定避難所の整備等

- (1) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）の指定に当たり、既存の避難用の施設等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう施設の整備に努める。

(2) 市は、指定避難所等において、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ次の資機材等の整備や防災行政無線等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

- ① 貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド
- ② 非常用電源
- ③ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
- ④ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備

(3) 市は、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

4 県有施設の活用

県は、市が行う指定避難所等に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとし、県有施設が指定避難所等又は応急救護所となった場合、当該施設管理者は、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力する。

5 避難路の選定

市は、避難路については、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルートの避難路を選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

6 指定緊急避難場所等の明示

市は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であるかを明示するよう努めるものとする。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

7 避難判断基準等の策定

(1) 市は、災害時に適切な避難が行えるよう、避難の勧告又は指示（緊急）の発令基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、指定避難所等の管理運営方法等を策定しておく。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、避難の勧告又は指示（緊急）を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて隨時見直し等を行うものとする。県は、市に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(2) 市は、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(3) 市は、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、高齢者等の避難行動に時間要する避難行動要支援者等に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階での避難行動の開始を求める避難準備・高齢者等避難開始、また、すでに災害が発生している状況であり、命を守

るための最善の行動を促す災害発生情報の発令基準の設定を図るものとする。

8 避難に関する広報

- (1) 市は、指定避難所等、避難路、避難方法、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の意味合い、指定緊急避難場所は災害の種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定避難所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報誌やハザードマップ等の配布、CATVやホームページの活用、防災訓練の実施等を通じて、住民に周知徹底を図る。
- (2) 市は、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、避難勧告等については、安全安心コミュニティシステムや香川県防災情報システムによるメール配信を伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前にメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。
- (3) 市は、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

9 避難計画の策定

市は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとし、当該避難計画には、市が行う避難準備情報等の発表等の基準、指定避難所等その他避難のために必要な事項を定める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」の措置を講ずべきことにも留意する。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所等の運営について、あらかじめ、指定避難所等の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、市は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

10 避難所運営マニュアルの作成

市は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び指定避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑に行えるよう、あらかじめ、（削除）役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ（削除）被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努めるものとする。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の

普及に努めるものとする。この際、住民等への知識等の普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努めるものとする。

1.1 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

1.2 要配慮者への対応

市は、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の支援者の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、支援者等との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

また、被災した要配慮者が指定避難所での避難が困難な場合に備え、福祉避難所への搬送方法等の必要な事項を定めた計画の策定に努める。

1.3 帰宅困難者への対応

市及び県は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

1.4 児童生徒への対応

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と本市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

1.5 土砂災害対策

市は、土砂災害警戒区域内等に避難に際し何らかの支援が必要な要介護高齢者や障害者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項を定めるとともに、必要な事項を住民に周知させるため、これらに事項を記載したハザードマップ等の配布やその他の必要な措置を講じる。

市は、土砂災害に関する避難勧告等を発令した場合、防災行政無線、音声告知放送、C A T V、安全安心コミュニティシステム、緊急速報メール、広報車、電話等により住民に情報伝達する。

また、土砂災害警戒区域内にあり、市地域防災計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、この計画を市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

1 6 河川災害対策

浸水想定区域内にあり、本計画に名称等を定められた地下街等の所有者又は管理者は、地下空間等の特性を踏まえて洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、この計画を市長に報告するとともに、公表し、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するなど災害時の避難に万全を期するものとする。

また、浸水想定区域内にあり、本計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は避難確保計画を、大規模工場の所有者又は管理者等は浸水防止計画を作成し、当該計画を市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

1 7 孤立地域への対応

市は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、自立のための備蓄等の対策を推進する。

【参考資料】

- 2-20 災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定（津田福祉会 外）
- 2-21 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（長尾福祉会 外）
- 2-22 災害時における施設使用に関する協定（香川県信用組合）
- 2-43 災害時における非常通信の協力に関する協定書（さぬき市非常通信協力会）
- 3- 5 浸水想定区域図（津田川水系津田川）
- 3- 6 浸水想定区域図（鴨部川水系鴨部川）
- 3- 7 浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者利用施設
- 3-13 土砂災害警戒区域
- 3-14 土砂災害警戒区域に位置する災害時要配慮者利用施設
- 7- 1 さぬき市防災行政無線通信施設
- 7- 2 さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧
- 7- 4 災害時通信連絡系統図
- 7- 5 津田川・鴨部川浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図
- 7- 6 土砂災害警戒区域への情報伝達系統図
- 7- 7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図
- 7- 8 全国瞬時警報システム（J-ALE RT）
- 7- 9 香川県防災情報システム
- 12- 1 指定緊急避難場所一覧
- 12- 2 指定避難所一覧
- 12- 3 避難勧告等の判断基準
- 12- 4 さぬき市避難行動要支援者避難支援計画【全体計画】

第24節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

主な実施機関	市（危機管理課）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課、水産課）、香川県広域水道企業団、（公社）日本水道協会香川県支部
--------	--

1 食料の確保

- (1) 市及び県は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮をする避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (2) 県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。
- (3) 市及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

2 飲料水の確保

- (1) 水道事業者は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保等を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 市及び県は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (3) 市及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 生活物資の確保

市及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

なお、生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

4 住民による備蓄

(1) 食料等の備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するよう努める。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

(2) 住民に対する普及啓発

市は、広報誌、パンフレット等の配布、ホームページの活用等により、住民に対し、災害に備えた食料等の備蓄について、普及啓発を行う。

5 物資の集積拠点の指定

(1) 市は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定しておく。

(2) 県は、他県等からの緊急物資等の受入、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定しておく。なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておくものとする。

【香川県一次（広域）物資拠点】

番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
1	香川県	香川県産業交流センター（サンメッセ香川）	総合コンベンション施設	高松市林町2217-1

【香川県一次（広域）物資拠点支援施設】

番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
1	日本通運(株)	高松ターミナル	トラックターミナル	高松市朝日町6-8-3
2	日本通運(株)	郷東町第3号倉庫	倉庫	高松市郷東町792-79
3	四国西濃運輸(株)	三豊支店	トラックターミナル	観音寺市大野原町大野原3980
4	四国福山通運(株)	大野原営業所	トラックターミナル	観音寺市大野原町大野原3977-1
5	ヤマト運輸(株)	四国支社	トラックターミナル	綾歌郡宇多津町吉田4001-39
6	四国名鉄運送(株)	中讃営業所	トラックターミナル	丸亀市飯山町西坂元472-1
7	株式会社フードレック	本社物流センター	倉庫	観音寺市柞田町丙2066-1
8	高松臨港倉庫(株)	宇多津センター	倉庫	綾歌郡宇多津町浜3番丁32
9	関西陸運(株)	高松物流センター	倉庫	さぬき市昭和121-20

【参考資料】

- 2-12 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカコーラボトリング）
- 2-13 災害時における物資の供給等に関する協定書（フジ）
- 2-14 災害時における物資の供給等に関する協定書（マルナカ）
- 2-15 災害時における物資供給に関する協定書（コメリ災害対策センター）
- 10- 1 災害対策用物資の備蓄状況
- 10- 2 生活必需物資等の調達方法
- 10- 3 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県）
- 11- 8 さぬき市物流拠点予定施設
- 11- 9 香川県民間物流拠点一覧

第25節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るために、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備等の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

主な実施機関

市（教育委員会事務局）、県（総務学事課、教育委員会）

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、市又は県の指導により、次の措置を講じる。

（1）防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、指定避難所に指定されている学校については、市の防災担当部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

（2）防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

（3）防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

（4）登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

（5）学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

市及び県は、文教施設、設備を災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材の整備に努める。

3 文化財の保護

市及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制

を確立するとともに、火災報知器、消火栓、耐震性貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第26節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関	市（福祉総務課、危機管理課）、県（男女参画・県民活動課、危機管理課、健康福祉総務課）、社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 協力体制の確立

市及び県は、さぬき市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

市及び県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、さぬき市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 防災ボランティアの登録等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協議する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第27節 要配慮者対策計画

高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対して、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

主な実施機関	市（危機管理課、市民課、福祉総務課、障害福祉課、国保・健康課、子育て支援課、長寿介護課、秘書広報課）、県（国際課、危機管理課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、観光振興課、）、消防団、警察、消防本部、社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者
--------	---

1 社会福祉施設等入所者の対策

- (1) 市は、県と協力し被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう体制の整備に努める。
- (2) 県は、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用し、市が被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。
- (3) 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。
また、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。
 - ① 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
 - ② 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。
 - ③ 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
 - ④ 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについて施設相互間の応援協力体制や市、県、関係機関、住民等との連携協力体制の整備に努める。

2 在宅の要配慮者の対策

- (1) 市は、市内に居住する避難に際し何らかの支援が必要な要介護高齢者や障害者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努め、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るために、円滑かつ迅速に避難できるための支援体制を整えておくため、避難行動要支援者避難支

援計画を策定するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難を支援する避難支援等関係者は次のとおりとする。

- ① さぬき警察署
- ② 大川広域消防本部
- ③ さぬき市消防団
- ④ 民生委員・児童委員
- ⑤ さぬき市社会福祉協議会
- ⑥ 避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織
- ⑦ 避難行動要支援者が居住している地域で当該避難行動要支援者に対する避難支援に必要と市長が認めた者

(3) 市は、避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

(4) 市は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携を図る。

(5) 市が作成する避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲は次のとおりとする。

- ① 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の者
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級（総合等級）の第1種の者（ただし、心臓機能障害又はじん臓機能障害のみで該当する者を除く。）
- ③ 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がⒶ又はA判定の者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の者
- ⑤ 生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 前各号に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

(6) 市は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第3項の規定に基づき、市の関係部局で把握している避難に際し何らかの支援が必要な要介護高齢者や障害者等の状況を集約し、要介護状態区分や障害種別、支援区分などを把握するものとする。

また、避難行動要支援者名簿の作成のため、市で把握していない情報の取得が必要と認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができるものとする。

(7) 市が作成する避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号などの連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由

⑦ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(8) 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の状況の変化の把握に努め、名簿を更新し、名簿情報を最新の状態に保つため次の措置を講じるものとする。

① 新たに市に転入してきた避難に際し何らかの支援が必要な要介護高齢者、障害者等や新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を速やかに避難行動要支援者名簿に追加するものとする。

② 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合や避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所をしたことを把握した場合は、速やかに避難行動要支援者名簿から削除するものとする。

(9) 市は、災害時の円滑かつ迅速な避難支援などを実施するため、避難行動要支援者名簿を平常時から避難支援等関係者に提供し、名簿情報を共有するものとする。

ただし、避難支援等関係者に提供する場合は、避難行動要支援者からの同意があつた場合のみとする。なお、避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する避難支援等関係者に限り提供するものとする。なお、発災時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

(10) 市は、大規模な災害等によって市の機能が著しく低下することも考慮し、避難行動要支援者名簿を電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管するものとする。また、名簿情報を適正に管理するため、機密性に応じた情報の取得方法等を定めて各種の法令等を遵守し、適正な情報管理を行うこととする。

(11) 避難行動要支援者名簿情報を事前に提供された避難支援等関係者は、災害対策基本法の規定により、避難支援等関係者本人に守秘義務が課せられていることを十分に理解し、避難行動要支援者に関する情報が無用に共有、利用されないようにしなければならないものとする。なお、避難支援等関係者は、事前に提供された避難行動要支援者名簿の情報を施錠可能な場所に保管するとともに、必要以上の複製をしてはならないものとする。

(12) 市は、避難支援等関係者の安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援関係者等を含めた地域全体での協議で取り決めた避難誘導や避難方法の計画を策定し、周知するものとする。

(13) 市は、事前に提供した避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者と連携した避難訓練を実施するなど災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。

(14) 市は、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内的一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要支援者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定及び福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成に努める。

(15) 市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも利用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の設置など高齢者や障害者等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

3 外国人の対策

- (1) 市は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、指定避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 市及び県は、外国語による防災に関するパンフレット等を作成、配布し、防災知識の普及、啓発に努める。
- (3) 市は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションが図れるよう、県が確保を図る外国語通訳や翻訳ボランティアなどを把握しておく。

4 旅行者等の対策

市は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

5 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、市、自主防災組織等に、あらかじめ安置確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

【参考資料】

- 2-21 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（長尾福祉会　外）
- 3- 5 浸水想定区域図（津田川水系津田川）
- 3- 6 浸水想定区域図（鴨部川水系鴨部川）
- 3- 7 浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者利用施設
- 3-13 土砂災害警戒区域
- 3-14 土砂災害警戒区域に位置する災害時要配慮者利用施設
- 7- 5 津田川・鴨部川浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図
- 7- 7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図
- 9- 3 栄養相談・指導活動体系図
- 9- 4 精神保健活動体系図
- 12- 3 避難勧告等の判断基準
- 12- 4 さぬき市避難行動要支援者避難支援計画【全体計画】
- 15- 9 自主防災組織の現状

第28節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

主な実施機関	市（危機管理課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課、河川砂防課）、防災関係機関
--------	---

1 総合訓練

市及び県は、大規模な災害を想定して、防災関係機関、ライフライン事業者、住民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- ① 情報の収集・伝達、災害広報
- ② 水防、消防、救出・救助
- ③ 避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ④ ライフライン応急復旧、道路啓開
- ⑤ 偵察、警戒区域の設定、警備、交通規制
- ⑥ 救援物資及び緊急物資輸送

2 災害対策本部設置運営訓練

市及び県は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることが想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

3 図上訓練

市及び県は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

4 水防訓練

市及び県は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、水防工法等の訓練を行う。

5 消防訓練

市は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定し訓練を行う。

6 避難救助訓練

訓練実施に当たっては、避難行動要支援者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 市及び県は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。

- (2) 市は、土石流危険渓流等土砂災害危険箇所において、自主防災組織や住民の協力を得ながら避難体制の確立を図るとともに避難訓練を行う。
- (3) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

7 非常通信連絡訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

8 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

9 事故災害訓練

突発的な海難事故、航空機事故、鉄道事故、油流出事故等に対し迅速かつ的確な対策を実施するため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

10 土砂災害に対する防災訓練

市は、近年の土砂災害の実態を踏まえ、国、県、防災関係機関及び住民と一体となって、年1回以上情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

1.1 自主防災組織等における訓練

住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、自主防災組織等は、市及び消防機関の指導の下に、地域の企業とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行う。

また、市は、地域の自主防災活動の活性化を図るため、自主防災組織が連携した広域的な訓練を推進するとともに、これらの訓練に対する支援に努める。

【参考資料】

- 1- 7 さぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱
- 1- 8 さぬき市自主防災活動支援事業実施要綱
- 1- 9 さぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱
- 1-10 さぬき市防災士育成支援事業費補助金交付要綱
- 1-11 香川県自主防災組織広域化促進事業補助金交付要綱
- 1-12 香川県自主防災活動アドバイザー派遣事業実施要綱
- 1-13 香川県防災対策基本条例
- 2-38 災害時における非常通信の協力に関する協定書（さぬき市非常通信協力会）
- 15- 9 自主防災組織の現状

第29節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等の普及に当たっては、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

主な実施機関	市（危機管理課、秘書広報課、教育委員会事務局）、消防本部、県（総務学事課、危機管理課、経営支援課、河川砂防課、教育委員会）、警察、防災関係機関
--------	---

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助けること、指定避難所等で自ら活動すること、あるいは市、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、市及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

市、県及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 災害に関する基礎知識、市域における災害発生状況
- ② 地域防災計画等の概要
- ③ 災害が予想される、又は発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ④ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

- (1) 市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の高揚を図る。
- (2) 市及び県は、住民の防災意識の高揚及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、広報誌、パンフレット等の配布、C A T V、ホームページ、ラジオ、テレビ、新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時

等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。

- ① 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ② 特別警報・警報・注意報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- ③ 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- ④ 土砂災害にかかる前兆現象に関する知識
- ⑤ 正確な情報入手の方法
- ⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑦ 避難勧告等の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ⑧ 指定避難所等、避難路等での行動など避難に関する知識
- ⑨ 最低3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ⑩ 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
- ⑪ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ⑫ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ⑬ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
- ⑭ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の活用
- ⑮ 被災体験の伝承
被災体験を被災者だけにとどめず、住民の記憶として広く共有化することや、世代を超えて被災体験を伝えていく。
- ⑯ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

4 学校における防災教育

（1）児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組みを推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

（2）教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図

る。

5 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

6 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

市及び県、各業界の民間団体は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

市及び商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、市及び県は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

7 災害情報の提供等

市及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

市は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知する。

県は、市の上記施策の実施を支援する。

8 災害教訓の伝承

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害

教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

9 自動車運転手等に対する啓発

警察は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転手に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

第30節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るために、住民の自主的な防災活動が極めて重要となることから、住民、企業等による自主防災組織の育成や活動の活性化、消防団の活性化などに努めるとともに、企業においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区的防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

主な実施機関	市（危機管理課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課）
--------	------------------------------

1 住民の自主防災組織

(1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

住民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。

市は、県の支援を受け、住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進に必要な助成や自主防災組織のリーダーの研修に努める。

また、消防団と自主防災組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

(2) 自主防災組織の編成は、次により行う。

① 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。

② 防災に関する多様な視点からの意見取入れ等のため、女性や多様な世代の参加を求める。

また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。

③ 津波浸水想定の区域内にある地区や土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。

自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努める。

1) 平常時の活動

① 平常時の備え及び災害時の的確な行動に関する防災知識の普及

(ア) 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認

(イ) 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難の経路及び方法等の確認

(ウ) 避難勧告等の発令等の基準、災害対応における市との役割分担等についての市との協議

(エ) 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知

(オ) 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備

(カ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に住民がとるべき行動について、

災害発生時、避難途中、指定避難所等における行動基準の作成及び周知

(キ) 住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施

- ② 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ③ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- ④ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ⑤ 地域における高齢者、障害者等の避難行動要支援者の把握

2) 災害時の活動

- ① 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
- ② 集団避難の実施、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- ③ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、指定避難所等の運営に対する協力等

2 企業等の自衛消防組織等

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化する。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努める。

企業等は、市及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を指定緊急避難場所として使用することその他の防災対策について、住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努める。

災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、企業及び地域の安全確保に努める。

3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、市は、装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する企業は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

【参考資料】

1- 7 さぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱

1- 8 さぬき市自主防災活動支援事業実施要綱

- 1- 9 さぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱
- 1-10 さぬき市防災士育成支援事業費補助金交付要綱
- 1-11 香川県自主防災組織広域化促進事業補助金交付要綱
- 1-12 香川県自主防災活動アドバイザー派遣事業実施要綱
- 1-13 香川県防災対策基本条例
- 6- 2 消防団現勢
- 15- 9 自主防災組織の現状

第31節 被災動物の救護体制整備計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができる、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県や（公社）香川県獣医師会、県動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。

主な実施機関	市（生活環境課、農林水産課）、県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体
--------	--

1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所等へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努めるとともに、不必要的繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。

県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視・指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

県は、指定避難所等に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所を設置する市に対して支援を行なう。

市は、指定避難所等での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定、住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受け入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

4 被災動物救護活動

県は、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

また、県は、平常時から市と連携し、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。

第32節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模災害発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

主な実施機関	市（危機管理課、秘書広報課、商工観光課）、県（危機管理課、観光振興課）
--------	-------------------------------------

1 住民への啓発

市及び県は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

2 企業等への啓発

市及び県は、企業等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図る。

3 指定避難所等の提供

市は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。特に主要駅等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

4 情報提供体制の整備

市及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備する。

5 安否確認の支援

市及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図る。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

市及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 市及び県は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む。）に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2) 市は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図る。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。
県は、市の上記施策の実施を支援するものとする。
- (3) 市及び県は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取り組みを促進する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるよう、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するにあたり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

主な実施機関	市（全部局）、県（全部局）、防災関係機関
--------	----------------------

1 市の活動組織

(1) 防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置されており、地域防災計画の作成及び実施の推進、各機関の実施する災害復旧の連絡調整等を図る。

(2) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置

市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、市長が必要と認めた場合は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。

なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

【設置基準】

- 1 さぬき市に気象による特別警報、警報等が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 2 市内で次の事故等が発生し、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - ・ 大規模な火災又は爆発
 - ・ 災害を誘発する物質の大量流出
 - ・ 大規模な列車、航空機、船舶等の事故
 - ・ その他重大な事故
- 3 通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。

② 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室は、市役所3階大会議室に設置する。3階大会議室に設置できない場合

には、市役所内の別室に設置するが、市役所の被災等の場合には、被災していない庁舎に設置する。

③ 災害対策本部の組織

ア 本部長

市長を本部長とし、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、本部長に事故あるときの代行順位は、次のとおりとする。

- ・ 第1順位 副市長
- ・ 第2順位 総務部長
- ・ 第3順位 市民部長

イ 副本部長

副市長を副本部長とし、本部長を補佐する。

ウ 本部員

- a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- b 本部員は、総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設経済部長、市民病院経営管理局長、教育長、教育部長、議会事務局長、消防団長をもって充てる。

エ 本部会議

- a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。
- b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 災害救助法の適用に関すること。
 - ・ 県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局

災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務部危機管理課とする。

カ 部

- a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部（総務部、市民部、健康福祉部、建設経済部、病院部、教育部、議会部、消防団）を置き、部には班を置く。
- b 各部各班の組織及び分掌事務は別表1のとおりとする。
- c 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。なお、部長に事故あるときは、部長の指名する課長等の職にある者がその職務を代理する。

キ 総合支所

総合支所は、管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び災害応急対策に必要な事項を、速やかに、本部事務局に報告するとともに、その指示に従い、災害応急対策に従事する。

また、総合支所における第一報（庁舎の被害状況等）については、総合支所長が災害対応の初動段階に本部事務局に報告する。

ク 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

④ 災害対策本部の設置及び解散の通知等

災害対策本部を設置あるいは解散したときは、ラジオ、テレビ、CATV、新聞等を通じて公表するとともに、県、防災関係機関等にその旨を通知する。

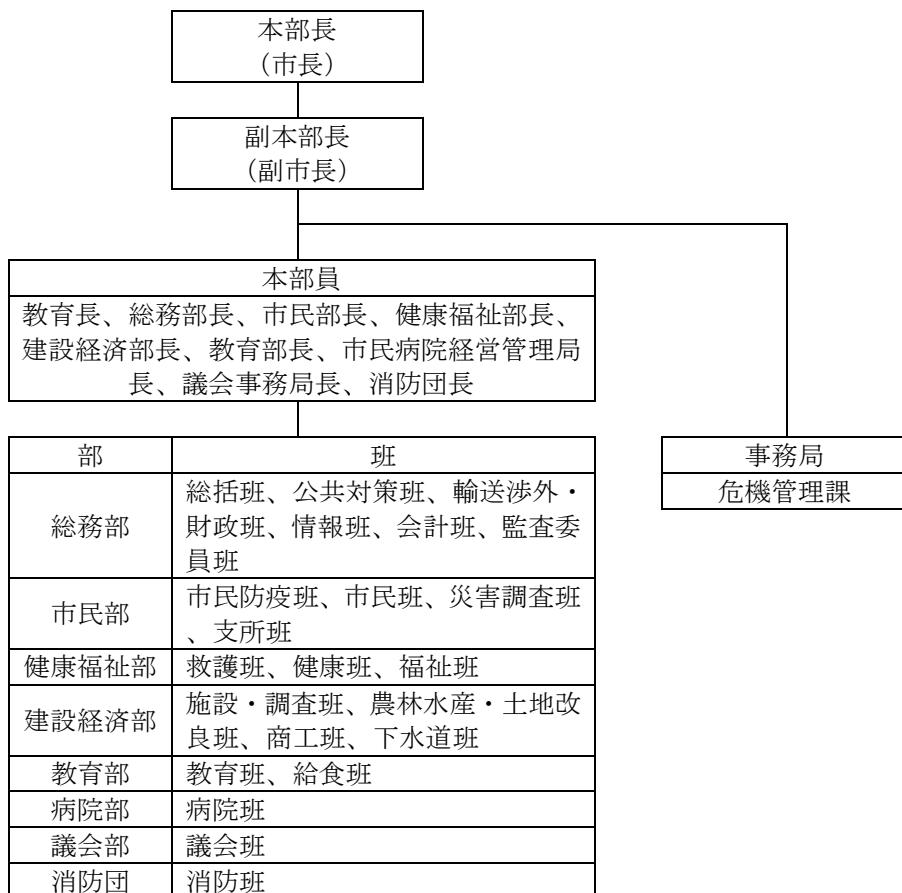
⑤ 県との連携

県の災害対策本部が設置された場合、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、災害対策本部は、県の災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

⑥ 災害対策本部の解散

本部長は、市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【さぬき市災害対策本部組織図】



【別表1 さぬき市災害対策本部各部各班の分掌事務】

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
総務部 [総務部長]	総括班 [危機管理課長]	総務課 危機管理課 秘書広報課 男女共同参画・国際交流推進室	1 本部の設置及び解散に関すること 2 本部員会議及び関係本部員会議に関すること 3 本部長の命令及び指示の伝達に関すること 4 避難の勧告等に関すること 5 本部の庶務に関すること 6 各部との連絡調整に関すること 7 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関すること 8 遺体の捜索に関すること 9 職員の動員、服務及び福利厚生に関すること 10 県、他市など関係機関への連絡調整及び要請に関すること 11 自衛隊の派遣要請に関すること 12 気象情報等の収集・伝達に関すること 13 被災外国人の援護に関すること 14 防災行政無線など災害通信設備に関すること 15 情報ネットワークに関する災害応急対策に関すること 16 他の部に属さないこと
公共対策班 [財産活用課]		財産活用課	1 資機材の調達支援に関すること 2 本部の運営に必要な物品等の確保に関すること 3 公用車及び庁用電話に関すること 4 災害応急工事の契約に関すること 5 公共施設等の被災状況に関すること 6 他班の応援に関すること
輸送涉外 ・財政班 [政策課長]		政策課	1 人員、資機材の輸送及び配備に関すること 2 物資車両等の調達・確保に関すること 3 応援部隊の受け入れ調整に関すること 4 地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動に対する応援の調整に関すること 5 本部の予算に関すること 6 災害予算に関すること 7 他班の応援に関すること
情報班 [秘書広報課長]		秘書広報課 (削除)	1 住民への災害広報に関すること 2 報道機関への対応に関すること 3 CATV施設の災害応急対策に関すること 4 災害に関する写真、映画等による記録に関すること 5 他班の応援に関すること
会計班 [会計課長]		会計課	1 災害時の出納事務に関すること 2 災害対策用物資の調達・保管・出納に関すること 3 義援金の受け入れに関すること 4 他班の応援に関すること
監査委員班 [監査委員事務局長]		監査委員事務局	1 総務部の事務に関すること 2 他班の応援に関すること

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
市民部 [市民部長]	市民防疫班 [生活環境課長]	生活環境課 人権推進課	1 所管施設の被害調査に関すること 2 防疫に関すること 3 そ族昆虫の駆除に関すること 4 被災地の清掃に関すること 5 ごみ処理に関すること 6 し尿処理に関すること 7 遺体収容所の開設及び管理に関すること 8 遺体の運搬、収容及び処理に関すること 9 火葬・埋蔵の実施に関すること 10 住民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関すること 11 火葬・埋葬の手続きに関すること 12 交通整理に関すること 13 他班の応援に関すること
	市民班 [市民課長]	市民課	1 被災世帯の調査に関すること 2 被災者台帳の作成に関すること 3 市民部の事務に関すること 4 他班の応援に関すること
	災害調査班 [税務課長]	税務課	1 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関すること 2 罹災証明に関すること 3 市税減免に関すること 4 国民健康保険税の減免に関すること 5 他班の応援に関すること
	支 所 班 [総合支所長]	総合支所	1 総合支所における住民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関すること 2 各部との連絡調整に関すること 3 他班の応援に関すること
健康福祉部 [健康福祉部長]	救護班 [福祉総務課長]	福祉総務課 子育て支援課 国保・健康課 障害福祉課 長寿介護課 幼保こども園課	1 社会福祉施設（保育所、認定こども園及び児童館）及び幼稚園の被害調査に関すること 2 被災者の救助に関すること 3 災害救助法の適用に関すること 4 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置・運営に関すること 5 福祉避難所の設置・運営に関すること 6 社会福祉施設（保育所、認定こども園及び児童館）及び幼稚園の災害応急対策に関すること 7 災害ボランティアの受入れ等に関すること 8 義援金品の取り扱いに関すること 9 生活必需品等の供給に関すること
	健 康 班 [国保・健康課長]	国保・健康課	1 応急医療助産対策に関すること 2 医薬品及び血液対策に関すること 3 保健活動に関すること 4 他班の応援に関すること
	福 祉 班 [障害福祉課長]	福祉総務課 障害福祉課 長寿介護課 国保・健康課	1 社会福祉施設（保育所及び児童館を除く）等の被害調査に関すること 2 社会福祉施設（保育所及び児童館を除く）等の災害応急対策に関すること 3 災害時における要配慮者対策に関すること 4 他班の応援に関すること

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 嘉 事 務
建設経済部 [建設経済部長]	施設・調査班 [都市整備課長]	都市整備課	1 道路、橋梁、河川、港湾、海岸、公園等の被害調査に関すること 2 道路、橋梁、河川、港湾、海岸、公園等の災害応急対策に関すること 3 水門及びポンプ場の運転管理に関すること 4 主たる管理施設における障害物の撤去に関すること 5 危険箇所の巡視、警戒に関すること 6 被害調査及び記録に関すること 7 市営住宅の被害調査、災害応急対策に関すること 8 被災建築物・宅地の危険度判定、応急修理に関すること 9 応急仮設住宅の建設に関すること 10 応急仮設住宅の入居者の選考に関すること 11 他班の応援に関すること
農林水産 ・土地改良班 [農林水産課長]	農林水産課		1 農作物、家畜、山林関係、漁業施設及び漁船の被害調査に関すること 2 主要食料の確保及び出庫に関すること 3 農作物の種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること 4 農作物の病害虫の防除に関すること 5 被害農作物の技術対策に関すること 6 家畜の飼料対策に関すること 7 家畜の防疫に関すること 8 農業団体及び漁業団体との連絡調整に関すること 9 農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること 10 農地及び農業用施設の被害調査に関すること 11 農地及び農業用施設に対する災害応急対策に関すること 12 冠水農地の排水に関すること 13 他班の応援に関すること
商 工 班 [商工観光課長]	商工観光課		1 商工観光施設の被害調査に関すること 2 商工団体との連絡調整に関すること 3 労働力の確保及び供給に関すること 4 観光客に対する災害応急対策に関すること 5 中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関すること 6 他班の応援に関すること
下 水 道 班 [下水道課長]	下 水 道 課		1 下水道施設の被害調査に関すること 2 下水道施設の災害応急対策に関すること 3 雨水ポンプ場の運転管理に関すること 4 他班の応援に関すること
教 育 部 [教育部長]	教 育 班 [生涯学習課長]	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 (削 除)	1 児童生徒等の安全確保に関すること 2 教育施設等の被害調査に関すること 3 教育施設等の災害応急対策に関すること 4 応急教育に関すること 5 被災児童生徒等の就学援助に関すること 6 学校給食対策に関すること 7 文化財の災害応急対策に関すること 8 他班の応援に関すること
	給 食 班 [学校教育課長]	学校給食共 同 調 理 場	1 炊き出しの実施に関すること 2 他班の応援に関すること

部 [責任者]	班 [責任者]	班 員	分 掌 事 務
病院部 [経営管理局長]	病院班 [総務企画課長]	市民病院 津田診療所	1 利用者の安全確保に関すること 2 市民病院及び津田診療所の被害調査に関すること 3 市民病院及び津田診療所の災害応急対策に関すること 4 市民病院での医療活動に関すること 5 市民病院及び津田診療所による医療班の編成に関すること 6 他班の応援に関すること
議会部 [議会事務局長]	議会班 [議事課長]	議会事務局	1 議会の連絡に関すること 2 国の機関、国會議員等の視察及び調査に関すること 3 他班の応援に関すること
消防団 [消防団長]	消防班 [消防副団長]	消防団	1 消防・水防活動に関すること 2 危険箇所の巡回、警戒に関すること 3 被災者の救急救助に関すること 4 被災地の警備に関すること

2 動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。ただし、市長は、気象現象などに応じて配備基準を防災会議に諮らず変更することができるものとし、変更したときは、当該変更内容を防災会議に通知する。

【風水害の場合】

区分	配備基準	配備体制	本部体制
第1次配備	1 大雨注意報、洪水注意報の1つ以上が本市に発表されたとき 2 その他必要により本部長（市長）が指令したとき	1 危機管理課の職員が市役所に登庁し、情報収集や配備指示の伝達を行う体制とする。 2 気象情報などを考慮し、第1.5次配備を検討する。	
第1.5次配備	1 高潮注意報が本市に発表され、高潮警報に切り替えると予想されたとき 2 大雨警報、洪水警報の1つ以上が本市に発表されると予想されたとき 3 暴風警報、波浪警報の1つ以上が本市に発表されたとき 4 大雪警報、暴風雪警報が本市に発表されたとき 5 その他必要により本部長（市長）が指令したとき	1 高潮注意報が本市に発表され、高潮警報に切り替えると予想されたときは、危機管理課、建設経済部及び総合支所のあらかじめ指定された職員を定められた場所に配備し、防潮対策を実施する。 2 暴風警報、波浪警報が発表されたときは、危機管理課、建設経済部及び総合支所のあらかじめ指定された職員を定められた場所に配備し、雨水ポンプ、水門、排水機場の運用準備態勢をとるとともに、水防本部設置を検討する。 3 市長・副市長・総務部長等に情報を伝達する。	
第2次配備	1 大雨警報、洪水警報、高潮警報の1つ以上が本市に発表されたとき 2 台風接近に伴う暴風警報、波浪警報の1つ以上が本市に発表されたとき 3 大雪警報、暴風雪警報が本市に発表され、相当規模の被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき 4 その他必要により本部長（市長）が指令したとき。	1 あらかじめ指定された職員を定められた場所に配備し、水防活動に従事するとともに、災害対策本部設置を検討する。 2 大雨警報及び洪水警報が本市に発表されたときは、即時開設の指定緊急避難場所（指定避難所）を開設する。	水防本部体制で対応するが、災害の状況に応じ災害対策本部体制に変更する。
第3次配備	1 大雨警報、洪水警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報の1つ以上が本市に発表され、相当規模の被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき 2 特別警報が本市に発表されたとき 3 その他必要により本部長（市長）が指令したとき。	全職員をあらかじめ定められた場所に配備する。	災害対策本部体制で対応する。

【その他の災害の場合】

区分	配備基準	配備体制	本部体制
第1次配備	1 林野火災が発生したとき。 2 油等流出事故が発生したとき。 3 その他小規模な事故が発生し、市長が指令したとき。	危機管理課及び災害に関係のある課の課長及び担当職員が市役所本庁に登庁し、情報の収集や災害の対応をする。	
第2次配備	1 大規模な火災又は爆発が発生したとき。 2 災害を誘発する物質の大量流出等が発生したとき。 3 大規模な列車、航空機、船舶等の事故が発生したとき。	危機管理課及び災害に関係のある課の職員が市役所本庁に登庁し、情報の収集や災害の対応をする。	
第3次配備	1 上記の事故等により、相当規模の被害が発生したとき。 2 通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。	全職員配備	災害対策本部体制で対応する。

(2) 勤員体制の確立

- ① 各部長は、各部の勤員計画を事前に作成し、部内の職員に周知する。
- ② 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

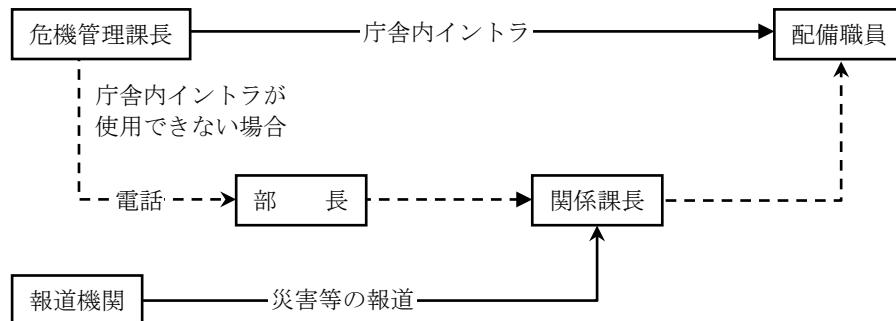
(3) 勤員の方法

① 勤務時間内における勤員

危機管理課長は、大雨、洪水、暴風、波浪、高潮等の特別警報、警報又は注意報等が発表されたとき、又は災害が発生したとき、庁舎内イントラ、関係所属への電話等により、当該情報の内容を伝達する。

関係所属長は、危機管理課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害の予防又は応急対策に従事させる。

【勤務時間内における勤員伝達】



② 勤務時間外における勤員

ア 大雨、洪水、暴風、波浪、高潮等の特別警報、警報又は注意報等が発表されたとき、又は災害に関する情報を覚知したときは、当直者から危機管理課長へ、危機管理課長から配備職員へ電子メール又は電話等で当該情報の内容を伝達する。

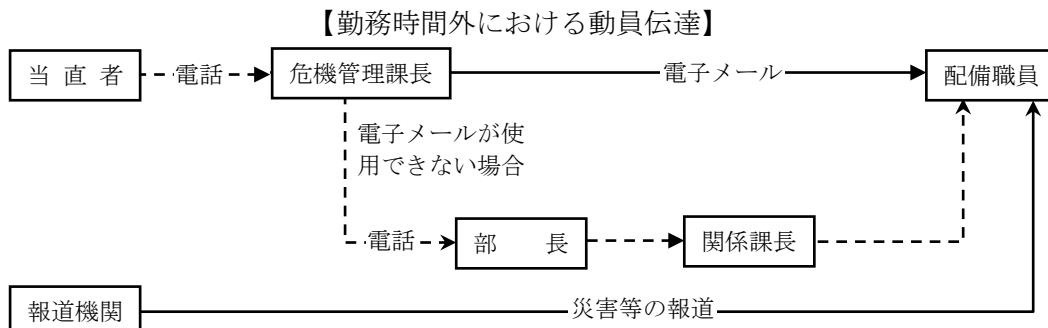
イ 関係所属長は、危機管理課長からの情報又は報道機関等からの情報に基づき、事前に指定した職員を配備する。

ウ 事前に指定された職員は、所属長からの連絡に基づき配備につくほか、報道機関等からの情報により災害の発生を知ったときは、自己及び家族の安全を確保した後に安全か

つ迅速な手段により参集する。

エ 参集する場所は、原則として各自の配備場所とする。

被害の状況等により配備場所に参集できない職員は、最寄りの庁舎等に参集する。この場合、職員は各自の所属に参集場所を連絡し、当該場所の所属長等の指示に従い災害の予防又は応急対策に従事する。



③ 災害対策本部設置時における動員

ア 災害対策本部各部の動員は、総括班から本部員を通じて行うものとし、本部員から班長へ、班長から職員へ連絡する。

イ 動員を行った場合、各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、事務局に報告する。

(4) 動員要請

災害の状況や応急対策の推移によって、各班の忙闊のアンバランスを生じることが多いため、必要に応じて各班に所属する職員を他班に応援させる。このため、災害対策本部設置期間中は、毎日、各班長は、当日の動員可能者数を事務局に報告する。

また、各班長は、他班の職員の応援を必要とする場合には、本部長に応援を要請する。

3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を実施する。

また、市から資料や情報の提供、意見の表明、災害対策本部会議への出席等を求められた場合は、協力する。

【参考資料】

- 1- 1 さぬき市防災会議条例
- 1- 2 さぬき市災害対策本部条例

第2節 広域的応援計画

災害時において、市だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課）、県（危機管理課）、大川広域消防本部、防災関係機関
--------	---------------------------------------

1 市の応援要請等

県、他市町等に応援を要請する必要があるときは、本部長は、直ちに本部会議を招集し、協議の上、本部長が決定するが、そのいとまがない場合は、本部長が単独で決定する。

(1) 他市町に対する応援要請

市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県内の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。市は、県内の市町から応援を求められたとき、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

(2) 県に対する応援要請等

- ① 市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援（職員派遣を含む。）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- ② 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、県内の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- ③ 市は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、県内の市町への応援の要請を依頼することができる。

(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

(4) 民間団体等に対する要請

市は、市内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 県の応援要請等

(1) 市に対する応援要請等

- ① 県は、市の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市に対して、他の市町を応援するよう要請等を行う。

また、県内全市町間の応援協定に基づき、市から、他の市町への応援の要請の依頼があった場合、又は市と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、必要な調整を行ったうえで、市を応援するよう、他の市町に対して要請する。

- ② 県は、県内に災害が発生した場合、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町が実施すべき応急措置の全部又は一部を市町に代わって実施する。

(2) 他都道府県に対する応援要請

県は、県内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県に対して、応援（職員派遣を含む。）を要請する。また、あらかじめ締結している応援協定の活用を図る。

(3) 国に対する応援要請等

- ① 県は、地方公共団体間の応援要請等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は市町を応援することを求めるよう、要請する。
- ② 県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国に対して、他都道府県、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(4) 指定行政機関等に対する応援要請等

- ① 県は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようとするため必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。
- ② 県は、県内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- ③ 県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

(5) 民間団体等に対する協力要請

県は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようとするため必要があると認めるときは、県域を統括する民間団体等に対して協力を要請する。

3 消防機関の応援要請

市は、大川広域消防本部や消防団の消防力では十分な対応が困難な場合には、大川広域消防本部と連携して消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

4 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第44条に基づき行う。

(1) 県への応援要請連絡

市は、災害規模及び災害を考慮して、大川広域消防本部や消防団の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行うものとする。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を県に対して報告するものとする。

(2) 消防庁への応援要請

- ① 県は、市からの応援要請連絡を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、消防庁に対して応援要請を行うものとする。
- ② 県は、市からの応援要請がない場合であっても、大川広域消防本部と協議し、緊急消防

援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁に対して応援要請を行うものとする。

- ③ 県は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を大川広域消防本部及び市に對して通知するものとする。
- ④ 県は、消防庁から応援決定通知を受けた場合は、その旨を市及び大川広域消防本部に對して通知するものとする。

(3) 被害状況等の報告

市は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告するものとし、報告を受けた県は、速やかに、その旨を消防庁に対して報告するものとする。

- ① 被害状況
- ② 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- ③ 緊急消防援助隊の任務
- ④ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

広域応援室	宿 直 室（夜間休日）		
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

5 警察の援助の要求

県公安委員会は、県内の警備力をもってしても対処できないと認めたときは、警察庁又は他の都道府県警察に対して、警察災害派遣隊等の援助の要求を行う。

6 高松海上保安部の対応

高松海上保安部は、大量の油等の流出事故が発生し、香川地区大量排出油等防除協議会の防除活動だけでは被害が他の協議会の管轄海域におよび、又はおよぶおそれがある場合は、備讃海域排出油等防除協議会連合会を通じ、他の地区協議会に情報を提供し、防除活動の連携を推進する。

7 応援受入体制の確保

応援等を要請した市及び大川広域消防本部は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。

8 他市町等への応援

市は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

9 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・市長のホットライン等を通じて、緊急災害

対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する市への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する市への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる市への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するため必要な事務。

【参考資料】

- 2- 1 災害時の相互応援に関する協定書（香川県・県内全市町）
- 2- 2 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）
- 2- 3 広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）
- 2- 5 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）
- 2- 6 災害時における情報交換及び支援に関する協定（四国地方整備局）
- 2-19 さぬき市地域防災無線局の設置等に関する協定書（長尾土木事務所　外）
- 14- 1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 14- 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 14- 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 14- 4 防災ヘリコプターの運航体制、運行基準、要請方法等
- 14- 5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 14- 6 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場
- 15- 8 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、政策課）、県（危機管理課）、自衛隊
--------	-------------------------------

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき実施される。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があると判断される場合は、市は、県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- (2) 市は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。
- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知する。この場合、市は速やかにその旨を県に通知する。

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第3部	N T T	TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311 (内線切替)
	防災行政無線	TEL 466-502	FAX 466-581

2 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。
- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - ② 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、市、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ③ 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
 - ④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、市、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

【自衛隊の派遣部隊の業務】

業 務	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる（ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合）。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
通信支援	緊急を要し、他に適當な手段がない場合に、通信の支援を行う。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。
炊飯及び給水	被災者に対して、炊飯及び給水を行う。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

市は、派遣部隊を受け入れる場合、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。

- ① 派遣部隊との連絡員を指名する。
- ② 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
- ③ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複するがないうよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- ④ 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

5 撤収要請

市は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次の通りである。なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

【参考資料】

15- 8 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第4節 気象情報等伝達計画

気象の予報、特別警報、警報等の情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達の方法等について定める。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、秘書広報課）、県（危機管理課、河川砂防課）、高松地方気象台
--------	---

1 風水害関係

高松地方気象台は、大雨や強風などの気象現象等によって、災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがあるときには「警報」を、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町ごとに発表する。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所を「危険度分布」等で発表する。

（1）警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「住民等がとるべき行動」を5段階に分け、「住民等がとるべき行動」と「当該行動を住民等に促す情報」とを関連付けるものである。

「住民等が取るべき行動」、「行動を住民等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、住民等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとることが重要である。

（2）特別警報・警報・注意報・情報等

高松地方気象台から県域に発表される特別警報・警報・注意報・情報等の種類及び基準は次のとおりである。

① 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

【特別警報一覧表】

種類	発表基準等
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帶低気圧により大雨になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。

暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

特別警報を発表するための客観的な指標は次のとおりである。

ア 雨を要因とする特別警報の指標

次のa又はbのいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

- a 48時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で50格子以上出現したとき。
- b 3時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で10格子以上出現したとき（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

なお、台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報を特別警報として発表し、温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を特別警報として発表する。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。

② 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

【警報一覧表】

種類	発表基準等
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には参考資料5-13（別表1）のいずれかの条件に該当する場合である。 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

	大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	<p>河川の上流域での降雨などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には参考資料5－13（別表3）のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</p> <p>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>12時間の降雪の深さが15cm以上になると予想される場合。</p>
暴風警報	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。</p>
暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。</p> <p>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p>
波浪警報	<p>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>有義波高が2.5m以上になると予想される場合。</p>
高潮警報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には参考資料5－13（別表5）の条件に該当する場合である。</p> <p>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>

③ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

【注意報一覧表】

種類	発表基準等
大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には参考資料5－13（別表2）のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には参考資料5－13（別表4）のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>12時間降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。</p>
強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。</p>

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。 「強風による災害」に加え「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には参考資料5-13（別表5）の条件に該当する場合である。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には火災の危険が大きい次の条件に該当する場合である。 最小湿度が35%で、実効湿度が60%になると予想される場合。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 ② 積雪の深さが50cm以上あり、高松地方気象台における最高気温が8℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合であるが、本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準については定めていない。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが20cm以上あり、気温が-1℃から2℃になると予想される場合。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合であるが、本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準については定めていない。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には農作物への被害が起こるおそれのある次の条件に該当する場合である。 晩霜期で、最低気温が3℃以下になると予想される場合。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがある次の条件に該当する場合である。 高松地方気象台において最低気温が-4℃以下になると予想される場合。

(注) 1 発表基準欄に記載した数値は、香川県における過去の災害発生頻度と気象条件の関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

- 2 地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施する。
- 3 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。
- ④ 特別警報・警報・注意報の地域名称

特別警報・警報・注意報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。

【市町をまとめた地域名称】

高松地域	-----	高松市、直島町
小豆	-----	土庄町、小豆島町
香川県	-----	さぬき市、東かがわ市、三木町
東讃	-----	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
中讃	-----	
西讃	-----	観音寺市、三豊市



⑤ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	発表基準等
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされるレベル 2 に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされるレベル 2 に相当。
流域雨量指數の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指數」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。</p>

⑥ 早期注意報情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、2 日先から 5 日先にかけては日単位で発表される。

大雨に関して、翌日までの期間に【高】または【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 に相当する。

⑦ 気象情報

ア 全般気象情報、四国地方気象情報、香川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表もしくは伝達する。気象情報には、台風、大雨等対象とする現象に応じて様々な種類がある。重大な災害が差し迫っている場合には、一層の警戒を呼びかけるため、見

出しのみの短文で伝える香川県気象情報を発表する。

イ 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を対象として、(削除) 大雨警報発表中に記録的な1時間雨量（90mm以上）を観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合に発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

【例】

香川県記録的短時間大雨情報 第1号
令和××年△△月○○日 09時17分 気象庁発表

9時10分香川県で記録的短時間大雨
小豆島町内海で102ミリ
9時香川県で記録的短時間大雨
土庄町付近で120ミリ以上
東かがわ市付近で約90ミリ

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、香川県全域に対して発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を香川県全域に対して発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

【例】

香川県竜巻注意情報 第1号
令和××年4月20日10時27分 気象庁発表

香川県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

⑧ 特別警報・警報・注意報等の伝達

高松地方気象台が特別警報・警報・注意報等を発表した場合は、気象警報等の伝達系統図（参考資料5-8）に従い、高松地方気象台は県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知させるように努める。

県は、高松地方気象台から送られてきた特別警報・警報・注意報等を県防災情報システムで防災関係者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、県防災行政無線により市及び大川広域消防本部へ一斉同報する。

特に、県は気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市へ通知する。市は気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知

ったときは、音声告知放送やCATV、安全安心コミュニティシステム、緊急速報メール等なるべく多くの手段を用いて、直ちに住民に周知する。住民は、特別警報の発表を受けた場合、ただちに命を守る行動をとるものとする。

市及び県は、特別警報・警報・注意報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

(2) 土砂災害警戒情報

① 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の避難勧告等の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、香川県と高松地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、すでに実施済みの対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

② 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象情報等の伝達系統図に準じて高松地方気象台は県及び関係機関へ伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知させるよう努める。

また、県は、市及び大川広域消防本部へ香川県防災行政無線の一斉同報により通知するとともに、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信を活用し、周知する。

③ 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないことに留意する必要がある。

また、市長は、「避難勧告等の判断基準」に基づき、土砂災害警戒情報が発表された場合には、避難勧告等の発令を判断する。

(3) 水防警報等

① 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した県が管理する津田川及び鴨部川について、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、市その他水防に関係のある機関に通知する。

② 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した県が管理する津田川及び鴨部川について、氾濫危険水位等を定め、水位がこれに達した時は、その旨を水位を示して市等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民に周知する。

③ 四国地方整備局河川国道事務所及び県は、市長に洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

(4) 汛濫危険水位到達情報の伝達

市は、県から津田川又は鴨部川において汛濫危険水位到達の通知を受けたときは、音声告知放送やCATV、安全安心コミュニティシステム、緊急速報メール等の多様な手段を活用し、住民に周知するとともに、市長は「避難勧告等の判断基準」に基づき、避難勧告等の発令を判断する。

2 火災気象通報等

(1) 火災気象通報

高松地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を知事に通報し、知事は速やかに市長に通報する。

火災気象通報の基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一にする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨及び降雪時には通報しないことがある。

(2) 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令する。

3 異常現象発見者の通報義務等

(1) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市又は警察もしくは高松海上保安部等に通報しなければならない。通報を受けた警察又は高松海上保安部等は、その旨を速やかに市に通報する。

この通報を受けた市は、その旨を速やかに県（危機管理課）、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知する。

(2) 通報すべき異常現象

- ① 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。
- ② 龍巻、強いひょうがあつたとき。
- ③ 異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があつたとき。
- ④ 土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

4 住民等への伝達等

市及び県は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）、ニアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の多様な伝達手段の活用を図るものとする。

【参考資料】

2-16 香川県防災行政無線設備貸付契約書（香川県）

2-17 香川県防災行政無線に関する協定書（香川県）

- 5- 7 防災行政無線による気象情報等伝達系統
- 5- 8 気象警報等の伝達系統図
- 5-11 土砂災害と前兆現象の種類一覧
- 5-13 注意報・警報の基準（別表 1～5）
- 5-14 土壤雨量指数基準〔1Km 格子〕（別図 2）
- 5-15 雨に関する香川県の 50 年に一度の値一覧
- 5-16 雪に関する香川県の 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪
- 7- 2 さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧
- 7- 5 津田川・鴨部川浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図
- 7- 6 土砂災害警戒区域への情報伝達系統図
- 7- 7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図
- 7- 8 全国瞬時警報システム（J-ALE RT）
- 7- 9 香川県防災情報システム

第5節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

主な実施機関	市（全部局）、県（危機管理課）、警察、大川広域消防本部、防災関係機関
--------	------------------------------------

1 情報の収集伝達

（1）被害規模の早期把握のための活動

- ① 市及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 市は、消防団等の巡回活動を通じ被害状況を把握するとともに、大川広域消防本部から119番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- ③ 市は、総合支所等を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。
- ④ 県は、防災ヘリコプターにより偵察活動を実施し、被災地域の情報を収集するとともに、出先機関を通じて所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。
- ⑤ 警察本部は、県警ヘリコプターのヘリテレ等により、被災地域の情報を収集するとともに、パトカー等による情報収集、110番通報、警察署等からの被害情報の収集等を行い、被害規模を早期に把握する。
- ⑥ 県は、香川県防災情報員制度により、防災情報員に委嘱した住民からの情報を有効に活用し、被害状況を早期に把握する。

（2）災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

- ① 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況、ため池の被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録等の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

- ② 県は、市町等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプターによる偵察、災害現場への職員の派遣等により必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。また、必要な情報については、市、防災関係機関へ提供するとともに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

- ③ 警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを県及び警察庁に連絡する。

- ④ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は市や関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、市や関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、市や関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携し

ながら適切に行うものとする。

- ⑤ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡するものとする。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。
- ⑥ これら被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

市、県及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ① 市は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。なお、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、県は、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を市に連絡する。
- ② 市、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 被害状況等情報収集の分担

市内の被害状況等の調査にあたっては、災害対策本部の各班が実施すべき情報収集の担当表を定め、県、関係団体等の協力を得て、実施する。

【各班の情報収集担当表】

部	班	主な協力団体	情報収集の事項
総務部	総括班		<ul style="list-style-type: none">① 気象情報、地震情報等② 水防、消防活動状況③ 各班からの情報収集と被害情報のとりまとめ④ 指定避難所等の開設状況と避難者状況⑤ 職員及び家族の被災状況、参集状況⑥ 情報ネットワークに関する被害状況
	公共対策班		<ul style="list-style-type: none">① 市有施設の被害状況② 資機材の調達状況
	輸送涉外・財政班		<ul style="list-style-type: none">① 人員、資機材の状況② 県等への応援要請の状況③ 応援部隊等の受入状況④ 予算状況
	情報班		<ul style="list-style-type: none">① C A T V に関する被害状況
	会計班		<ul style="list-style-type: none">① 出納状況② 災害対策用物資の調達・保管・出納状況③ 義援金の受入状況
市民部	市民防疫班		<ul style="list-style-type: none">① 廃棄物処理施設の被害状況② 防疫関係の状況③ 所管施設の被害状況
	市民班		<ul style="list-style-type: none">① 被災世帯の状況② 市民からの各種情報
	災害調査班		<ul style="list-style-type: none">① 被害状況調査のとりまとめ② 被災家屋の状況

部	班	主な協力団体	情報収集の事項
(市民部)	支所班		① 管内の危険個所の巡視、警戒状況 ② 管内の被害状況 ③ 市民からの各種情報
健康福祉部	救護班	社会福祉施設等管理者・社会福祉協議会	① 災害救助法の適用 ② 社会福祉施設（保育所、認定こども園及び児童館）及び幼稚園の被害状況 ③ 避難状況 ④ 災害ボランティアの活動状況
	健康班	医療施設等管理者・医師会・歯科医師会・薬剤師会	① 医療施設の被害状況 ② 医薬品、血液の需要状況 ③ 保健活動状況 ④ 所管施設の被害状況
	福祉班	社会福祉施設等管理者	① 社会福祉施設（保育所、認定こども園及び児童館を除く）等の被害状況 ② 避難行動要支援者の被災状況 ③ 所管施設の被害状況
建設経済部	施設・調査班		① 道路、橋梁、河川、港湾、海岸、公園等の被害状況 ② 所管施設の被害状況 ③ 市営住宅の被害状況 ④ 被災建築物・被災宅地の危険度判定、応急修理状況 ⑤ 応急仮設住宅の需要状況
	農林水産・土地改良班	農業協同組合・漁業協同組合・森林組合・土地改良区	① 農作物、家畜、山林関係、漁業施設及び漁船の被害状況 ② 農地及び農業用施設の被害状況 ③ 所管施設の被害状況
	商工班	商工会	① 商工観光施設の被害状況 ② 所管施設の被害状況
	下水道班		① 所管施設の被害状況
教育部	教育班	教育施設等管理者	① 児童生徒等の被災状況 ② 学校施設等の被害状況 ③ 文化財の被害状況
	給食班		① 炊き出し需要状況 ② 所管施設の被害状況
病院部	病院班		① 利用者の被災状況 ② 市民病院の被害状況
議会部	議会班		① 国の機関国会議員等の視察状況
消防団	消防班		① 危険箇所の巡視、警戒状況 ② 市民からの各種情報

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、市は県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定基準（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけでなく直接消防庁にも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

（1）火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ① 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
 - ② 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - ③ 危険物等に係る事故・原子力災害 等
- (2) 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの
死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 等
- (3) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの
- ① 地震が発生し、市の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
 - ② 津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等

【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:15）		宿直室（左記以外）	
	電話	FAX	電話	FAX
NTT 回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553

3 被害の認定

市は、罹災証明書発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

【参考資料】

- 1- 3 さぬき市防災行政無線施設条例
- 1- 4 さぬき市防災行政無線施設管理運用規程
- 2-16 香川県防災行政無線設備貸付契約書（香川県）
- 2-17 香川県防災行政無線に関する協定書（香川県）
- 7- 1 さぬき市防災行政無線通信施設
- 7- 2 さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧
- 7- 3 さぬき市防災行政無線（移動）設置一覧
- 7- 4 災害時通信連絡系統図
- 7- 8 全国瞬時警報システム（J-ALE RT）
- 7- 9 香川県防災情報システム
- 7-12 香川県地方通信ルート（さぬき市）
- 15- 1 火災・災害等即報要領
- 15- 2 災害報告取扱要領
- 15- 3 災害報告詳細系統図

第6節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、市、県及び防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、秘書広報課）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------------------

1 災害時の通信連絡

市、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、衛星携帯電話等を利用して行う。また、市は、市防災行政無線、音声告知放送、安全安心コミュニティシステム、緊急速報メール等を利用して住民へ災害情報等を積極的に提供する。

(1) 香川県防災行政無線の運用

県は、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講じる。

① 発災直後の調査点検等

県は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置の燃料確保の措置をとる。

② 通信回線の確保

ア 通信規制の実施

内線電話からの県防災行政無線の利用を制限する措置をとる。また、必要に応じ、県庁統制局への発着信規制を行う。

イ 直通回線の設定

必要に応じ、市又は出先機関との間に直通電話を開設する。

(2) 香川県防災情報システムの運用

市、県及び防災関係機関は、香川県防災情報システムを利用することにより、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報などの災害関連情報の共有化を図る。

(3) 電気通信事業者の設備の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTT西日本に申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

(4) 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

(5) 非常通信の利用

有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。

なお、県と市との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保するものとする。

(6) 災害対策用移動通信機器の利用

市及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総

務省（四国総合通信局を含む。）の災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

(7) 災害対策用移動電源車の利用

市及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図るものとする。

(8) アマチュア無線の活用

市は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

(9) 市防災行政無線の運用

市は、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講じる。

① 発災直後の調査点検等

市は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置からの電力供給に切り替えるとともに、燃料確保の措置をとる。

② 災害現場との通信

災害現場に派遣される職員との連絡には、防災行政無線（移動系）を使用する。

③ CATVとの連携

市は、市防災行政無線の運用にあたり、災害時の状況を的確に判断し、CATVと効率的な連携を図る。

(10) CATVの利用

市は、CATVを利用して、住民等へ災害情報を積極的に提供するとともに、緊急告知放送の媒体としても利用する。

(11) 安全安心システム等の利用

市は、安全安心コミュニティシステムや緊急速報メールを利用して、電子メールで住民等へ災害情報を積極的に提供する。

(12) 放送の要請

市は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

2 通信施設の応急復旧

市は、市防災行政無線の円滑な運用を図るため、通信施設が被災した場合は、応急復旧要員、応急復旧用資機材の確保に努め、通信施設の早期復旧を行う。

3 最新の情報通信関連技術の導入

市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

【参考資料】

1-3 さぬき市防災行政無線施設条例

1-4 さぬき市防災行政無線施設管理運用規程

- 2-16 香川県防災行政無線設備貸付契約書（香川県）
- 2-17 香川県防災行政無線に関する協定書（香川県）
- 2-19 さぬき市地域防災無線局の設置等に関する協定書（長尾土木事務所 外）
- 2-38 災害時における非常通信の協力に関する協定書（さぬき市非常通信協力会）
- 7- 1 さぬき市防災行政無線通信施設
- 7- 2 さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧
- 7- 3 さぬき市防災行政無線（移動）設置一覧
- 7- 4 災害時通信連絡系統図
- 7- 8 全国瞬時警報システム（J-ALE RT）
- 7- 9 香川県防災情報システム
- 7-10 災害対策用移動通信機器無償貸与制度
- 7-11 災害対策用移動電源車貸与制度
- 7-12 香川県地方通信ルート（さぬき市）

第7節 広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、市、県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関する正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、県、市、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行う。

主な実施機関	市（秘書広報課、総務課、危機管理課）、県（広聴広報課、県民活動・男女共同参画課、危機管理課）、防災関係機関
--------	---

1 被災者等への広報活動

（1）市の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様に応じて、住民に關係のある次の事項について広報を行う。

- ア 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- イ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ウ 避難勧告等、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- エ 応急救護所開設状況
- オ 給食、給水等実施状況
- カ 二次災害の危険性に関する情報
- キ 安否情報
- ク 道路交通、交通機関に関する事項
- ケ 電気、ガス、水道等の供給状況
- コ 一般的な住民生活に関する情報
- サ 民心の安定に関する事項
- シ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ス 被災者生活支援に関する情報
- セ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、在日外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- ア 報道機関による広報
 - ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。
 - イ CATV（音声告知放送を含む。）及び防災行政無線（同報系）による広報
 - ウ 広報車等による広報及び指定避難所等への広報担当者の派遣
 - エ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示
 - オ インターネット（ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
 - カ 自治会、自主防災組織等を通じての連絡

キ 安全安心コミュニティシステム及び香川県防災情報システムによるメール配信

ク レアラート（災害情報共有システム）による情報配信

（2）県の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様等に応じて、住民に関係ある次の事項について広報を行う。

ア 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況

イ 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）

ウ 二次災害の危険性に関する情報

エ 安否情報

オ 道路交通、交通機関に関する事項

カ 民心の安定に関する事項

キ 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況

ク 被災者生活支援に関する情報

ケ その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

ア 報道機関による広報

ラジオ、テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。

イ ヘリコプター、広報車等による広報

ウ 広報誌、ポスター等の配布及び掲示

エ インターネット（県ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報

オ レアラート（災害情報共有システム）による情報配信

カ 防災アプリ

キ その他

日本道路交通情報センター、CATV局、コミュニティ放送局等に対して、住民等への情報提供を依頼する。

（3）防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 広聴活動

市、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため、災害の規模に応じて、市役所、寒川庁舎等のうち、被災地に近い施設に窓口を開設する。

なお、市は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

【参考資料】

- 7- 1 さぬき市防災行政無線通信施設
- 7- 2 さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧
- 7- 4 災害時通信連絡系統図
- 7- 8 全国瞬時警報システム（J-ALE RT）
- 7- 9 香川県防災情報システム

第8節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

主な実施機関	市（福祉総務課、危機管理課）、県（健康福祉総務課）
--------	---------------------------

1 適用基準

市における災害救助法による救助の適用基準は、市の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

- (1) 住家の滅失した世帯（全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあっては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。）が80世帯以上であること。
- (2) 県下の滅失世帯数が1,000世帯以上であって、市の区域内で住家の滅失した世帯の数が40世帯以上であること。
- (3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けたおそれがあるとき。

2 適用手続

- (1) 市は、市の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
 - ① 災害発生の日時及び場所
 - ② 災害の原因
 - ③ 灾害発生時の被害状況
 - ④ 既にとった措置
 - ⑤ 今後の措置等
- (2) 県は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めたときは、直ちに、救助を実施し、県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、救助に関する事務を、市において実施するよう通知する。
- (3) 市は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ行う。

3 救助の種類等

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が実施する。

この場合において、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- ① 指定避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

① 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める『災害救助法による救助の程度、方法及び期間』による。

② 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、市は、災害等の実情に即した救助の実施を、県に要請する。県は、市の要請に基づき、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

(3) 救助に必要な物資の供給等

県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

【参考資料】

15-4 災害救助法による災害救助基準

第9節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、市民病院）、消防団、大川広域消防本部、県（危機管理課）、警察、高松海上保安部、自衛隊、自主防災組織
--------	---

1 市及び消防本部の活動

- (1) 市及び消防本部は、救急救助を必要とする状況を把握し、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (2) 市及び消防本部は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

2 県の活動

- (1) 県は、市の被害状況、救急救助活動状況等を把握し、警察等関係機関に情報を提供するとともに必要な調整を行う。また、消防機関等と連携し、救助活動に関し、防災ヘリコプターを効果的に運用する。
- (2) 県は、市から要請のあったとき又は緊急の必要があるときは、次のとおり応援活動を行う。
 - ① 他の市町に対して、応援の指示等を行う。
 - ② 消防庁に対して、緊急消防援助隊の派遣等について要請する。
 - ③ 自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

3 警察の活動

- (1) 災害現場を管轄する警察署は、救出救助を要する者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を行う。
- (2) 警察は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に出動させ、救出救助活動等にあたらせる。

4 高松海上保安部の活動

- (1) 高松海上保安部は、船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等によりその捜索救助を行う。
- (2) 市又は関係機関の要請に基づき、海上における海難救助活動等に支障をきたさない範囲において、陸上における救急救助活動等について支援する。

5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察、消防、海上保安庁及び自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア、内容、手段又は情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を図る。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図りつ

つ、連携して活動するものとする。

6 住民及び自主防災組織、事業者の活動

- (1) 被災地の住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動に当たるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

7 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

【参考資料】

6-1 大川広域消防本部現勢

6-2 消防団現勢

第10節 医療救護計画

災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関と連携して必要な医療救護活動を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関	市（国保・健康課、市民病院、津田診療所）、県（医務国保課、薬務感染症対策課、病院局県立病院課）、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部、自衛隊、（一社）香川県医師会、医療機関
--------	---

1 現地医療体制

（1）医療救護班の派遣

- ① 市は、医療救護が必要と認めたときは、協定に基づき大川地区医師会等に医療救護活動の協力を要請し、要請を受けた大川地区医師会等は医療救護班を編成し派遣するものとする。
- ② 市は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他の市町などに災害派遣医療チーム（D M A T）や広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。
- ③ 県は、自ら必要と認めた場合、又は市から応援要請があった場合は、D M A T指定医療機関、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム（D M A T）、香川県医師会災害医療チーム（J M A T香川）、日赤救護班や広域医療救護班等の派遣要請を行い、県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- ④ 派遣要請等を受けた各機関は、積極的に協力するものとする。
- ⑤ 県は、他県のD M A T等の受入調整を行うものとし、遠方からのD M A T参集については空路参集を検討する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- ⑥ 県は、D M A Tの活動と並行して、また、D M A T活動の終了以降、香川県医師会災害医療チーム（J M A T香川）、日本赤十字社香川県支部、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとの医療センター、国立大学法人香川大学医学部附属病院、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会、香川県看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所・救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は医療チーム等の交替により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

（2）応急救護所の設置

- ① 市は、医療救護を行うため、適当な場所（保健センター等）に応急救護所を設置する。
- ② 医療救護班は、応急救護所において次の業務を担当する。

- ア トリアージ
- イ 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- ウ 救護病院等への患者搬送の支援
- エ 助産活動
- オ 死亡の確認及び死体の検案
- カ 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告
- キ その他必要な事項

2 後方医療体制

(1) 救護病院の医療救護

- ① 市は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。
- ② 救護病院は、次の業務を担当する。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者の応急処置
 - ウ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
 - エ 広域救護病院等への患者搬送
 - オ 助産活動
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等 の報告
 - ク その他必要な事項

(2) 広域救護病院の医療救護

- ① 県は、県立病院において医療救護活動を行うとともに、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、県医療救護計画に定める広域救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言を行うものとする。
- ② 広域救護病院は、次の業務を担当する。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者の受入及び処置
 - ウ 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
 - エ 広域医療救護班の派遣
 - オ 県内・県外医療搬送の支援
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録並びに災害対策本部及び香川県災害対策本部への措置状況等の報告
 - ク その他必要な事項

3 保健医療活動の総合調整

県は、必要に応じて、香川県災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うとともに、市の医療救護活動を支援するものとし、その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

4 傷病者の搬送

重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 市又は県が確保した車両により搬送する。
- (2) 県に対して、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊に対して、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (4) 高松海上保安部に対して、巡視船艇、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (5) 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

5 医薬品及び救護資機材の確保

(1) 県下全域での確保

- ① 県は、地震発生後速やかに医薬品等取扱業者、県立病院、保健所及び公的医療機関の被災状況並びに不足するおそれのある医薬品及び救護用資機材の品目とその保有数量を把握する。
- ② 県は、災害時における医薬品等を確保するため、香川県医薬品卸業協会、日本産業・医療ガス協会香川支部及び香川県医療機器販売業協会に対し救護病院等で使用する医薬品等の供給について、また、香川県医薬品小売商業組合に対し一般用医薬品の供給について、協力を要請する。

(2) 救護所での確保

- ① 市は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用するとともに、あらかじめ定めている計画に基づき調達する。
なお、医薬品等の不足が生じたときは、市は、県に調達又は斡旋を要請する。
- ② 県は、市から医薬品等の供給要請を受けたときは、県の保有する災害時用備蓄医薬品等及び香川県医薬品卸業協会と県の間で定める災害時用流通備蓄医薬品等を供給し、それでも不足するときは、県と協定を締結した団体に対し、供給を要請する。
また、必要な医薬品等の調達が県内で困難なときは、国、他の都道府県に対し協力を要請する。

6 血液の確保

(1) 血液の確保体制

- ① 県は、災害発生後速やかに香川県赤十字血液センターの被災状況及び血液の在庫数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請する。
- ② 香川県赤十字血液センターは、医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、備蓄血液等を供給する。また、災害時に必要な血液を確保するため、被害の軽微な地域等に採血車を出動させるとともに、それでも必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。
- ③ 採血車が出動した場合には、住民の献血が促進されるように、市は、住民に対して献血活動の広報を行う。

(2) 血液の輸送

- ① 医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両等による。
- ② 県は、被災地への血液の緊急輸送にヘリコプター等が必要なときは、自衛隊等関係機関に協力を要請する。

7 医療機関等の非常用通信手段の確保

県、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

【参考資料】

- 2- 7 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川地区医師会）
- 2- 8 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川歯科医師会）
- 2- 9 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川薬剤師会）
- 8- 1 香川県医療救護計画
- 8- 2 大災害時の医療救護体制
- 8- 3 標準備蓄医薬品等一覧
- 8- 4 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図
- 8- 5 災害時の血液の確保系統図
- 8- 6 東讃地域災害医療対策会議活動マニュアル

第11節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が市町に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、市町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、被災市町からの要請を待たず、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、政策課、財産活用課、都市整備課）、県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察、自衛隊、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松空港株、高松海上保安部、西日本高速道路株
--------	---

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

(1) 第1段階

- ① 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第2段階

- ① 上記(1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(3) 第3段階

- ① 上記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

(1) 市は、自ら保有し、又は直接調達できる車両、船舶、航空機等を利用し緊急輸送を実施する。

(2) 市は、自ら利用する車両等が不足する等で緊急輸送に支障が生じる場合、県に応援を要請する。

(3) 県は、市から応援を要請された場合には、次の方法により車両等を確保する。

- ① 香川県トラック協会、香川県バス協会、香川県離島航路事業協同組合、フェリー業者等への協力要請
- ② 自衛隊へ輸送車両等の派遣要請
- ③ 他の都道府県へ輸送車両等の応援要請

④ 燃料等の確保のため関係業界へ協力要請

- (4) 四国運輸局は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行う。なお、自動車運送事業者に係るものにあっては、香川運輸支局を通じて措置する。
- (5) 高松空港事務所、及び高松空港㈱は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、航空運送事業者に対して、緊急輸送の協力要請を行う。
- (6) 高松海上保安部は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する巡視船艇、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。
- (7) 自衛隊は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶等を用いて緊急輸送活動を実施する。

3 緊急輸送路の確保

- (1) 市は、県及び防災関係機関と協力して、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を把握する。
- (2) 県は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、警察及び道路管理者等と協議し緊急輸送路を選定する。
- (3) 道路管理者等は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 住民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努める。

4 緊急輸送拠点等の確保

市は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県はあらかじめ指定する一次（広域）物資拠点等を、市はあらかじめ指定する二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、市は臨時ヘリポートの確保を行い、県は着陸場の情報管理を行うものとする。

さらに、防災機能強化港の耐震強化壁の周辺部においては、迅速で効率的な荷役・配送等を行うため、十分な広さを有する荷捌き地等の確保に努める。

【参考資料】

- 2-10 災害時における物資等の輸送に関する協定書（トラック協会大川支部）
 - 2-11 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書（レッカー協同組合）
 - 2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）
 - 2-30 災害時における応急対策活動に関する協定書（香川県造園協会）
 - 2-36 災害時における食料、生活必需品等の輸送等協力に関する協定書
（赤帽香川県軽自動車運送協同組合）
- 11- 1 緊急通行車両の標章及び確認証明書
 - 11- 3 緊急通行車両事前届出済車両
 - 11- 4 緊急輸送路図
 - 11- 5 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図

11- 8 さぬき市物流拠点予定施設

11- 9 香川県民間物流拠点一覧

第12節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、政策課、財産活用課、生活環境課、都市整備課）、県（交通政策課、危機管理課、道路課、港湾課）、警察、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松空港㈱、高松海上保安部、西日本高速道路㈱
--------	---

1 陸上交通の確保

(1) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 道路交通規制等

警察は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。（風水害の発生のおそれの場合も交通規制を行う場合はある。）

また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）等は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

① 交通規制の基本方針

- ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

② 交通規制のための措置

- ア 警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- イ 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- ウ 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- エ 警察は、交通規制に当たっては、道路管理者等、市、県の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。
- オ 香川県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

③ 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

④ 降雪予測等による通行規制予告（新規）

道路管理者は、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

（3）道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県や国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

- ① 路上の障害物の除去（雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて必要な措置をとる。
- ② 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急に必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- ③ 国又は県は、道路管理者等である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。
- ④ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

（4）車両の運転者のとるべき措置

- ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- ② 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- ③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

（5）緊急通行車両の確認

- ① 災害対策基本法第76条の規定に基づき、県公安委員会が一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、市は、災害応急対策用に使用する車両について、県又は県公安委員会に申出、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。
- ② 緊急通行車両の事前届出制度により、事前届出済証の交付を受けた車両は、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付される。このため、市は、市有車両等については、事前に緊急通行車両としての届出を行い、事前届出済証の交付を受けておく。
- ③ 市有車両等では不足するために、市が調達した車両についても、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

2 海上交通の安全確保

(1) 情報収集

市は、県、高松海上保安部等防災関係機関と協力して、港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の安全確保に必要な情報の収集を行う。

(2) 海上の障害物除去等

① 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。

② 高松海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 海上交通の規制等

① 高松海上保安部は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

② 高松海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。

③ 高松海上保安部は、船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

④ 高松海上保安部等は、水路の水深に変化を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

⑤ 高松海上保安部を含む航路標識の管理者は、航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(4) 港湾利用調整等の管理業務

港湾管理者は、必要に応じて、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務(削除)を、国土交通省に要請するものとする。

3 航空交通の確保

① 市は、ヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。

② 市は、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要とする場合に、「香川県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に応援要請を行う。

ア 救急活動

イ 救助活動

ウ 災害応急対策活動

エ 火災防御活動

【参考資料】

2-5 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）

2-6 災害時における情報交換及び支援に関する協定（四国地方整備局）

2-11 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書（レッカーアーク協同組合）

2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）

2-30 災害時における応急対策活動に関する協定書（香川県造園協会）

2-36 災害時における食料、生活必需品等の輸送等協力に関する協定書

(赤帽香川県軽自動車運送協同組合)

11- 1 緊急通行車両の標章及び確認証明書

11- 3 緊急通行車両事前届出済車両

11- 4 緊急輸送路図

11- 5 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図

11- 6 異常気象時における道路通行規制基準

11- 7 異常気象時道路通行規制箇所図

14- 1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

14- 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱

14- 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領

14- 4 防災ヘリコプターの運航体制、運行基準、要請方法等

14- 5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

14- 6 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場

第13節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難勧告又は避難指示（緊急）及び避難準備・高齢者等避難開始を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、秘書広報課、生活環境課、福祉総務課、障害福祉課、国保・健康課、子育て支援課、長寿介護課、教育委員会事務局、消防団）、県（危機管理課）、消防本部、警察、高松海上保安部、自衛隊
--------	--

1 避難の勧告又は指示（緊急）及び避難準備・高齢者等避難開始の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難勧告又は避難指示（緊急）及び避難準備・高齢者等避難開始を行う。

また、県は、市町から求めがあった場合には、避難勧告又は避難指示（緊急）及び避難準備・高齢者等避難開始の対象地域、判断時期等について、時期を失すことなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。

なお、避難勧告等の解除に当たっては十分に安全性の確認に努める。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの勧告、必要があると認めるときは立退き先を指示（市は県に報告）
	知事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	
指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示（市は県に報告）
	知事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	
指示	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、市長が指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示（市に通知）
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水、津波、高潮について	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告）
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（当該地区を管轄する警察署に報告）
警 察 官	警察官職務執行法第4条	災害全般について		人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。（公安委員会に報告）
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。（防衛大臣の指定する者に報告）

2 避難準備・高齢者等避難開始

- (1) 市は、避難勧告を発令する前段階において、一般住民及び避難行動要支援者等の特に避難行動に時間をする者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。
- (2) 住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市が避難準備・高齢者等避難開始を発したときには、必要に応じて速やかにこれに応じて行動する。

3 災害発生情報

- (1) 市は、災害が発生したことを把握した場合、可能な限り災害が発生している地域の住民に対して、命を守るための最善の行動を促す災害発生情報を発令するものとする。
- (2) 住民は、発生した災害に関する情報を収集し、命を守るため、当該災害の状況に応じた最善の行動を速やかにとる。

4 避難の勧告等の内容及び周知

- (1) 市は、次の事項を明らかにして、住民等に避難勧告等の周知を行う。危険の切迫性に応じて避難の勧告又は指示（緊急）及び避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- ① 避難を必要とする理由
- ② 避難の対象となる地域
- ③ 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）
- ④ 避難経路
- ⑤ 警戒レベル
- ⑥ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）

避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示するものとする。

また、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- (2) 市が避難勧告等を発令する際は、防災行政無線、CATV、音声告知放送、広報車、安全安心コミュニティシステムや香川県防災情報システム、携帯電話の避難情報伝達システムのメール配信や一斉同報機能を活用した緊急速報メールの配信、ニアラート（災害情報共有システム）への配信等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図る。

- (3) 情報の伝わりにくく要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。
- (4) 市は、必要に応じて避難に関する放送を県に要請し、県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関にテレビ、ラジオによる放送を要請する。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、市は直接報道機関に放送要請を行う。
- (5) 災害発生により、市が事務を行うことができなくなった場合は、市に代わって県が、一斉

同報機能を活用した緊急速報メール配信等を活用し、避難勧告等を配信する。

- (6) 市は、避難勧告等の発令中は、継続的な周知を図る。
- (7) 住民は、市が避難勧告等を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努める。

5 避難誘導

- (1) 市は、警察、消防機関等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、自主防災組織や自治会、職場、学校等の単位ごとに避難誘導を実施する。特に、避難に際し何らかの支援が必要な要介護高齢者や障害者、幼児、外国人等の要配慮者や出張者、旅行者等に配慮した適切な対応を実施する。
- (2) 避難支援等関係者は、自らの安全確保を図るとともに、避難行動要支援者の避難を支援する。
- (3) 避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。なお、消防職員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。
- (4) 県は、被災者の保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

6 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。

- (1) 要配慮者の避難行動を支援しながら、可能な限り、自治会、自主防災組織等の集団で安全な場所に避難する。
- (2) 避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。
- (3) 避難は、原則として安全な場所への避難とするが、災害の種類や状況により屋外を移動して避難するよりも屋内で留まる方が安全な場合は、屋内で待避する。

7 指定緊急避難場所の開設

- (1) 市は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合に、避難しなければならない者を一時的に収容するため、災害の種類ごとに指定した指定緊急避難場所を速やかに開設する。

また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。

- (2) 市は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合に、指定緊急避難場所を

開設したときは、速やかに住民等にその場所等を周知するとともに、避難すべき者を誘導する。

- (3) 住民は、災害の種類や状況により開設を待たずに指定緊急避難場所に避難することもできる。

8 指定避難所の開設

- (1) 市は、被災者が一定期間滞在するため一定の生活環境が確保された指定避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。
- (2) 指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。
- (3) 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努める。
- (4) 市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- (5) 市は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告するものとする。

9 指定避難所等の運営

- (1) 市は、関係機関、自主防災組織、災害ボランティア、住民及び指定避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営する。その際には、あらかじめ、施設の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した指定避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (2) 市は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障害者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。
- (3) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。
- (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難

者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努める。

なお、指定避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努める。

- (5) 指定避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意する。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図る。

- (6) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- (7) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために市の職員を配置する。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとする。

- (8) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

10 指定避難所外避難者等への配慮

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

県は、市が行う指定避難所外避難者の状況調査に協力するものとする。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

11 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、県は、市が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合等において、必要があると認めるときは、県内の他の市町との協議を市に代わって行い、また、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を市に代わって行うものとする。
- (3) 県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村や広域一時滞在について

助言を行うものとする。

【参考資料】

- 2-20 災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定（津田福祉会 外）
- 2-21 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（長尾福祉会 外）
- 2-22 災害時における施設使用に関する協定（香川県信用組合）
- 2-23 災害時におけるさぬき市とさぬき市内郵便局の協力に関する協定書
- 12- 1 指定緊急避難場所一覧
- 12- 2 指定避難所一覧
- 12- 3 避難勧告等の判断基準
- 12- 4 さぬき市避難行動要支援者避難支援計画【全体計画】

第14節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊き出し等による食料の供給を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、農林水産課、福祉総務課、学校教育課、学校給食調理場）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）、自衛隊
--------	---

1 食料の調達

- (1) 市は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、県に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 県は、必要に応じ、又は市から要請があったときは、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。又は、緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。
- (3) 県は一次（広域）物資拠点を、市は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。
- (4) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請する。
- (5) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
- (6) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。
- (7) 県は、必要に応じて、農林水産省（本省）に対し、災害救助用米穀の供給要請を行う。

2 炊き出しその他による食料の供給

- (1) 対象者
 - ① 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者
 - ア 指定避難所に収容された者
 - イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
 - ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
 - ③ 災害応急対策に従事する者
- (2) 供給する食品等

- ① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
- ② 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
- ③ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
- ④ 飲料水（ペットボトル等）を供給する。

(3) 炊き出しの実施

- ① 市は、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊き出し及び食料の配分を行う。
- ② 市は、炊き出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。県は、市町から要請があれば、次の措置を行うものとする。
 - ア 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。
 - イ 集団給食施設、給食業者に炊飯委託の斡旋を行う。
 - ウ 調理不要な乾パン、食パン等を供給する。
 - エ プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。
 - オ 自衛隊に対して派遣要請を行う。
 - カ 指定避難所等における炊き出しボランティアの派遣について、関係団体に対し協力を要請する。

(4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

【参考資料】

- 2-13 災害時における物資の供給等に関する協定書（フジ）
- 2-14 災害時における物資の供給等に関する協定書（マルナカ）
- 10- 1 災害対策用物資の備蓄状況
- 10- 2 生活必需物資等の調達方法
- 10- 3 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県）
- 11- 8 さぬき市物流拠点予定施設
- 11- 9 香川県民間物流拠点一覧

第15節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定を図るため、被災地のニーズに応じて、飲料水及び生活用水の供給を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関	市、香川県広域水道企業団、県（水資源対策課、環境管理課）、（公社）日本水道協会香川県支部、自衛隊
--------	--

1 給水の確保等

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。
(削除)
- (2) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

3 給水の実施

- (1) 水道事業者は、次の給水活動を行う。
- ① 水道施設に被害がない場合は、給水先の市の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
 - ② 净水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
 - ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
 - ④ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する住民に対して、衛生上の注意を広報する。
 - ⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県又は（公社）日本水道協会香川県支部に対して、資機材の提供・貸借や給水活動の応援等を要請する。
- (2) 県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
- ① 市の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、水道事業者に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。
 - ② 水道事業者から給水活動の応援要請があったときは、（削除）必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
- (3) 市は、水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

【参考資料】

- 2-12 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカコーラボトリング）
- 2-13 災害時における物資の供給等に関する協定書（フジ）
- 2-14 災害時における物資の供給等に関する協定書（マルナカ）
- 2-25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）
- 10- 1 災害対策用物資の備蓄状況
- 10- 2 生活必需物資等の調達方法
- 10- 3 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県）
- 11- 8 さぬき市物流拠点予定施設
- 11- 9 香川県民間物流拠点一覧

第16節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被災地のニーズに応じて、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、福祉総務課）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課）
--------	---

1 生活必需品等の調達

- (1) 市は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、県等に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 県は、市から要請があったとき、又は、緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している物資を放出するとともに、生活必需品等の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した民間業者等を調達先とし、これらの輸送も依頼する。
- (3) 県は一次（広域）物資拠点を、市は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。
- (4) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所又は期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資の運送を要請する。
- (5) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
- (6) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。
- (7) 市及び県は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとするとともに、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2 生活必需品等の配分

- (1) 対象者は、次のとおりとする。
 - ① 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
 - ② 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者
- (2) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

【供給する生活必需品】

種類	品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等
光熱材料	マッチ、プロパンガス等

- (3) 市は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や災害ボランティア等の協力を得て、被災者等に対して生活必需品等の供給を行う。
- (4) 市は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。
県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。
- (5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、車中避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

【参考資料】

- 2-13 災害時における物資の供給等に関する協定書（フジ）
- 2-14 災害時における物資の供給等に関する協定書（マルナカ）
- 2-15 災害時における物資供給に関する協定書（コメリ災害対策センター）
- 2-27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（電気工事工業組合）
- 2-28 災害時の協力に関する協定書（四国電力）
- 2-29 災害時におけるL P ガス等の調達に関する協定書（香川県L P ガス協会）
- 10- 1 災害対策用物資の備蓄状況
- 10- 2 生活必需物資等の調達方法
- 10- 3 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県）
- 11- 8 さぬき市物流拠点予定施設
- 11- 9 香川県民間物流拠点一覧

第17節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

主な実施機関	市（生活環境課、国保・健康課）、県（健康福祉総務課、障害福祉課、薬務感染症対策課、生活衛生課、保健所）
--------	---

1 防疫対策

- (1) 県は、被災地の状況を把握し、感染症の発生リスクを考慮しながら感染症発生の予防のための啓発を行うとともに、感染症の発生状況の把握を行う。
- (2) 県は、感染症が発生したときは、感染症法に基づき、積極的疫学調査や健康診断等を実施するとともに、速やかに発生状況や防疫対策等について、広報・啓発を行う。
- (3) 市は、県が感染症の発生を予防又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、感染症法に基づく県の指示により、感染症等の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を実施する。
- (4) 県は、感染症が発生したときは、必要に応じて、速やかに感染症指定医療機関への入院勧告等を実施するとともに、感染症法に基づく対応を実施する。
- (5) 市は、県が感染症予防上必要と認めたときは、県の指示に基づき、臨時の予防接種を実施する。
- (6) 市は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (7) 市は、感染症予防のため、防疫活動を実施するものとする。また、特に指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (8) 市は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

2 保健衛生対策

(1) 健康相談等

- ① 市は、県、医療機関や関係団体等と密接な連携を図りながら、定期的に指定避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、医師、看護師、保健師、助産師等により、特に高齢者や障害者などの要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。
 - ア 在宅医療を受けている患者等への生活指導
 - イ 助産師等による妊娠婦への保健指導
 - ウ 乳幼児、高齢者、障害者、慢性疾患患者等への健康相談
 - エ 被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア

また、県は、健康相談等を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援

要請を行う。

- ② 市は、県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(2) 精神保健相談等

- ① 市は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

ア 精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者

イ 子供、妊産婦、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者

ウ 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者

エ ボランティアなど救護活動に従事している者

オ その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

- ② 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関、国及び他の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（DPAT）を含む）の編成及び協力を求めるなど応援要請を行う。

【市内の精神科医療機関】

病院名	所在地	電話番号
さぬき市民病院	〒769-2393 さぬき市寒川町石田東甲 387-1	0879-43-2521
岡病院	〒769-2101 さぬき市志度 1562	087-894-5050
団子メンタルクリニック	〒769-2101 さぬき市志度 2383-1	087-870-2355

- ③ 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（DPAT）を含む）の派遣を求めた場合、その受入れに係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

(3) 栄養相談等

- ① 市は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、福祉事務所等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

ア 乳幼児、妊産婦、障害者、難病患者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導

イ 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導

ウ 感染症や便秘などを予防するための栄養指導

エ 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア

オ その他必要な栄養相談・指導

- ② 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

(4) 保健医療活動の総合調整

県は、必要に応じて、香川県災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うものとする。

3 食品衛生対策

県は、市及び(公社)香川県食品衛生協会等の関係機関と連携を図りながら、次の業務を行う。

- (1) 被災した食品関係営業施設における食品の衛生的取扱い等についての監視指導を行う。
- (2) 炊き出し施設等臨時給食施設、弁当調製施設などについて、重点的に監視指導を行うとともに、食品製造、販売業者等の食品取扱い及び施設の衛生監視を行う。
- (3) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項につき指導を行う。
 - ① 救援食品の衛生的取扱い
 - ② 食品の保存方法、消費期限等の遵守
 - ③ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
 - ④ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行
- (4) 食中毒が発生したときには、食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、市も協力して原因を究明する。

【参考資料】

- 9- 1 防疫活動組織計画（香川県）
- 9- 2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図
- 9- 3 栄養相談・指導活動体系図
- 9- 4 精神保健活動体系図

第18節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

主な実施機関	市（生活環境課）、県（廃棄物対策課、建築指導室）
--------	--------------------------

1 処理体制

- (1) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 県は、市が行う廃棄物処理について必要な助言を行うとともに、市から要請があったとき又は被災状況から判断して必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県、関係団体等に対して、応援を要請するとともに、その活動調整を行う。また、災害廃棄物の一時的な置き場として、県有未利用地等を必要に応じて提供する。
- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。

2 処理方法

(1) ごみ処理

- ① ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、住民生活に支障がないよう適切に行う。
- ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
- ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- ④ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- ⑤ フロン回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、冷媒の漏洩に留意する。
- ⑥ ごみの収集日時、分別方法等について、住民に周知を行う。

(2) し尿処理

- ① 下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、住民生活に支障がないよう必要に応じて速やかに仮設トイレを設置する。このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確保しておく。
- ② 仮設トイレの衛生状態を保つため、消毒剤、散布機器等を確保するとともに、日常の清掃等の管理については、設置場所の管理者や自主防災組織等に要請する。
- ③ し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
- ④ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に周知を行う。
- ⑤ 収集したし尿は、し尿処理施設又は受入れが可能な浄化センターに搬入し処理する。

(3) 災害廃棄物処理

- ① 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルートの確保を図る。
- ② 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処

理する。

- ③ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ 石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、適正な処理を行う。

3 災害廃棄物処理計画の策定

- (1) 市は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定している。
- (2) 県は、香川県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測等の基礎データや処理に係る手順を整理した香川県災害廃棄物処理計画を策定している。
また、市において、実効性のある計画が策定されるよう必要な助言を行う。
- (3) 市及び県は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行するため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実行性の高いものとなるよう見直しを図る。

4 住民への周知

市及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

5 損壊家屋の解体

- (1) 市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。
- (2) 市及び県は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

【参考資料】

9- 7 一般廃棄物処理施設

9- 8 一般廃棄物収集運搬車両

【その他参考資料】

香川県災害廃棄物処理計画（平成28年3月策定）

第19節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画

災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処理及び埋葬を速やかに行う。災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、福祉総務課、生活環境課、消防団）、県（生活衛生課）、警察、高松海上保安部
--------	--

1 遺体の搜索

- (1) 市は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- (2) 遺体の搜索に当たっては、警察、高松海上保安部等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

2 遺体の処置等

- (1) 市は、遺体について、関係団体等が組織する救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- (2) 警察及び高松海上保安部は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、市、県及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- (3) 市は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (4) 市は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短時間に埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬

- (1) 市は、災害による社会混乱のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- (2) 市は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- (3) 市は、必要に応じて、棺及び葬祭用品の調達や遺体の搬送等を県に協力要請する。県は、市から、棺及び葬祭用品の調達や遺体の搬送等について協力要請があった場合は、香川県葬祭業協同組合等に協力を要請する。
- (4) 市は、火葬場の被災や火葬する死体が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、火葬場の斡旋等について県に要請する。県は、火葬場の斡旋等について市から要請があったとき又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。

【参考資料】

9- 9 香川県広域火葬計画

9-10 火葬場

9-11 遺体収容場所

9-12 遺体検視場所

第20節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設するとともに、公営住宅の空室を提供するほか、宅地建物取引業者の媒介により、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、県が借上げ、被災者に提供する民間賃貸住宅の情報提供等や、入居に際しての利便を図る。

また、住家に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、都市整備課）、県（住宅課）
--------	---------------------------

1 発災後の市の対応

市は、災害が発生し住宅を失った被災者が発生した場合、次のことを行う。

- (1) 被害状況を把握し、県に報告する。
- (2) 被害の初期状況から大まかな応急仮設住宅の必要戸数を推計するとともに、その結果を確認する。
- (3) 追加情報により応急仮設住宅の必要戸数を見直す。
- (4) 建設用地の確認及び選定を行うとともに、建設要請を行う。
- (5) その他、応急仮設住宅の確保に必要な措置を県と協議して行う。

2 応急仮設住宅の建設

県は、災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

(1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、市と協議して、公共用地から優先して選定するものとし、選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、市は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行う。

(2) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。

ただし、状況に応じ、これを市において実施するよう通知することができる。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

(3) 建設戸数

建設戸数は、市内の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が市町相互間において設置戸数の融通を行う。

(4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建てと（削除）する。

(5) 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国の非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。また、必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行

われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

(6) 応急仮設住宅の管理

入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理については、県から委託された市が実施する。なお、入居者の選定等に当たっては、高齢者、障害者など要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

3 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住家が半焼又は半壊し、若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対する必要最小限の応急修理を行う。

(1) 対象の選定

応急修理対象住宅の選定は、市の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市において実施するよう通知することができる。

(2) 修理方法

応急修理は、建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、状況に応じ、これを市において実施するよう通知することができる。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、市内の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が市町相互間において修理戸数の融通を行う。

4 障害物の除去

(1) 市は、住家に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去できない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 県は、市から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建築業関係団体、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。

5 公営住宅の特例使用

市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。（行政財産の目的外使用許可手続による。）

6 民間賃貸住宅の借上げ

県は、市及び不動産業者関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。

特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を

図るものとする。

7 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

(公社)香川県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会香川県本部は、県の協力要請により、会員業者を県に報告し、市は県から会員業者の情報提供を受ける。

また、市は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

【参考資料】

- 2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）
- 2-26 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（建設労働組合）
- 2-30 災害時における応急対策活動に関する協定書（香川県造園協会）
- 15- 6 応急仮設住宅の供給に関する基本方針（香川県）
- 15- 7 応急仮設住宅建設候補地

第21節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動搖等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、生活環境課、消防団）、自主防災組織、警察、高松海上保安部
--------	--

1 陸上における防犯

(1) 警察の活動

警察は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

(2) 消防団、自主防災組織の活動

消防団、自主防災組織は、互いに連携し、被災地及び指定避難所等において、次の事項に留意して、パトロールを実施する。

- ① 居住者のいない被災住宅の防犯
- ② 被災住宅における出火の防止
- ③ 在宅の高齢者、障害者等の支援
- ④ 地域の安全確保

2 海上における防犯

高松海上保安部は海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ災害発生地域の周辺海域に巡視船艇等を配備し、犯罪の予防や取締り等を行う。

【参考資料】

6-2 消防団現勢

15-9 自主防災組織の現状

第22節 文教対策計画

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行う。

主な実施機関	市（教育委員会事務局）、県（総務学事課、教育委員会）
--------	----------------------------

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 市及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。
 - ① 在校時の場合
災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに教育委員会に報告する。
 - ② 在校時外の場合
登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。

2 学校施設等の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設及び設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育委員会に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設及び設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設及び設備の応急復旧を行うものとする。
- (4) 指定避難所に指定されている施設においては、指定避難所を開設する旨の連絡があった場合には、指定避難所の開設準備に協力するため、学校の担当職員を定め、指定避難所開設に協力する。

3 応急教育の実施

- (1) 市及び県は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、児童生徒、教職員等の被災状況、学校施設及び設備の被害及び復旧状況、交通及び通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。
 - ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
 - ② 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、

指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようする。

- ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 指定避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

市及び県は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品等の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた市は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

なお、私立学校においては、学校設置者が、災害救助法の基準に基づく学用品の調達から配分までの実際の支給事務を行い、県がとりまとめを行うものとする。

(3) 学校給食の実施

市は、委託業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設及び設備等の応急復旧を行う。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

- (1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

6 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

国・県・市指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに教育委員会を通じて香川県教育委員会に連絡するとともに、香川県教育委員会、関係機関等との協力により、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、香川県教育委員会が専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

香川県教育委員会は、教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

7 埋蔵文化財対策

- (1) 教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、香川県教育委員会に報告する。
- (2) 県教育委員会は、この調査事業量を精査し、全事業量を把握するとともに、文化庁に報告する。
- (3) 教育委員会は、埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

第23節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	市（秘書広報課、生活環境課、子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課、国保・健康課、農林水産課、商工観光課、都市整備課、市民病院）、県（環境管理課、みどり整備課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院課）、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松空港㈱、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路㈱、四国旅客鉄道㈱、高松琴平電気鉄道㈱
--------	--

1 道路施設

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関及び団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、市、警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。

3 港湾及び漁港施設

- (1) 管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。
- (2) 高松海上保安部を含む航路標識の管理者は、航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

4 海岸保全施設

海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や住民に周知するとともに、応急工事を行う。

6 治山、林道施設

市及び県は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

7 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

8 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図る。

9 空港施設

- (1) 高松空港事務所及び高松空港(株)は、空港の基本施設、管制施設、航空保安施設等について、早急に被害状況を把握し、緊急輸送の拠点空港としての最低限の機能を確保するため、応急復旧を行う。
- (2) 高松港湾・空港整備事務所は、高松空港事務所及び高松空港(株)と協力して被害状況を把握するとともに、必要に応じて、空港の機能回復のため滑走路等の応急復旧を行う。

10 病院、社会福祉施設等公共施設

市及び県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

11 廃棄物処理施設

- (1) 市は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

- (2) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。
- (3) 県は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導、助言を行う。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。

12 放送施設

- (1) 放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。
- (2) 放送事業者は、市、県等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、防災関係機関や住民等及び観光客等が円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるとともに、聴覚障害者等の情報入手に資するため、テレビにおける字幕放送の活用に努める。
また、市、県等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。
- (3) 市は、CATVの放送施設及び設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。また、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

1.3 海域関連施設

市は、洪水等により大量のごみや流木が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に回収、処理できるよう、県及び国と役割分担について連絡調整を行う。

【参考資料】

- 2-6 災害時における情報交換及び支援に関する協定（四国地方整備局）
- 2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）
- 2-25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）
- 2-26 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（建設労働組合）
- 2-27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（電気工事工業組合）
- 2-28 災害時の協力に関する協定書（四国電力）
- 2-29 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書（香川県LPガス協会）
- 2-30 災害時における応急対策活動に関する協定書（香川県造園協会）

第24節 ライフライン等応急復旧計画

電気、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるので、災害によりこれらの施設及び設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

主な実施機関	市（下水道課、秘書広報課）、県（下水道課）、香川県広域水道企業団、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部、（独）水資源機構、四国電力（株）香川支店、NTT西日本（株）香川支店、（株）NTT ドコモ四国支社、KDDI（株）四国支店、NTTコミュニケーションズ（株）、ソフトバンク（株）
--------	---

1 電気施設

- (1) 電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等の緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、電源の確保のためにとるべき必要な措置を講じるとともに、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
- ① 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ② 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ③ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき、又は二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

2 電気通信施設

- (1) 電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等の緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- (2) 電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
- ① 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ③ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - ④ 災害救助法が適用されたときなどには、指定避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行う。

(4) 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

3 水道施設

(1) 水道事業者は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。

- ① 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
- ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。

(2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。

- ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
- ② 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- ③ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
- ④ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて住民生活への影響を考えて、緊急度の高い指定避難所や医療機関、冷却水を必要とする発電所等は優先して行う。
- ⑤ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。

(3) 市及び県は、水道事業者の復旧活動に必要に応じて協力する。

(4) (独) 水資源機構は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、関係機関に状況を連絡するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。

(5) 水道事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

4 下水道施設

市は、災害が発生したとき、下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

(1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。

- (2) 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消火ガスなどの漏洩は、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。
- (4) 市は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

【参考資料】

- 2-25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）
2-27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（電気工事工業組合）
2-28 災害時の協力に関する協定書（四国電力）
2-29 災害時におけるL P ガス等の調達に関する協定書（香川県L P ガス協会）

第25節 農林水産関係応急対策計画

災害による農林水産関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

主な実施機関	市（農林水産課）、県（みどり整備課、農政課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、農村整備課、水産課）
--------	--

1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- (2) 市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。
- (3) 市、土地改良区及び県等は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位を低下させるなどの応急措置を講じるとともに、関係機関における情報共有に努める。
- (4) 市及び土地改良区は、取水権門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 県は、被害の実態に応じて、市、香川県農業協同組合等農業団体と協力して、災害対策に必要な技術指導を行う。
- (2) 県は、香川県種子協会に対して、転用種子などの再播種用種子の確保について指導するとともに、果樹や野菜など園芸種苗の確保に努める。
- (3) 県は、病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、市、農業団体等との緊密な連携により適切な防除指導を行う。また、農薬を確保するため、香川県農業協同組合又は県内農薬卸売業者に協力を依頼するものとする。

3 畜産に対する応急措置

- (1) 県は、市、畜産関係団体の協力を得て、家畜及び畜舎の被害状況を把握するとともに、災害時の家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。
- (2) 県は、家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、市、畜産関係団体等の協力を得て、必要に応じ家畜等の消毒、予防注射等を行う。また、家畜伝染病が発生したときは、家畜等の移動を制限する等の措置を講じる。

4 林産物に対する応急措置

- (1) 県は、市、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対して、被災苗木、森林に対する措置等の技術指導を行う。
- (2) 県は、市、森林組合等の協力を得て、森林所有者に対し風倒木の円滑な搬出、森林病害虫

等の防除等について、必要な技術指導を行う。

5 水産物に対する応急措置

- (1) 市は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。
- (2) 県は、市、漁業協同組合等の協力を得て、被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導助言を行う。

第26節 ボランティア受入計画

災害時においてボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、福祉総務課）、社会福祉協議会、県（男女参画・県民活動課、危機管理課、健康福祉総務課）、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部
--------	---

1 受入体制の整備

- (1) 市は、災害が発生したとき、県を通じて、速やかに香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況等の情報を提供する。
- (2) 社会福祉協議会は、災害が発生したとき、ボランティアを受け入れるための災害ボランティアセンターを設置するものとする。
- (3) 香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部は、被災状況に応じて香川県災害ボランティア支援センターを設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに関係団体、機関の連携協力のもと社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- (4) 市及び県は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN P O・ボランティア等との連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティア（削除）の生活環境について配慮するものとする。
- (5) 市は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

災害時の災害ボランティアの活動は、次のとおりとする。

(1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割

- ① 災害ボランティア情報の収集、発信
- ② ボランティアと県等との仲介、調整
- ③ 活動資材の調整
- ④ 災害ボランティアセンターへの支援
- ⑤ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

(2) 災害ボランティアセンターの主な役割

- ① 被災地のボランティニアーズの把握
- ② 被災地へのボランティアの派遣
- ③ ボランティア情報の収集、発信
- ④ ボランティアと市等との連絡、調整
- ⑤ ボランティアへの対応
- ⑥ その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に關係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第27節 要配慮者応急対策計画

災害時において、高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、市、県及び防災関係機関は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、秘書広報課、福祉総務課、子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課、国保・健康課、学校教育課）、消防本部、県（国際課、危機管理課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課）、警察、社会福祉協議会
--------	--

1 高齢者、障害者、難病患者等対策

- (1) 市は、災害が発生したとき、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- (2) 市は、難病患者への対応のため、県との連携を図る。
- (3) 市は、援護が必要な者を発見したときは、医療機関や指定避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅、指定避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者、難病患者等への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障害者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 市は、被災により、居宅、避難施設等では生活できない高齢者、障害者、難病患者等については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 市及び県は、災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障害者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策

- (1) 市は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び子ども女性相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 市は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設での受入れや里親の委託等の保護を行う。
- (3) 県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害等に対応するため、子ども女性相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
- (4) 市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の

整備に努める。

3 外国人対策

- (1) 市は、必要と認められるときは、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 市及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 市は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握する。
- (4) 県は、市からの要請等に応じて、他の市町、他県、関係団体等に通訳者、語学ボランティア等の派遣を要請するものとする。
- (5) 県は、市からの報告に基づき、在県外国人の安否情報の取りまとめを行い、必要に応じて、国や在日各国大使館等に情報の提供を行う。

4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるため、市、県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者、難病患者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 市及び県は、ライフラインの優先的復旧、水、食料、生活必需品等の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5 香川県災害派遣福祉チーム（D W A T）

- (1) 県は、次の派遣基準に基づき、香川県社会福祉協議会に対し、香川県災害派遣福祉チーム（D W A T）の派遣を要請する。
 - ① 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がD W A Tを派遣する必要があると認めるとき。
 - ② 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町から県にD W A Tの派遣要請があったとき。
 - ③ 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県にD W A Tの派遣要請があったとき。
 - ④ その他、特に必要があると認めるとき。
- (2) D W A Tは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うこととする。
 - ① 指定避難所等の福祉ニーズ把握
 - ② 要配慮者のスクリーニング
 - ③ 要配慮者からの相談対応
 - ④ 介護を要する者への応急的な支援

⑤ 避難環境の整備

6 配慮すべき事項

市及び県は、要配慮者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮する。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- (2) 自主防災組織、民生委員、児童委員、住民の協力による避難誘導
- (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (4) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (5) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (7) 医療福祉等総合相談窓口の設置

【参考資料】

- 2-21 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（長尾福祉会　外）
- 3- 7 浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者利用施設
- 3-14 土砂災害警戒区域に位置する災害時要配慮者利用施設
- 7- 5 津田川・鴨部川浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図
- 7- 6 土砂災害警戒区域への情報伝達系統図
- 7- 7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図
- 9- 3 栄養相談・指導活動体系図
- 9- 4 精神保健活動体系図
- 12- 3 避難勧告等の判断基準
- 12- 4 さぬき市避難行動要支援者避難支援計画【全体計画】
- 15- 9 自主防災組織の現状

第28節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所等に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

主な実施機関	市（生活環境課、農林水産課）、県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等
--------	---

1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所等へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所等の責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

県は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。

3 指定避難所等における動物の適正飼養対策

市は、県等と協力して、指定避難所等での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所等で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。

県は、指定避難所等に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行ない、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行なう。

4 被災動物救護活動対策

市は、県と連携を図り、各指定避難所等を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

また、県は、災害時には、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所等に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

第29節 水防等活動計画

洪水、高潮等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行う。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

主な実施機関	市（全部局、消防団）、県（みどり整備課、土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課）、四国地方整備局
--------	--

1 従事者の安全確保及び水防と河川管理者等の連携強化

市及び県は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化する。

2 水防活動

- (1) 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、河川に関する情報の提供など市が行う水防のための活動に協力するものとする。
- (2) 市は、河川管理者から通知があったとき又は、水防上危険が予想されるときは、水防計画の定めるところにより水防団の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。
- (3) 市及び県は、水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。なお、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。
- (4) 河川管理者、海岸管理者、ため池管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じてダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。特に、ダムで異常洪水時防災操作を行う場合等（ゲートレスダムにおいては非常用洪水吐から越流する場合等）には、県土木事務所等から、直接、市長等へ情報伝達するホットラインを活用する。
- (5) 市は、河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険となったときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。
- (6) 市は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに県及び氾濫する方向の近隣市町に通報しなければならない。また、決壊箇所については、市、県、関係機関等が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (7) 洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

3 土砂災害防止活動

- (1) 市は、土砂災害危険箇所がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現

地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。

- (2) 市は、土砂災害が予想されるときは、住民、災害時要配慮者関連施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の住民等に対しては、極力戸別伝達に努める。
- (3) 市及び県は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、市は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

4 風倒木対策

市及び県は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応急対策を講じる。

【参考資料】

- 3-1 河川重要水防区域
- 3-2 水位周知河川
- 3-3 水位警報河川
- 3-4 津波又は高潮に関する水防警報河川及び海岸
- 3-5 浸水想定区域図（津田川水系津田川）
- 3-6 浸水想定区域図（鴨部川水系鴨部川）
- 3-7 浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者利用施設
- 3-8 海岸・港湾・漁港重要水防区域
- 3-9 ため池重要水防区域
- 3-10 急傾斜地崩壊危険箇所
- 3-11 土石流危険渓流
- 3-12 地すべり危険箇所
- 3-13 土砂災害警戒区域
- 3-14 土砂災害警戒区域に位置する災害時要配慮者利用施設
- 3-15 高堰堤
- 3-16 水門・ポンプ場・排水機場
- 3-17 山腹崩壊危険地区
- 3-18 崩壊土砂流出危険地区
- 5-1 雨量観測所
- 5-2 水位観測所
- 5-3 潮位観測所
- 5-4 風向風速観測所
- 5-5 海象観測局
- 6-5 水防倉庫等の現況
- 6-6 防災資機材保有状況
- 6-7 大川広域消防本部資機材保有状況
- 6-8 香川県防災資機材保有状況
- 6-9 香川県防災資機材運用要綱

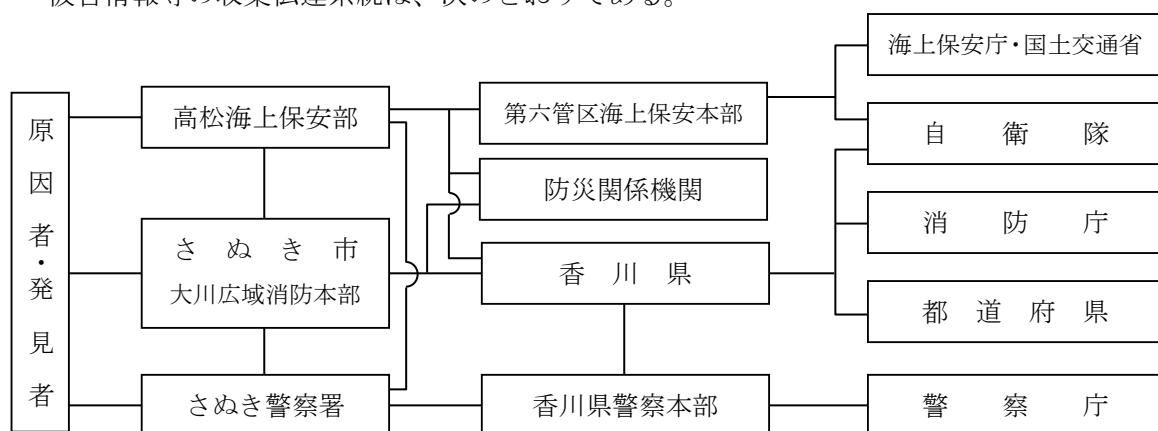
第30節 海難等災害対策計画

船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生したとき、航行船舶、沿岸住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、福祉総務課、生活環境課、都市整備課、農林水産課、消防団）、消防本部、県（危機管理課、環境管理課、廃棄物対策課、土地改良課、水産課、土木監理課、河川砂防課、港湾課）、警察、四国地方整備局、高松海上保安部
--------	--

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりである。



2 高松海上保安部の応急対策

(1) 情報の収集伝達等

- ① 気象、海象等に関する特別警報、警報、その他船舶の安全に重大な影響をおよぼすおそれのある情報を知ったときは、既存の警報等の伝達経路で伝達するほか、航行警報、安全通報、巡回船艇等による巡回等により速やかに周知する。
- ② 防災関係機関等と密接に連絡をとり、次の事項に係る情報を積極的に収集する。

ア 海上及び沿岸部における被害状況等

- ・ 被災地周辺海域における船舶交通、漂流物等の状況
- ・ 船舶、海洋施設、港湾施設、石油コンビナート等の被害状況
- ・ 水路、航路標識の異常の有無
- ・ 港湾等における避難者の状況

イ 関係機関等の対応状況

ウ その他応急対策の実施上必要な事項

- ③ 通信施設の保守に努め、また、施設が損傷したときは、あらゆる手段を用いて必要な資材を確保し、早急にその復旧に努める。
- ④ 多重通信装置、非常用電源、携帯無線等を搭載した巡回船艇により、通信の代行を行う。
- ⑤ 防災関係機関等との通信の確保は、携帯無線機、携帯電話等により行うものとし、必要に応じて職員を派遣し、又は防災関係機関の職員の派遣を要請する。

(2) 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、その捜索救助を行う。

(3) 緊急輸送

医師、傷病者、避難者等の人員搬送又は緊急物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。特に、機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船舶を必要に応じ使い分け、有効に活用する。

(4) 海上火災の防除

① 船舶に火災が発生した場合、又は石油類等の危険な物質が海面に流出し火災が発生した場合等海上において火災が発生したときは、直ちに現場に出動し、人命救助、消火活動、延焼防止等必要な措置を講じる。

② 二次的な災害を防止するため、火災船舶の安全な場所への移動、当該海域での火気の使用の制限又は禁止、当該海域への船舶及び人の出入の制限又は禁止等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて、消防機関、関係事業所等に協力を要請する。

③ 火災の状況により陸上施設等に波及するおそれがあるときは、現地の消防機関、防災関係機関等に対して、住民等に対する避難勧告、自衛消防措置等を要請する。

(5) 海上交通の安全確保

① 高松海上保安部は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

② 高松海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。

③ 高松海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講すべきことを命じ、又は勧告する。

④ 高松海上保安部は、船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

⑤ 高松海上保安部等は、水路の水深に変化を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

⑥ 高松海上保安部を含む航路標識の管理者は、航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

3 県の応急対策

(1) 海難等の災害に関する情報を受理したときは、その状況の把握に努め、関係機関等に伝達するとともに、応急対策上必要な事項について、防災関係機関、関係団体等に指示又は要請を行う。

(2) 防災ヘリコプターを活用し、情報収集にあたるとともに、消防機関等と連携し救助活動等を行う。

(3) 洪水等により大量の流木等が流出し、海上災害等が発生するおそれがあるときは、その状況の把握に努め、迅速に回収、処理できるよう、関係機関と連絡調整を行う。

4 警察の応急対策

- (1) 警察ヘリコプター等を活用して、海難等の災害に関する情報を収集し、その状況の把握に努め、関係機関等に伝達する。
- (2) 警備船等の資機材を活用し、高松海上保安部と協力し、人命救助、行方不明者の捜索等を行う。
- (3) 交通状況を迅速に把握するとともに、緊急輸送を確保するため交通規制を行う。

5 市の応急対策

- (1) 市は、高松海上保安部等が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。
- (2) 市は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、次のとおり高松海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、迅速に消火活動を行う。
 - ① 消防機関が主として消火活動を担当する船舶
 - ア ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
 - イ 河川及び湖沼における船舶
 - ② 海上保安部署が主として消火活動を担当する船舶
 - ア 上記以外の船舶
- (3) 市は、被害のおよぶおそれのある沿岸住民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

6 事業者等の応急対策

- (1) 海上災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、事故原因者等関係事業者は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。
- (2) 関係事業者は、消防機関、高松海上保安部等の指示に従い、積極的に消火活動、防除活動等を行う。

第31節 海上大量流出油等災害対策計画

船舶又は海洋施設から、海上に大量の油等が流出したとき、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ効率的に流出油等の拡散及び防除等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、生活環境課、都市整備課、農林水産課、消防団）、消防本部、県（危機管理課、環境管理課、水産課、港湾課）、警察、高松海上保安部、一般財団法人海上災害防止センター、四国地方整備局、事業者（原因者、船舶所有者等防除措置義務者）
--------	---

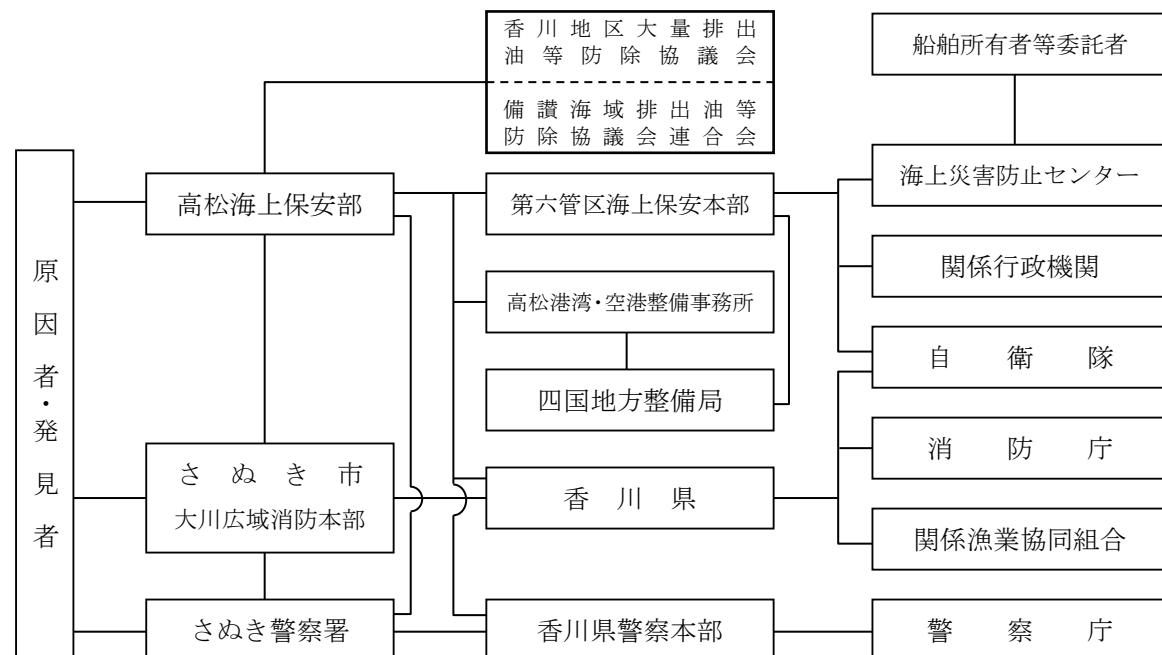
1 情報の収集及び伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又は発生のおそれがある場合の通報、連絡体制等は、原則として次のとおりとする。

(1) 通報事項

- ① 事故発生又は発見の日時、場所
- ② 事故の概要
- ③ 流出油等の状況（種類、量、範囲等）
- ④ 現場の気象及び海象
- ⑤ その他必要事項

(2) 通報連絡系統



2 高松海上保安部の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡・通報

巡視船艇及び航空機を活用し、油等の流出状況、被害状況等の情報収集を積極的に行い、関係機関への情報の連絡、通報を行う。

(2) 流出油等の拡散、性状等の調査、評価及び関係機関への情報提供

巡視船艇等により流出油等の拡散状況、性状、気象、海象等を調査し、その結果に基づき、分析・評価を行い、流出油等の量、拡散方向及び拡散速度等の情報を関係機関に提供する。

(3) 防除措置義務者等への指導

災害発生船舶の所有者、関係者等の防除措置義務者等に対し、防除措置等の指導及び必要な場合の命令を実施する。

(4) 流出油等の防除作業

① 拡散防止措置

巡視船艇を出動させ、関係機関と連携し、オイルフェンスの展張等により流出油等の拡散防止措置を行う。

② 回収措置

巡視船艇を出動させ、関係機関と連携し、油回収船、油吸着材等により流出油等の回収を行う。

③ 化学的処理

巡視船艇を出動させ、関係機関と連携し、海域利用者の合意のもと油処理剤等により流出油等の化学的処理を行う。

(5) 防災関係機関への協力要請等

① 管区本部を通じ自衛隊に対し災害派遣等を要請する。

② 関係行政機関に対し防除措置を要請する。

③ 香川地区大量排出油等防除協議会等の会員に対し情報を通知する。防除協議会等においては、総合調整本部を設置し、排出油防除活動を実施するために必要な活動の調整を行う。

(6) 海上交通の安全確保及び危険防止措置

船舶交通の安全確保のため、周辺海域における船舶の航行の制限又は禁止、現場海域での火気使用制限、船舶の退去、侵入中止命令等の措置を講じ、航行警報等により船舶への周知を図る。

(7) 一般財団法人海上災害防止センターへの指示

必要に応じて、海上保安庁長官を通じて一般財団法人海上災害防止センターに対して防除措置を指示する。

(8) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

3 高松港湾・空港整備事務所の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡・通報

海上保安部署等関係機関との連絡を密接にし、情報の収集・伝達を行う。

(2) 流出油等の防除作業

油回収船等を活用し、流出油等の防除、回収を行う。

(3) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

4 県の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡・通報

沿岸部への流出油漂着状況等の情報を的確に把握し、関係機関へ必要な情報を連絡・通報

する。情報収集にあたっては、防災ヘリコプター等を積極的に活用するものとする。

(2) 流出油等の防除作業

必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。

また、関係機関の要請等に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。

(3) 関係団体等に対する要請

必要に応じて、自衛隊に対する災害派遣要請を行う。

(4) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

5 警察の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡・通報

警察ヘリコプター等を活用して情報を収集し、その状況の把握に努め、関係機関に連絡・通報する。

(2) 交通規制・避難誘導等

交通状況を迅速に把握するとともに、緊急輸送を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、沿岸の警戒を行い、必要に応じて、避難誘導活動を行う。

(3) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

6 市の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡・通報

市は、関係者、関係機関から情報を収集するとともに、海上保安部署、県等関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。

(2) 流出油等の防除作業

市は、必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。また、関係機関の要請等に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。

(3) 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置

市は、災害の危険がおよぶおそれのある沿岸住民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。また、この周知のため、広報活動を行う。

(4) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

7 一般財団法人海上災害防止センターの応急対策等

(1) 大量の原油等の油が海上に流れ出し、緊急に防除を行う必要がある場合に、防除を行うべき原因者がその措置を講じていないとき、海上保安庁長官の指示に基づき防除を行う。

(2) 事故を起こした船舶所有者等の委託に基づき、海上に流れ出た燃料油や積み荷の原油等の油又は各種の有害液体物質の防除、船舶火災の消火及び延焼の防止等の海上防災のための措置を行う。

(3) 油回収船、オイルフェンスその他の防除資機材を保有し、これを船舶所有者等の利用に供

する。

- (4) 海上防災訓練に関する業務及び海上防災に関する調査研究を行う。

8 事業者の応急対策等

- (1) 油等の流出が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事業者は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。
- (2) 付近の住民に危険がおよぶと判断されるときは、事業者は、住民に対して避難するよう警告する。
- (3) 現場の状況に応じて、事業者は、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理、油等の回収など流出油等の防除作業を行う。
- (4) 事業者は、必要に応じて、一般財団法人海上災害防止センターに防除措置を委託する。

【参考資料】

- 13- 1 香川地区大量排出油等防除協議会
13- 2 備讃海域排出油等防除協議会連合会

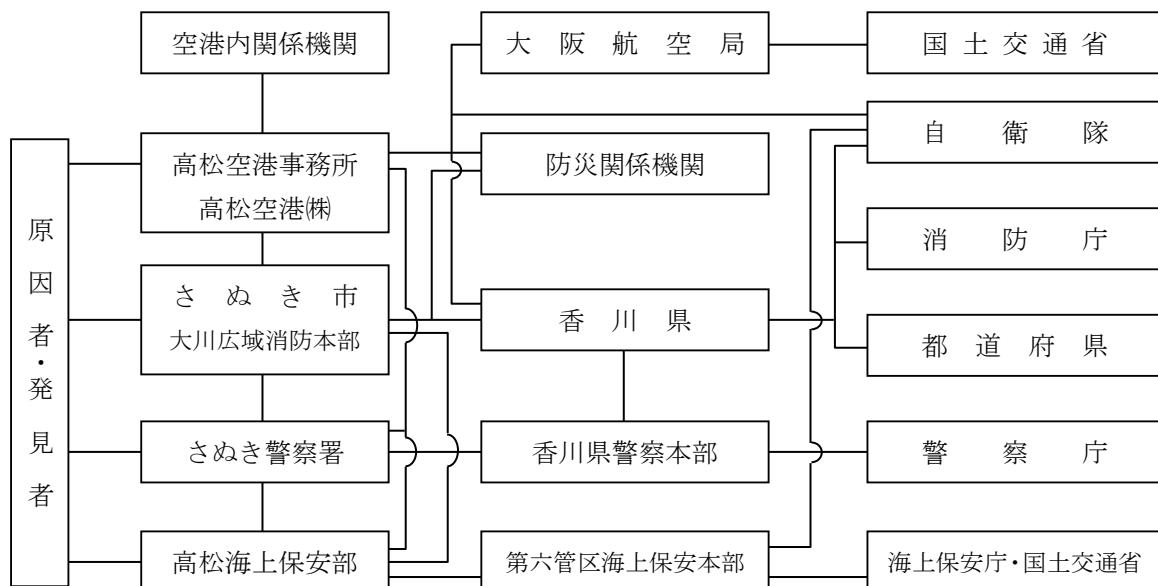
第32節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、福祉総務課、消防団）、消防本部、県（危機管理課、（削除）交通政策課）、警察、高松空港事務所、高松空港(株)、高松海上保安部
--------	---

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 高松空港事務所の応急対策

高松空港及び隣接区域において、航空機事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、「高松空港緊急時対応計画」に基づき、関係機関等と協力して、次の措置を講じる。

- (1) 防災関係機関に通報するとともに、被害の拡大防止又は軽減を図るために必要な措置を講じる。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、地元消防機関等の協力を得て、高松空港消防救難隊により消火救難活動を行う。
- (3) 状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置を講じる。
- (4) 多数の死傷者が発生したときは、「高松空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、香川県医師会に医療救護班員の派遣を要請する。また、空港内において、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所を確保する。
- (5) 災害の規模や被害状況から判断し、必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

3 県の応急対策

- (1) 航空機事故が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。

- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。
- (4) 市からの要請に応じて、防災ヘリコプターを出動させ救急搬送を行う。

4 警察の応急対策

- (1) 墜落現場が不明又は航空機が行方不明になるなど航空機災害発生のおそれがある場合は、情報収集にあたるとともに、警察ヘリコプター等を活用して捜索活動を行う。
- (2) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (3) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (4) 関係機関と連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは遺体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (5) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

5 高松海上保安部の応急対策

- (1) 墜落現場が不明又は航空機が行方不明になるなど航空機災害発生のおそれがある場合は、情報収集にあたるとともに、巡視船艇、航空機等を活用して海上における捜索活動を行う。
- (2) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (3) 海上における災害に係る救助救急活動を行うとともに、必要に応じ、市町等の活動を支援する。
- (4) 緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

6 市の応急対策

- (1) 市は、航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を行う。
- (3) 市は、負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 市は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

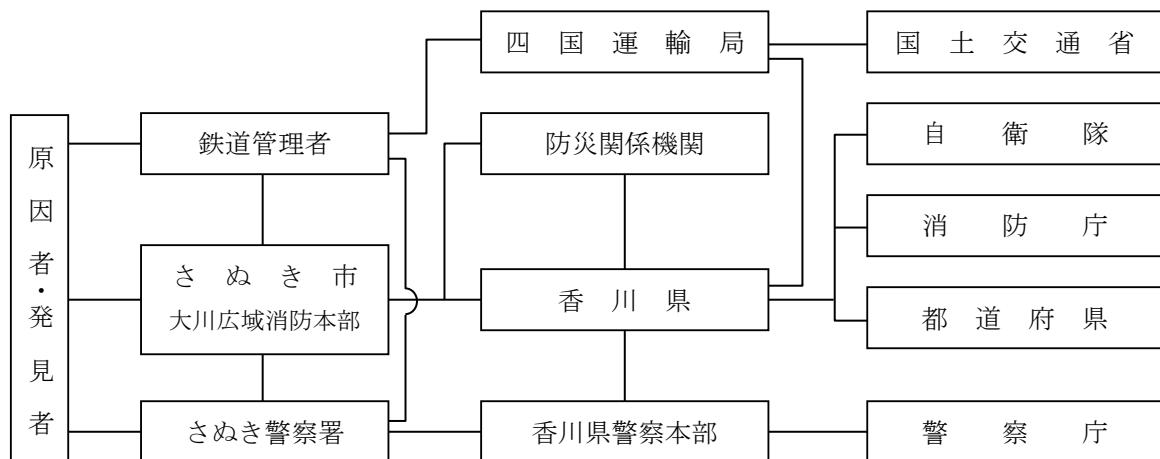
第33節 鉄道災害対策計画

列車の衝突事故等の災害が発生したとき、乗客、住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、福祉総務課、消防団）、消防本部、県（危機管理課、交通政策課）、警察、四国旅客鉄道株、高松琴平電気鉄道株
--------	---

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 鉄道事業者の応急対策

- (1) 大規模な鉄道事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに市、四国運輸局、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な鉄道事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- (3) 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防機関など応急対策活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- (4) 事故災害が発生したときは、他の路線へ振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報（鉄道の運行状況、代替交通手段等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 県の応急対策

- (1) 鉄道災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。
- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

4 警察の応急対策

- (1) 鉄道事故の発生を知ったときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (3) 関係機関と連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは遺体の収容、搜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

5 市の応急対策

- (1) 市は、鉄道事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 市は、負傷者が発生したときは、市内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 市は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

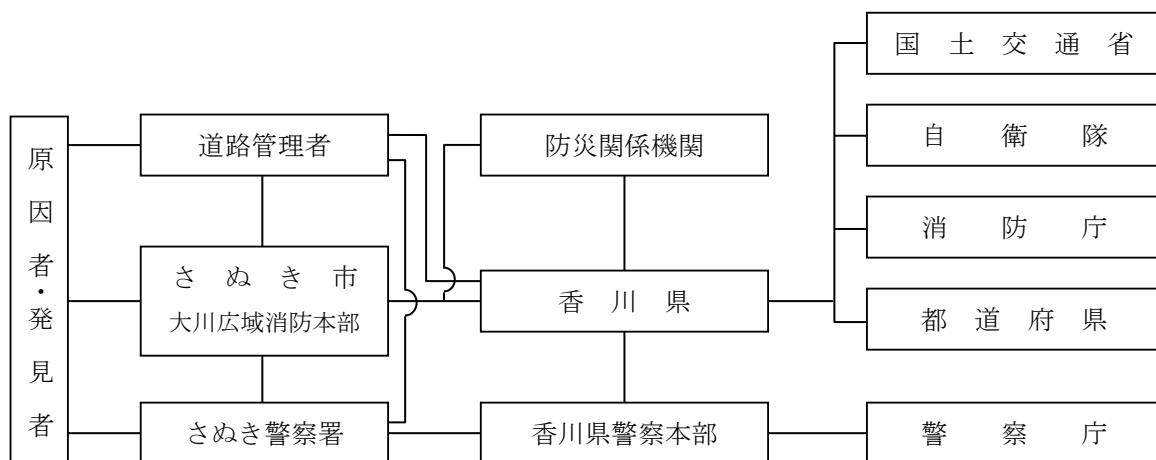
第34節 道路災害対策計画

トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、福祉総務課、都市整備課、農林水産課、消防団）、消防本部、県（危機管理課、道路課）、警察、四国地方整備局、西日本高速道路㈱
--------	--

1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 道路管理者の応急対策

- (1) 大規模な道路事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに市、県、四国地方整備局、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な道路事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近住民の避難等必要な措置を講じる。
- (3) 市、県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。
- (4) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。
また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 県の応急対策

- (1) 道路災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。
- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

4 警察の応急対策

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは遺体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (3) 危険物等が流出したときは、住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物等の防除活動を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。
- (5) 災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の緊急点検を行う。

5 市の応急対策

- (1) 市は、道路災害の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 市は、負傷者が発生したときは、市内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 市は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 市は、危険物が流出したときは、住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物の防除活動を行う。
- (6) 災害の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

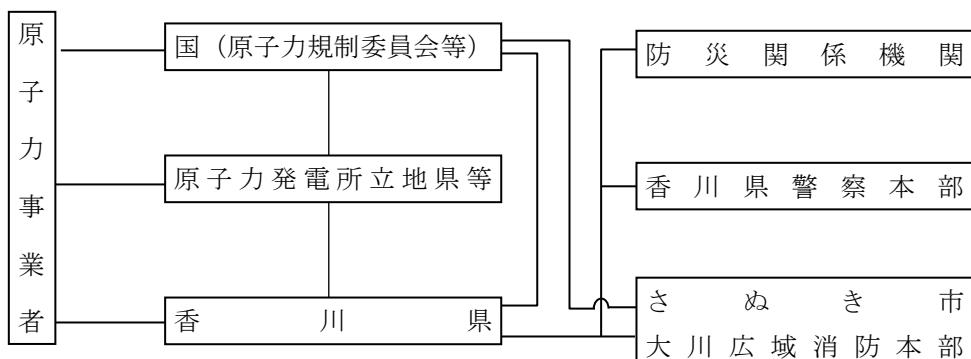
第35節 原子力災害対策計画

原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、住民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、緊急時の環境放射線モニタリングの実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動の実施等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、秘書広報課、財産活用課、生活環境課、農林水産課、商工観光課、福祉総務課、国保・健康課、長寿介護課、障害福祉課、教育委員会事務局、市民病院）、消防本部、県（水資源対策課、県産品振興課、財産経営課、広聴広報課、危機管理課、くらし安全安心課、環境管理課、みどり整備課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、医務国保課、薬務感染症対策課、生活衛生課、産業政策課、観光振興課、県産品振興課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課、技術企画課、下水道課、住宅課、病院局、教育委員会）、警察、香川県広域水道企業団、原子力事業者（四国電力(株)、中国電力(株)）、防災関係機関
--------	--

1 情報の収集及び連絡

被害情報等の収集及び連絡系統は、次のとおりとする。



2 原子力事業者の応急対策

(1) 原子力災害の発生及び拡大の防止

原子力発電所周辺等において放射性物質又は放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合は、原子力災害の発生及びその拡大を防止する。

(2) 速やかな連絡の実施

原子力災害に至る可能性のある原子力災害対策特別措置法第10条に規定する特定事象（原子炉冷却材の漏えい等）等（以下「特定事象等」という。）を把握した場合は、速やかに県へ連絡する。

(3) 繼続的な情報の提供

県に対し、特定事象等に関する情報を適時かつ適切に提供する。

3 県の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡

県は、特定事象等が発生した場合、国、原子力事業者等から、特定事象等の正確な情報の収集に努めるとともに、知り得た情報を、防災行政無線等により、市、警察、報道機関等に対して、確実かつ速やかに連絡する。

(2) 広報・相談活動の実施

① 広報活動の実施

県は、市、警察、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、ホームページ、防災行政無線その他の情報伝達手段を活用し、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

② 相談活動の実施

県は、市と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

(3) 緊急時の環境放射線モニタリングの実施

① 環境放射線モニタリング体制の強化

② 環境放射線モニタリング結果の公表

体制の強化によって得た環境放射線モニタリングの結果の情報については、逐次、国、市町、報道機関等に連絡するとともに、ホームページ等の活用により、住民等に速やかに提供する。

(4) 農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施

① 検査体制の強化

市、水道事業者、農林水産業関係者等と連携し、農作物・飲食物・水道水等を対象とする放射性物質又は放射線の検査を実施し、必要に応じ、検査対象品目の追加など、検査体制を強化する。検査結果の情報は、住民、市町、報道機関等に速やかに提供する。

② 出荷・摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超えるおそれがある場合は、国の指導・助言・指示等に基づき、農作物等の採取・出荷制限、飲食物及び水道水の摂取制限等を行うとともに、その情報について、住民、市町、報道機関等に速やかに提供する。

(5) 緊急時の原子力災害医療活動の実施

県は、市、原子力災害医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問合せに対応するため、健康相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、国等の協力を得て、原子力災害医療等の緊急医療活動を実施する。

(6) 避難等の支援の実施

県は、市が独自の判断により、屋内退避又は避難のための立退きの勧告、指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等を実施する場合、警察等と連携し、市の実施する住民等の避難等の支援を行う。また、国から避難等に関する指示等を受けた場合、もしくは県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、必要と認める場合は、市に対し、避難等に関する指示を行うとともに支援を行う。

(7) 県外からの避難者の支援等の実施

県は、他県から避難者の受け入れの要請があれば、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供について市に要請等を行うとともに、市と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

(8) 放射性物質による汚染の除去等の実施

国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、市、原子力事業者等と連携し、除染や廃棄物処理に必要な対策を行う。また、必要に応じて、国等に対して支援を要請する。

(9) 風評被害対策の実施

国、市、農林水産業関係者、観光業関係者と連携し、原子力災害による風評被害を未然に防止し、又は影響を軽減するため、県産の農作物や県内企業が製造する製品等の適正な流通の促進や観光客の減少を防止するための広報活動を実施するなど、必要な対策を行う。

4 警察の応急対策

(1) 情報の伝達

県、市等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

(2) 避難等の支援の実施

住民等の避難等が行われることとなった場合は、県等と連携し、市の実施する住民等の避難等の支援を行う。

(3) 緊急輸送活動の実施

国から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して必要な配慮を行う。

5 市の応急対策

(1) 広報・相談活動の実施

① 情報の伝達

市は、県、警察等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、防災行政無線、音声告知放送、安全安心コミュニティシステム等のメール配信、広報車、自主防災組織との連携等により、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

② 相談活動の実施

市は、県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問合せに対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

(2) 緊急時の原子力災害医療活動の実施

市は、県、原子力災害医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問合せに対応するため、必要に応じ、健康相談窓口を設置する。

(3) 避難等の支援の実施

市は、県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、もしくは、国又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに住民等の避難等を実施する。

なお、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(4) 県外からの避難者の受入れと支援の実施

市は、県又は他県から要請があれば、県と協議のうえ、県外からの避難者に対し、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供等を行う。また、県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

(5) 放射性物質による汚染の除去等の実施

市は、国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。また、必要に応じて、国、県等に対して支援を要請する。

6 水道事業者の応急対策

(1)水道水の安全性の確保

① 検査の実施

県等と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施する。

② 摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超えるおそれがある場合には、国及び県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限等を行う。

【参考資料】

13-3 原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針【香川県】

第36節 危険物等災害対策計画

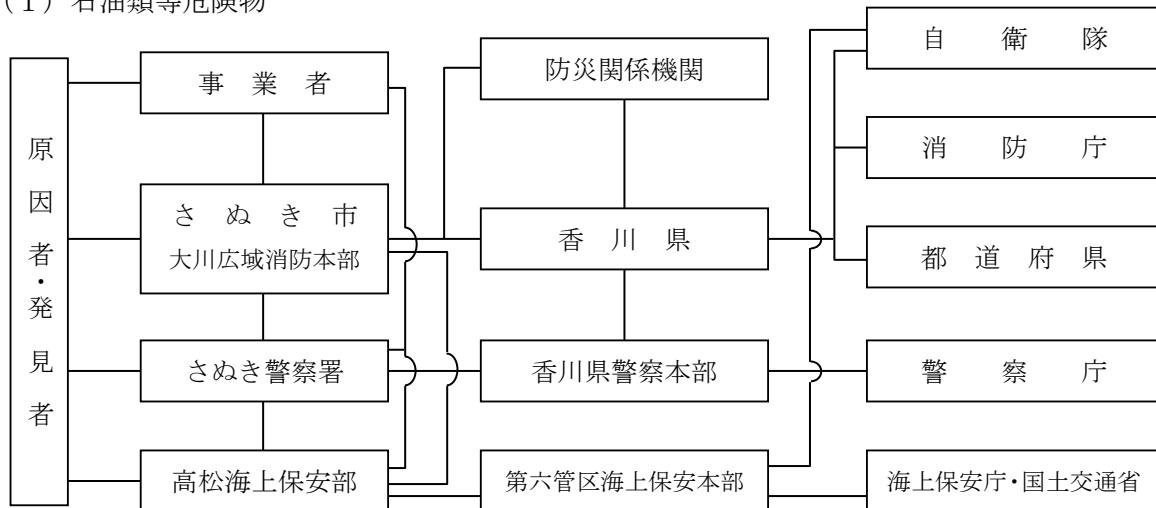
危険物、高圧ガス、毒物劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、生活環境課、消防団）、消防本部、県（危機管理課、環境管理課、薬務感染症対策課）、香川労働局、警察、中国四国産業保安監督部四国支部、高松海上保安部
--------	--

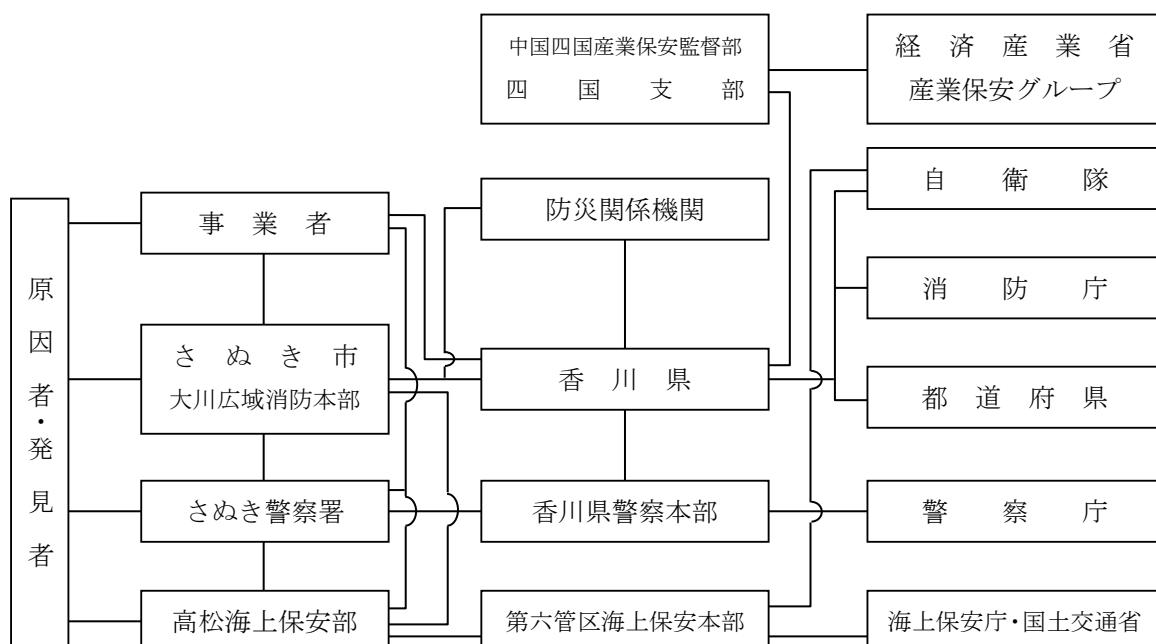
1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

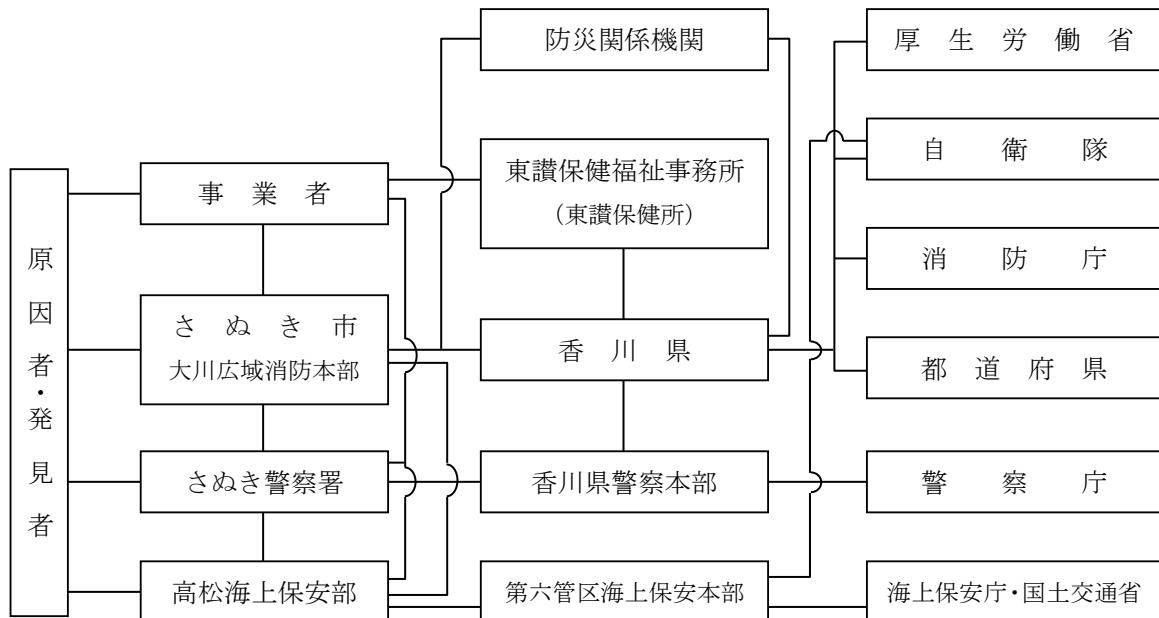
(1) 石油類等危険物



(2) 高圧ガス、火薬類等



(3) 毒物・劇物



2 市及び消防本部の応急対策

- (1) 市及び消防本部は、大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市及び消防本部は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 市及び消防本部は、負傷者が発生したときは、市内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 市及び消防本部は、事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、指定緊急避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 市及び消防本部は、危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。
- (6) 災害の規模が大きく、市及び消防本部で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3 事業者の応急対策

- (1) 危険物等による事故が発生したときは、直ちに、市、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

4 県の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。また、危険区域を指定して警察、市町等と協力し、交通遮断、緊急避難等の必要な措置を講じる。
- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。
- (4) 高圧ガス施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設等の使用一時停止、貯蔵・移動・消費等の一時禁止等の緊急措置を命じる。
- (5) 火薬施設等に事故が発生したときは、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の緊急措置を命じる。
- (6) 毒物劇物施設に事故が発生し、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがあるときは、施設等の管理者に対して危害防止のため必要な措置を講じるよう指示する。
- (7) 危険物等災害の発生により周辺環境に影響がある場合は、環境モニタリング等による情報収集を行う。

5 警察の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (3) 関係機関と連携し、被災者等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは遺体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

6 高松海上保安部の応急対策

- (1) 大規模な危険な物質等による海上災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 海上における消火活動を行うとともに、必要に応じて、消防機関が行う活動を支援する。
- (3) 安全確保のため、又は緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止する。
- (4) 危険物等が海上に流出したときは、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者が必要な措置を講じていないときは、措置を講じるよう命じる。

7 香川労働局の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 労働災害発生の緊迫した危険があるときは、作業の中止、労働者の退避及び当該作業場所

等へ関係者以外の立ち入ることを禁止するために必要な指導を行う。

- (3) 作業再開について労働災害防災のために必要な指導を行う。
- (4) 作業を再開することにより、同種災害を発生させる危険があるときには、作業の停止措置を行う。

8 中国四国産業保安監督部四国支部の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 高圧ガス施設等又は火薬施設等に事故が発生し、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときは、関係機関と密接な連絡をとり、施設の使用一時停止等の緊急措置命令に係る対応を行う。
- (3) 必要と認めるときは、企業に対し、保安上必要と認められる事項について改善を指導する。

【参考資料】

- 4- 1 危険物施設
- 4- 2 高圧ガス関係事業所
- 4- 3 火薬類関係営業者
- 4- 4 毒物劇物営業者

第37節 大規模火災対策計画

大規模な火災が発生し、又は火災の大規模化が予想されるとき、延焼拡大防止及び住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、消防団）、消防本部、県（危機管理課）、警察、自衛隊
--------	-----------------------------------

1 市及び消防本部の応急対策

- (1) 市及び消防本部は、大規模な火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市及び消防本部は、直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、市及び消防本部のみでは対処できないときは、県及び近隣市町等に応援を要請する。
- (4) 市は、救助活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 市及び消防本部は、負傷者が発生したときは、市内の医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (6) 市及び消防本部は、必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

2 県の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、市から情報収集するとともに、防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し関係機関等に連絡する。
- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 市からの要請に応じて、自衛隊に対して災害派遣要請を行うとともに、必要に応じて、消防庁に対して緊急消防援助隊の派遣等の要請を行う。

3 警察の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、火災状況、被害状況等の情報を収集し、関係機関に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立入禁止区域を設定するとともに、住民等の避難誘導を行う。
- (3) 死傷者が発生したときは、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、遺体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

【参考資料】

- 2- 2 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）
- 2- 3 広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）
- 2- 4 香川用水施設利用に関する協定書（香川用水土地改良区外）

- 2- 5 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）
- 6- 1 大川広域消防本部現勢
- 6- 2 消防団現勢
- 6- 3 消防水利の現況
- 6- 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況
- 6- 7 大川広域消防本部資機材保有状況
- 14- 1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 14- 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 14- 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 14- 4 防災ヘリコプターの運航体制、運行基準、要請方法等
- 14- 5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 15- 1 火災・災害等即報要領
- 15- 8 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第38節 林野火災対策計画

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関	市（危機管理課、消防団）、消防本部、県（危機管理課、みどり整備課）、警察、自衛隊
--------	--

1 市及び消防本部の応急対策

- (1) 市及び消防本部は、林野火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市及び消防本部は、直ちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、市及び消防本部のみでは対処できないときは、県及び近隣市町に応援を要請する。
- (4) 市及び消防本部は、火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡をとり水利の確保を行う。
- (5) 市は、消防活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離着陸場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 市及び消防本部は、必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

2 県の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、市から情報収集するとともに、防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し関係機関等に連絡する。
- (2) 市からの要請に応じて、防災ヘリコプターを出動させ空中消火等を行うとともに、自衛隊に対して、災害派遣要請を行う。
- (3) 必要に応じて、消防庁に対して、他の都道府県のヘリコプターによる広域航空消防応援、緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。

3 警察の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、火災状況、被害状況等の情報を収集し、関係機関に連絡する。
- (2) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。
- (3) 死傷者が発生したときは、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、遺体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

【参考資料】

2-2 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）

- 2- 3 広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）
- 2- 4 香川用水施設利用に関する協定書（香川用水土地改良区外）
- 2- 5 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）
- 6- 1 大川広域消防本部現勢
- 6- 2 消防団現勢
- 6- 3 消防水利の現況
- 6- 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況
- 6- 7 大川広域消防本部資機材保有状況
- 14- 1 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 14- 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 14- 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 14- 4 防災ヘリコプターの運航体制、運行基準、要請方法等
- 14- 5 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 15- 1 火災・災害等即報要領
- 15- 8 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいづれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定める。

主な実施機関	市（全部局）、県（全部局）、防災関係機関
--------	----------------------

1 原状復旧

- (1) 市、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の執行に支障のない範囲で、当該市に代わって工事を行う。
- (4) 県は、特定大規模災害等を受けた場合、必要に応じて、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請するものとする。
- (5) 県は、地震による地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

2 計画的復興

- (1) 市及び県は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- (2) 市及び県は、復興のため市街地の調整改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法

等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

- (3) 市及び県は、災害に強いまちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。
- (4) 市及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組みを推進するものとする。
- (5) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、市、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

主な実施機関	市（全部局）、県（全部局）、香川県広域水道企業団
--------	--------------------------

1 災害復旧事業の種別

市は、管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ①河川
- ②海岸
- ③砂防設備
- ④林地荒廃防止施設
- ⑤地すべり防止施設
- ⑥急傾斜地崩壊防止施設
- ⑦道路
- ⑧港湾
- ⑨漁港
- ⑩下水道
- ⑪公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 水道施設災害復旧事業計画

(5) 公営住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公立医療施設災害復旧事業計画

(8) 公立学校施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に係る資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議又は許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

3 激甚災害の指定

県は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定を受け、災害復旧が円滑に行われるようとする。

市は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、租税の徵収猶予及び減免、雇用対策など必要な措置を講じる。

主な実施機関	市（危機管理課、総務課、秘書広報課、政策課、生活環境課、市民課、税務課、都市整備課、農林水産課、商工観光課、福祉総務課）、県（広聴広報課、くらし安全安心課、税務課、みどり整備課、健康福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農業経営課、水産課、住宅課）、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局、日本銀行高松支店、社会福祉協議会
--------	--

1 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

2 生活相談・情報提供

市は、国や金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自ら総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて、県、防災関係機関等と連携、共同して相談業務を行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

3 罷災証明書の交付

- (1) 市は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罷災証明書の交付体制を確立し、被災者から申請があれば遅延なく罷災証明書を交付する。
- (2) 市は、罷災証明書を円滑に交付できるよう、住家被害調査等の調査について専門的な知識・経験を有する職員の育成に努めるとともに、関係機関等との応援協定の締結などにより住家の被害調査等の実施に必要な人員を確保する。その際、あらかじめ必要な調査員の人員規模を非常時に算出しておくなど迅速な確保に努める。なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- (3) 市は、災害時に罷災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罷災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罷災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。併せて、効率的な罷災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

また、市は、住家被害の調査や罷災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局と

が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

県は、市担当者の研修の充実や、育成した担当者名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等を通じて市町の支援体制強化を図るものとする。

- (4) 市は、必要に応じ、県に罹災証明の交付及び住家の被害調査等に必要な職員の派遣又は応援を要請するものとする。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

県は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について、必要に応じ、市に助言及び助成を行う。

5 生活福祉資金の貸付

民生委員及び市社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するために、香川県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度による災害援護資金等の各種貸付に協力する。

6 被災者生活再建支援金の支給

市及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対して、その生活再建を支援するため、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

7 税の減免及び納税の猶予等

市、県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予及び納期限等の延長の措置を災害の状況に応じて講じる。

8 国民健康保険税等の減免等

市は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

9 一般廃棄物処理手数料の減額又は免除

市は、災害により被害を受けた世帯からの申し出により、一般廃棄物処理手数料（ごみ袋・粗大ゴミ・し尿）等の減額および免除を行う。

10 応急金融対策

- (1) 現金供給の確保及び決済システムの維持

日本銀行高松支店は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。また、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

(2) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。また、日本銀行高松支店及び四国財務局は、このための要請を行う。

(3) 非常金融措置の実施

四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議のうえ、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社を含む。）に対し、必要と認められる範囲内で、次の措置を適切に運用するものとする。

① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

② 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

ア　預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、罹災証明書の呈示その他の実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ることを要請する。
イ　事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じることを要請する。

③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じることを要請する。

⑤ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底することを要請する。

⑥ 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じることを要請する。

1.1 雇用対策等

(1) 被災者に対する職業斡旋

① 公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

- ② 県は、公共職業安定所と連携し、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を把握するとともに、職業相談、職業紹介を実施し、早期再就職への斡旋を行う。
- (2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置
- ① 公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
- ② 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず就労することができず、賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。
- (3) 労働保険料等の納付の猶予
- 香川労働局は、災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料等の納付の猶予措置を講じ、また、納付猶予期間については、延滞金や追徴金を徴収しない。

1 2 職業訓練の実施

県は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、職業訓練の受講希望者に対して、必要な職業訓練を行う。

1 3 生活関連物資の供給確保及び価格安定対策

- (1) 生活関連物資の供給状況及び価格動向の調査・監視及び情報提供
- 県は、職員等による店頭での供給状況、価格動向等の聴取り調査等を行い、広く情報を収集する。また、必要に応じて、業界事情聴取を行い、供給状況等の正確な情報の把握に努める。
- これにより得られた情報は、適宜、広報誌等を通じて県民に提供する。
- (2) 関係機関との連携
- 県は、関係部局、市との連携を密にし、関係事業者団体等に対して必要物資の円滑な供給などの協力要請を行うとともに、他の都道府県に対しても情報提供、本県への必要物資の集中出荷等の要請を行う。
- (3) 生活関連物資に関する緊急措置
- 県は、県民生活に重要な生活物資に需給の逼迫、価格高騰などの異常がある場合には、香川県消費生活条例による指定物資として、立入検査、勧告などを行う。
- (4) 国に対する協力要請
- 県は、経済秩序が全国的に混乱し、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合には、国に対して緊急措置の実施の要請を行う。

1 4 被災中小企業者の復興支援

- (1) 市及び県は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

1 5 被災農林漁業者の復興支援

県は、被災した農林漁業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づき融資資が受けられるよう必要な措置を講じる。

また、農林水産業共済団体に対して、補償業務の迅速、適正化を図るとともに早期に共済金の支払いができるよう指導する。

1 6 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

市及び県は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

【参考資料】

- 1- 5 さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 1- 6 さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
- 15- 5 被災者生活再建支援制度の概要

第4節 義援金等受入配分計画

市は、県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、住民及び他の都道府県等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

主な実施機関	市（秘書広報課、福祉総務課、会計課）、県（健康福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会
--------	--

1 義援金等の受付及び保管

- (1) 市は、義援金・義援物資の受入れ体制を確立しておく。
- (2) 市は、市に寄託された義援金・義援物資及び市長あての見舞金の受付を行い、義援物資については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。また、可能な範囲で関係機関等の協力を得ながら、義援物資ごとの受け入れ希望の有無を記載したリストを作成し、報道機関等を通じて当該リストと配分先を公表する。なお、需給状況に応じ、リストは逐次改定を行う。併せて、義援物資の送付にあたっては、被災地のニーズに応じた物資であること、梱包時に品名を明示し、円滑な仕分けに配慮した方法とするよう周知する。
- (3) 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

2 義援金等の配分等

- (1) 県は、受け付けた義援金の市に対する配分を義援金収集団体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなど、迅速な配分に努める。また、義援物資について、市に対する配分を決定し、市の指定する場所まで輸送し市に引き渡す。
- (2) 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、配分委員会に参画し、受け付けた義援金の市に対する配分を、配分委員会で決定する。
- (3) 市は、県等から送付された義援金・義援物資を関係団体の協力を得て被災者に配分する。

3 義援金の募集

義援金の募集は、日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会が、募集方法、募集期間等を定めて実施する。

なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあっては本社を通じて各都道府県支部に、香川県共同募金会にあっては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行うものとする。

さぬき市地域防災計画（一般対策編）

発 行 令和2年3月
編 集 さぬき市防災会議
(さぬき市総務部危機管理課)
住 所 〒769-2195 さぬき市志度 5385番地8
電話 087-894-1115
